

大洲市  
高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画

【第8期計画：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】



大洲市



# はじめに

我が国の総人口は、平成 20 年をピークに減少している反面、高齢者人口は、少子化・高齢化の影響により増加しています。本市においても超高齢社会を迎えており、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる、生きがいと尊厳を持ちながら、健やかに自立した日常生活を営めるような持続可能な地域づくりが喫緊の課題となっています。

そのような中、令和 2 年 1 月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、感染拡大によって日常生活や地域経済にも大きな影響を与え、現在、コロナ禍を踏まえた新しい生活様式の確立が求められており、様々な分野や社会システムにおいて大きな転換点を迎えています。

本市ではこれまで、予防、介護、医療、生活支援、住まいを一体的・継続的に提供し、地域の中で包括的な支援・サービスの提供体制を実現する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてまいりました。

第 8 期となる本計画におきましては、団塊の世代が 75 歳以上となり本格的な超高齢社会を迎える令和 7 年、そして団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年を見据えて、地域住民や多様な主体が参画しながら、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、心豊かに生活できる地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、認知症施策の推進のほか、在宅医療・介護の連携、更には、災害や感染症対策に係る体制整備等に取り組んでいくこととしています。

前計画に引き続き「すべての市民がともにささえあい 生き生きと暮らせるまち 大洲市」を基本理念として、市民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を一層推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご提言を賜りました「大洲市地域福祉推進委員会」委員の皆様、各種アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の皆様に深く感謝を申し上げます。今後とも本計画の実現に向け全力で取り組んでまいりますので、本市の福祉行政の推進のためにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

大洲市長 二 宮 隆 久



# 目 次

## 【総 論】

<b>第 1</b>	<b>計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1.	計画策定の目的.....	1
2.	計画策定の意義.....	2
3.	法的位置づけ.....	2
4.	上位計画との関係.....	2
5.	計画の期間.....	3
6.	計画の策定体制.....	3
7.	第 8 期計画の基本方針.....	4
<b>第 2</b>	<b>高齢者人口、介護サービス等の推移</b> .....	<b>6</b>
1.	大洲市の人口構造.....	6
2.	要支援・要介護認定者の推移.....	9
3.	人口推計.....	12
4.	高齢者人口構成の推計.....	13
5.	認定者数の推計.....	14
6.	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況.....	14
7.	リハビリテーション提供体制.....	15
8.	給付の状況.....	20
<b>第 3</b>	<b>日常生活圏域ニーズ調査等調査結果</b> .....	<b>23</b>
1.	調査概要.....	23
2.	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋).....	24
3.	在宅介護実態調査結果(抜粋).....	28
4.	高齢者に関する市民意識調査結果(抜粋).....	34
<b>第 4</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	<b>36</b>
1.	基本理念.....	36
2.	施策の体系.....	37
3.	地域包括ケアシステムについて.....	38
<b>第 5</b>	<b>日常生活圏域の設定</b> .....	<b>42</b>

## 【各 論】

<b>第 1</b>	<b>高齢者の健康づくり</b> .....	<b>45</b>
1.	特定健康診査及び後期高齢者健康診査.....	45
2.	健康教育.....	46
3.	健康相談.....	47
4.	訪問指導.....	48
5.	がん検診.....	49

6.	今後の活動方針	50
<b>第2</b>	<b>高齢者福祉サービスの充実</b>	<b>51</b>
1.	地域支援事業	51
2.	在宅福祉事業	66
3.	福祉施設	68
4.	社会福祉協議会活動	70
<b>第3</b>	<b>介護保険サービスの充実</b>	<b>82</b>
1.	在宅介護サービスの充実	82
2.	地域密着型サービスの提供	85
3.	施設介護サービスの提供	93
4.	第1号被保険者の介護保険料	94
<b>第4</b>	<b>介護給付適正化計画</b>	<b>101</b>
1.	要介護認定の適正化	101
2.	ケアプランの点検	102
3.	住宅改修等の点検	102
4.	縦覧点検、医療情報との突合	103
5.	介護給付費通知	103
6.	その他の取組	104
<b>第5</b>	<b>高齢者の生きがいと社会参加活動の充実</b>	<b>106</b>
1.	生涯学習の推進	106
2.	老人クラブ活動の促進	107
3.	シルバー人材センター	108
4.	世代間交流(三世代)の推進	109
<b>第6</b>	<b>高齢者に優しい環境整備</b>	<b>110</b>
1.	多様な「住まい」の普及推進	110
2.	住みよい福祉のまちづくりの推進	111
3.	災害時や感染症対策における環境整備	112
<b>第7</b>	<b>成年後見制度利用促進基本方針</b>	<b>113</b>
1.	成年後見制度の利用促進に当たって	113
2.	成年後見制度の現状と課題について	114
3.	成年後見制度利用促進に当たっての目標及び具体的な取組等	119
<b>第8</b>	<b>資料編</b>	<b>124</b>
1.	介護保険制度改正のポイント	124
2.	大洲市地域福祉推進委員会設置要綱	127
3.	大洲市地域福祉推進委員会委員名簿	129
4.	計画策定の経過(地域福祉推進委員会の開催状況等)	130

# 総論



# 第1 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の目的

我が国の総人口は、令和2(2020)年3月1日現在、1億2,596万2千人と前年同月に比べ約28万7千人減少しています。一方で後期高齢者(75歳以上)人口は約1,863万3千人となっており、いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年には高齢化率が32.1%、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には37.7%となる見込みとなっています。

こうした背景を踏まえ「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備に向け、本計画において具体的な取組内容やその目標が計画に位置づけられました。

また、令和元(2019)年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を送れる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発、本人発信支援、②予防、③医療、ケア、介護サービス、介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援、⑤研究開発、産業促進、国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

また、認知症等により判断能力が十分ではない方々が、日常生活を円滑に送れるように社会全体で支え合うことが、喫緊の課題となっていることから、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定しました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定める必要があります。

こうした中、「第7期計画」を見直す時期を迎え、本市の地域特性に鑑み、「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第8期計画：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】」は、大洲市におけるすべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるよう、介護、介護予防、生活支援などの各種施策、サービスの提供量、提供体制、介護保険財政の安定化の方策等を示し、市民とともに推進していくことを目的に策定するものです。

## 2. 計画策定の意義

---

団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7(2025)年、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年に対応すべく、高齢者保健福祉施策及び介護保険施策を展開していくためには、保健、医療、福祉が一体となって、健康づくりや生きがいづくり、生活環境の整備等を推進していくことが重要となります。

「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第8期計画：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】」は、高齢者の状況や地域の実情を踏まえた施策を計画的かつ着実に推進していけるように、市が目指すべき目標や施策の方向を明らかにし、長期的な視点とより広い視野を持って策定するものです。

## 3. 法的位置づけ

---

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づき策定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法第116条第1項による国の基本指針に沿って、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

上述のとおり、「介護保険事業計画」は3年を1期として計画内容を見直す必要があります。そのため、本年度、新たに令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までを計画期間とする第8期計画の策定を行います。

また、併せて、健康増進法第8条第2項の規定に基づき策定する「健康増進計画（高齢者対象部分）」としても位置づけます。

## 4. 上位計画との関係

---

第2次大洲市総合計画では、[きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～]をまちづくりの将来像として、また、基本目標の「安心きらめくまちづくり」において、「保健、医療の充実」「福祉の充実」の2つを施策の大綱として設定しています。

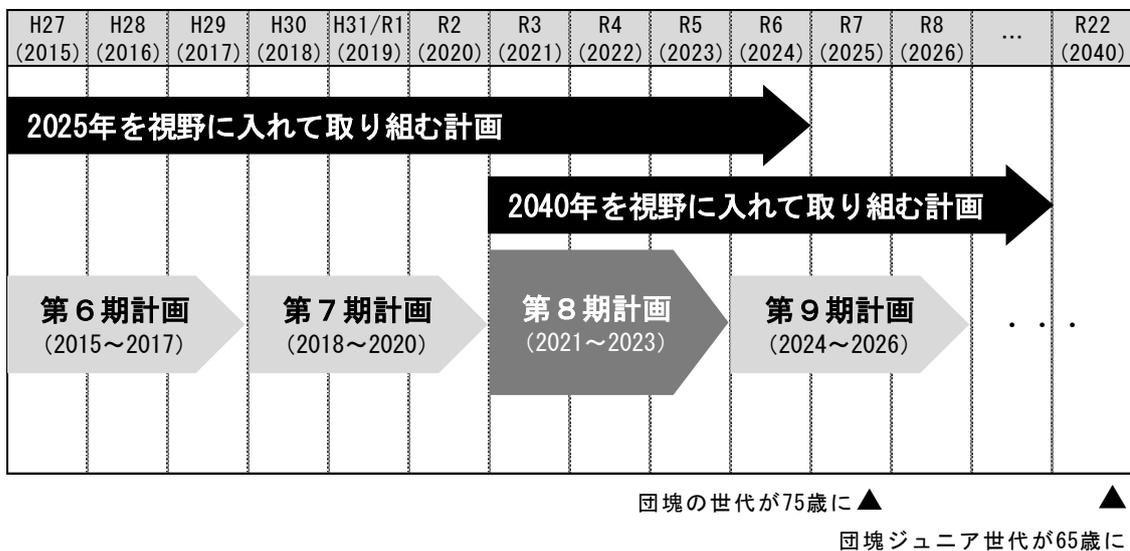
この施策の大綱は、保健、医療と連携した本市の高齢者施策において、基本的な考え方を明示しています。

本計画は、第2次大洲市総合計画や福祉関連計画等の基本的考え方を踏まえ、高齢者に関する専門的、個別的な領域を受け持つとともに、「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」との連携、整合性を図っています。

## 5. 計画の期間

「大洲市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画【第8期計画】」は令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を目標年度とする3年間の計画です。

また、第7期計画における地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承し、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22(2040)年までの高齢者の動向を見据え、計画の基礎となる人口や要支援・要介護認定者数のほか、サービス水準や給付費、保険料水準についても令和22(2040)年までの水準を検証しながら推計するものとし、大洲市のサービスの方向性や基盤整備、生活支援サービスの整備等を踏まえながら、令和3(2021)年度からの3年間の取組として、介護保険サービス量(目標量)等の設定を行います。



## 6. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、高齢福祉課を事務局とし、庁内の関係各課と連携を図るとともに、保健、医療、福祉関係機関、団体、サービス事業者や市民等の代表者からなる「大洲市地域福祉推進委員会」にて審議を重ね、本市の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業施策の3年間の計画を審議して策定しました。

## 7. 第8期計画の基本方針

---

### (1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる令和22(2040)年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第8期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置づけます。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図ります。

### (2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指します。

### (3) 介護予防・健康づくり施策の充実、推進(地域支援事業等の効果的な実施)

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化し、切れ目のない健康づくり支援を行い健康寿命の延伸対策に取り組めます。

その際、一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進に当たってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行う、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成する、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実、推進、在宅医療、介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図る、要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標設定等を重視し、本市の施策として充実、推進していきます。

### (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県、市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、本市においても「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も整備されました。また、生活面で困難を抱える高齢者が増加しており、愛媛県と大洲市の情報連携を強化し、住まいと生活支援を推進します。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅も整備され、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、愛媛県と連携しながらこれらの入居者定員総数を把握し、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めます。

## (5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

本市では、「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても本人の意思が尊重され希望を持って住み慣れた家で日常生活を送れる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、施策を推進します。

具体的な施策として認知症予防に関するデータを収集し、通いの場における活動を普及することによる認知症予防の取組、また、認知症初期状態における集中支援を実施することによる自立生活のサポートを行います。また、認知症に対する地域住民への知識の普及啓発を実施することにより、地域で認知症の人を支えることができるよう、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

## (6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和7(2025)年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載するとともに、愛媛県と大洲市が連携し、介護人材確保の取組を計画的に推進します。

さらに総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット、ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を支援します。

## (7) 災害や感染症対策に係る体制整備

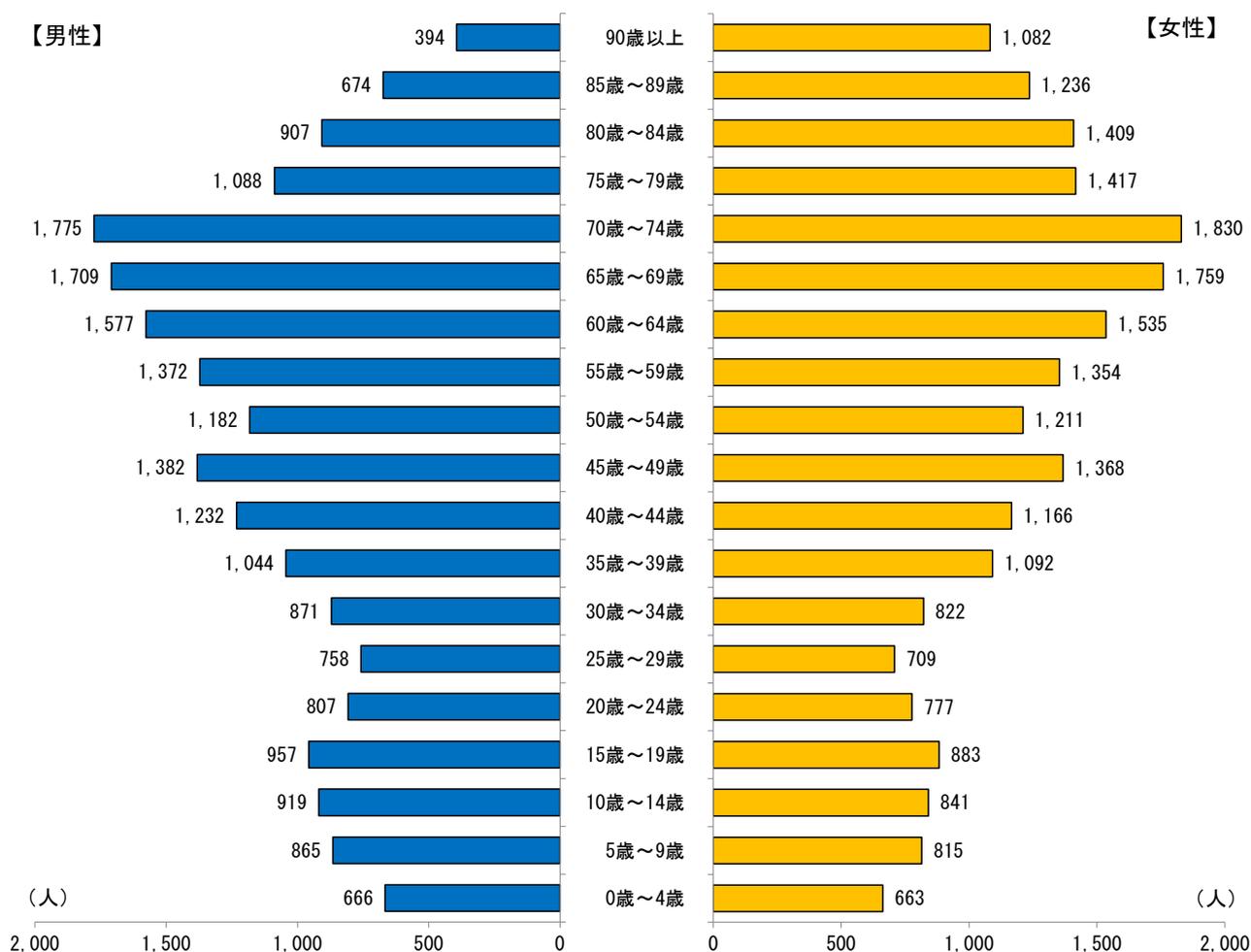
新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛要請や、平成30年7月豪雨災害で多数の高齢者が被災し、避難所での生活を余儀なくされた方が相次いだことを受け、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等の実施や、関係部局と連携し、災害や感染症の発生時に必要な物資（マスクやガウン等）についての備蓄、調達、輸送体制の整備等を図るとともに、日常とは異なる生活を送ることになる高齢者の精神的不安の解消を図ります。

## 第2 高齢者人口、介護サービス等の推移

### 1. 大洲市の人口構造

#### (1) 現在の人口

令和2(2020)年9月末日時点の総人口(42,148人)の5歳毎分布をみると、男性、女性ともに70～74歳が最も多くなっています。



※資料：住民基本台帳 令和2(2020)年9月末日現在

## (2) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和 2(2020)年では 42,148 人と、平成 27(2015)年の 45,689 人から 5 年間で 3,541 人減少しています。

一方で、高齢者人口（65 歳以上）は平成 27(2015)年から平成 30(2018)年に掛けて増加するものの、令和元(2020)年では減少し、令和 2(2020)年に若干増加しています。

総人口、年少人口、生産年齢人口の減少により高齢化率は年々上昇し、令和 2(2020)年では 36.3%となっています。また、総人口に占める 75 歳以上の割合は令和 2(2020)年では 19.5%となっています。

## (3) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、平成 27(2015)年から令和 2(2020)年に掛けて前期高齢者（65 歳～74 歳）は年々増加し、後期高齢者（75 歳以上）は平成 28(2016)年まで増加していますが、平成 30(2018)年以降減少しています。

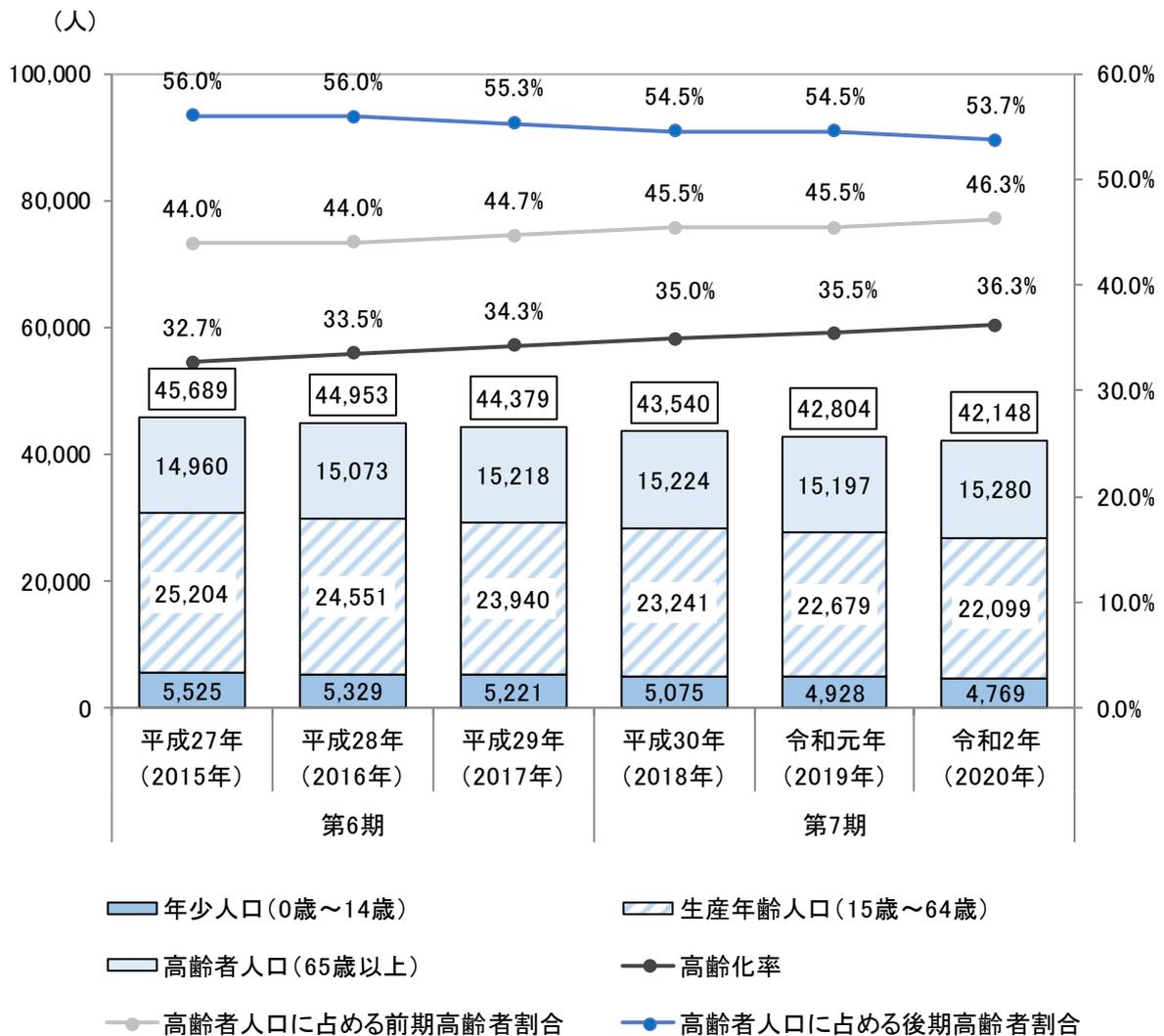
令和 2(2020)年には前期高齢者が 7,073 人、後期高齢者が 8,207 人となっています。平成 27(2015)年から比べると前期高齢者は 495 人の増加、後期高齢者は 175 人の減少となっています。

高齢者人口に占める前期高齢者の割合は上昇傾向、後期高齢者の割合は下降傾向で推移しており、令和 2(2020)年では前期高齢者が 46.3%、後期高齢者が 53.7%となっています。

単位：人

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	45,689	44,953	44,379	43,540	42,804	42,148
年少人口 (0歳～14歳)	5,525	5,329	5,221	5,075	4,928	4,769
生産年齢人口 (15歳～64歳)	25,204	24,551	23,940	23,241	22,679	22,099
40歳～64歳	14,817	14,499	14,202	13,928	13,699	13,379
高齢者人口 (65歳以上)	14,960	15,073	15,218	15,224	15,197	15,280
65歳～74歳 (前期高齢者)	6,578	6,639	6,796	6,921	6,911	7,073
75歳以上 (後期高齢者)	8,382	8,434	8,422	8,303	8,286	8,207
高齢化率	32.7%	33.5%	34.3%	35.0%	35.5%	36.3%
高齢者人口に占める前期高齢者割合	44.0%	44.0%	44.7%	45.5%	45.5%	46.3%
高齢者人口に占める後期高齢者割合	56.0%	56.0%	55.3%	54.5%	54.5%	53.7%
総人口に占める75歳以上の割合	18.3%	18.8%	19.0%	19.1%	19.4%	19.5%

※資料：住民基本台帳 令和2(2020)年9月末日現在



※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在

## 2. 要支援・要介護認定者の推移

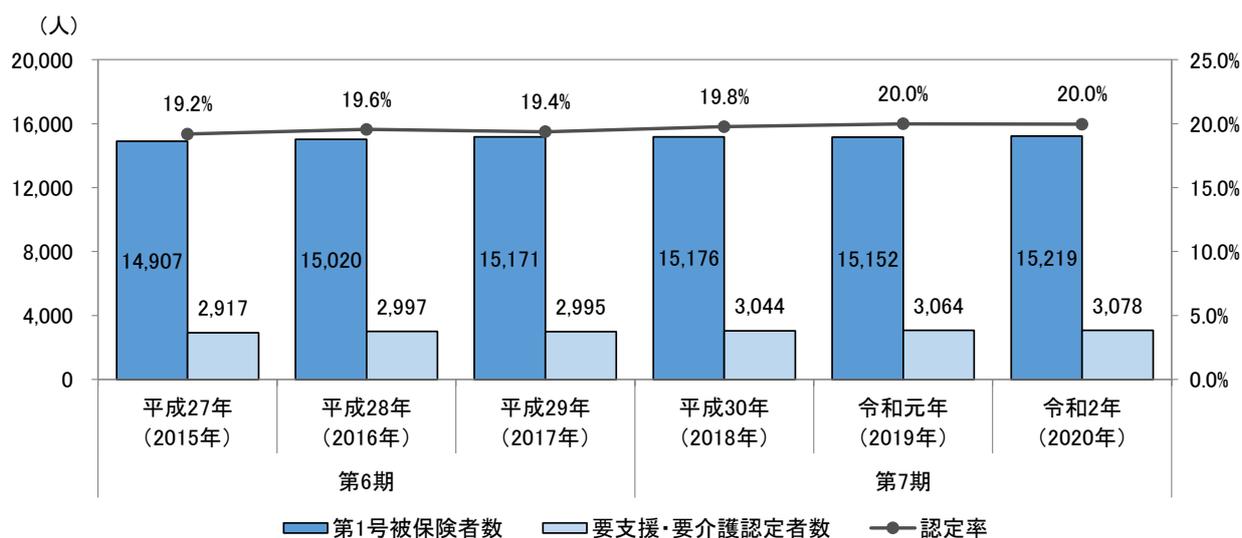
### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和2(2020)年は3,078人となっており、平成27(2015)年の2,917人と比較すると、161人増加となっています。

認定率は令和元(2019)年、令和2(2020)年で20.0%となっています。

単位：人

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
第1号被保険者数	14,907	15,020	15,171	15,176	15,152	15,219
要支援・要介護認定者数	2,917	2,997	2,995	3,044	3,064	3,078
第1号被保険者	2,861	2,937	2,939	2,999	3,028	3,038
第2号被保険者	56	60	56	45	36	40
認定率	19.2%	19.6%	19.4%	19.8%	20.0%	20.0%



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年9月末日現在

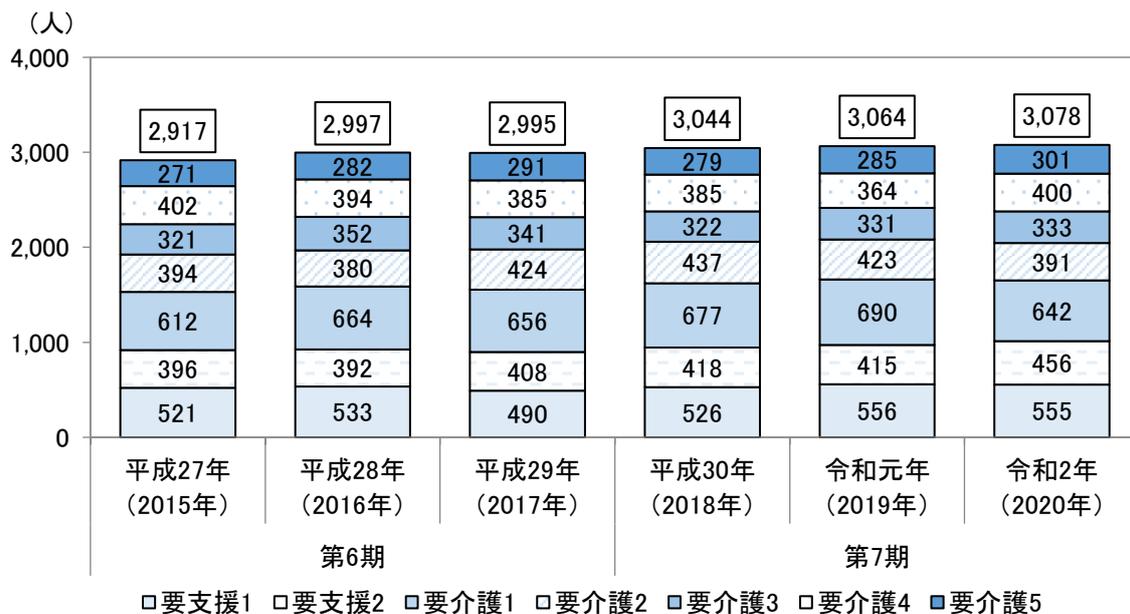
※本指標の「認定率」は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数。

## (2) 要支援・要介護認定者数の推移の内訳

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、平成27(2015)年から令和2(2020)年に掛けてすべての介護度で増減を繰り返していますが、要支援2、要介護3、要介護5は増加傾向にあります。

単位：人

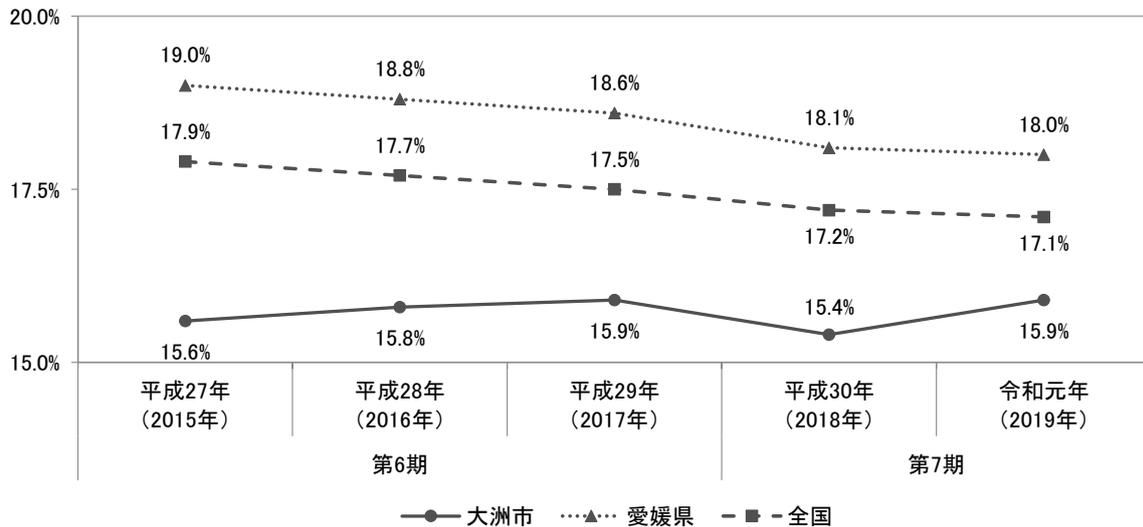
区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
要支援・要介護認定者数	2,917	2,997	2,995	3,044	3,064	3,078
要支援1	521	533	490	526	556	555
要支援2	396	392	408	418	415	456
要介護1	612	664	656	677	690	642
要介護2	394	380	424	437	423	391
要介護3	321	352	341	322	331	333
要介護4	402	394	385	385	364	400
要介護5	271	282	291	279	285	301



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年9月末日現在

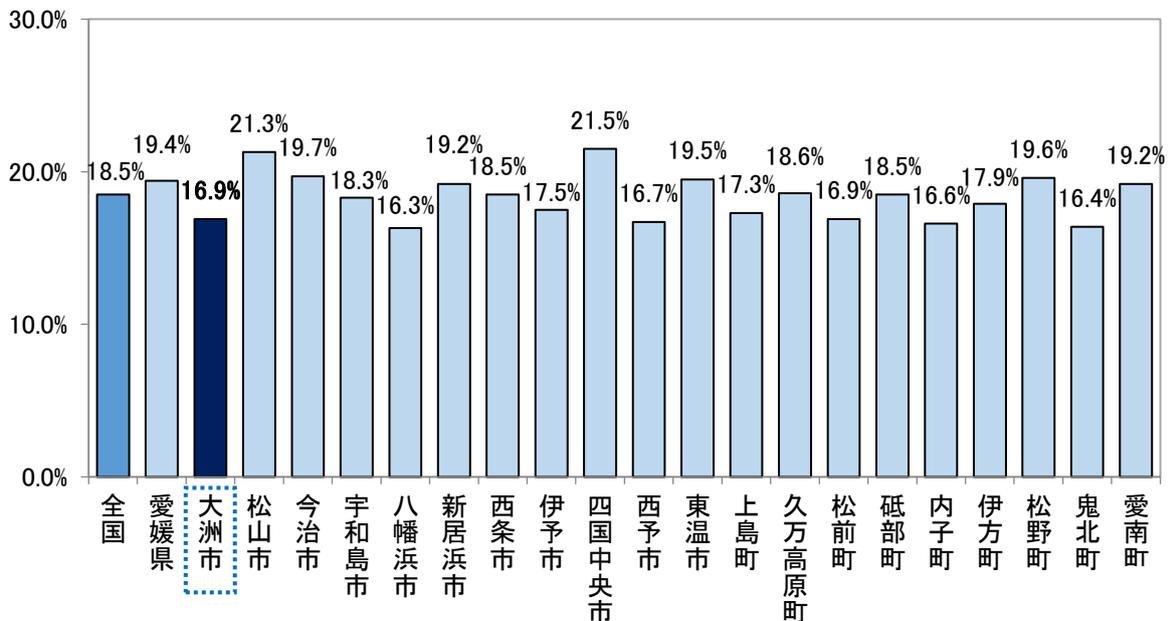
### (3) 調整済み認定率の比較

大洲市の調整済み認定率は、平成 27(2015)年から平成 29(2017)年に掛けて増加傾向で推移しています。平成 30(2018)年では 15.4%と減少しますが、令和元(2019)年では 15.9%と再び増加しています。また、すべての年で全国、愛媛県より低い水準で推移しています。



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年3月末日現在

※調整済み認定率：性、年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構成は平成27(2015)年1月1日時点の全国平均の構成。



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）令和元(2019)年時点（性、年齢構成を考慮しない調整済認定率を使用）

※調整済み認定率：性、年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構成は令和元年度の全国的な全国平均の構成。

### 3. 人口推計

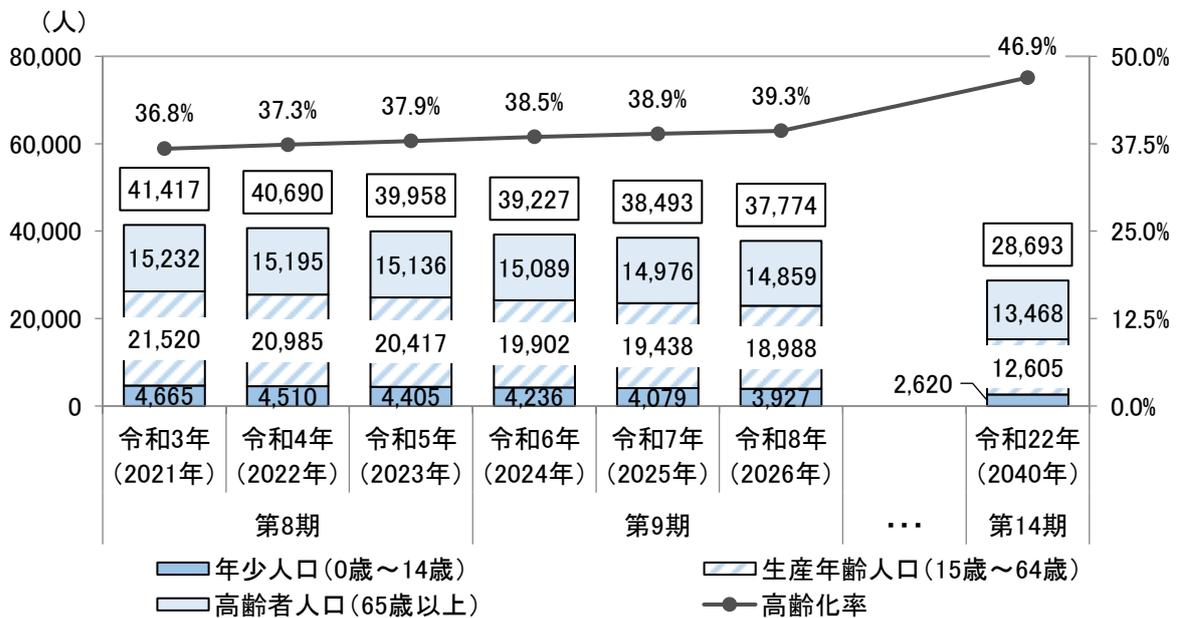
将来人口の推計をみると、総人口は今後も減少し、令和5(2023)年では39,958人と、令和2(2020)年(42,148人)から2,190人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和7(2025)年では38,493人、令和22(2040)年では28,693人となっています。

一方で、高齢者人口も減少傾向となっていますが、内訳をみると、後期高齢者人口は増加を続けます。

また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和7(2025)年では22.6%、さらに令和22(2040)年では30.3%となる見込みとなっています。

区分	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
総人口	41,417	40,690	39,958	39,227	38,493	37,774	28,693
年少人口(0歳～14歳)	4,665	4,510	4,405	4,236	4,079	3,927	2,620
生産年齢人口(15歳～64歳)	21,520	20,985	20,417	19,902	19,438	18,988	12,605
40歳～64歳	13,133	12,887	12,648	12,397	12,160	11,923	8,182
高齢者人口(65歳以上)	15,232	15,195	15,136	15,089	14,976	14,859	13,468
65歳～74歳(前期高齢者)	7,129	6,948	6,762	6,568	6,272	6,075	4,776
75歳以上(後期高齢者)	8,103	8,247	8,374	8,521	8,704	8,784	8,692
高齢化率	36.8%	37.3%	37.9%	38.5%	38.9%	39.3%	46.9%
総人口に占める75歳以上の割合	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.6%	23.3%	30.3%

単位：人



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。令和22(2040)年のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団(コーホート)の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

## 4. 高齢者人口構成の推計

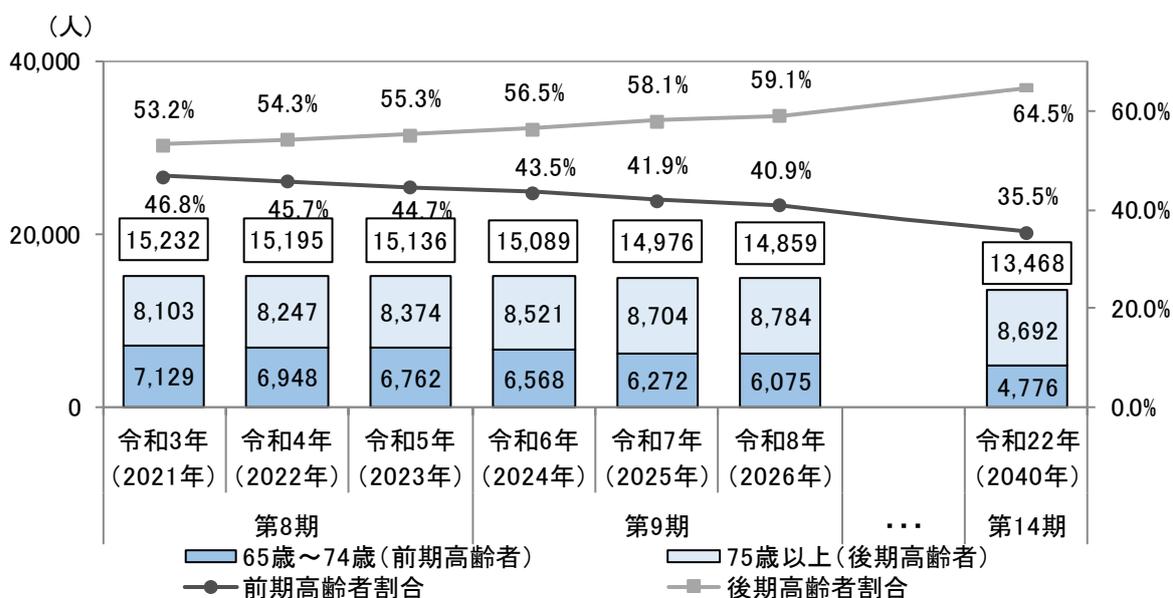
高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向となっており、令和5(2023)年では前期高齢者が6,762人、後期高齢者が8,374人となっています。

また、令和7(2025)年の高齢者人口は14,976人、令和22(2040)年は13,468人と、高齢者人口は年々減少する見込みとなっています。

高齢者人口に占める前期高齢者の割合は年々減少、後期高齢者の割合は年々増加する見込みとなっています。

単位：人

区分	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
高齢者人口(65歳以上)	15,232	15,195	15,136	15,089	14,976	14,859	13,468
65歳～74歳(前期高齢者)	7,129	6,948	6,762	6,568	6,272	6,075	4,776
75歳以上(後期高齢者)	8,103	8,247	8,374	8,521	8,704	8,784	8,692
前期高齢者割合	46.8%	45.7%	44.7%	43.5%	41.9%	40.9%	35.5%
後期高齢者割合	53.2%	54.3%	55.3%	56.5%	58.1%	59.1%	64.5%



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計

令和22(2040)年のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より

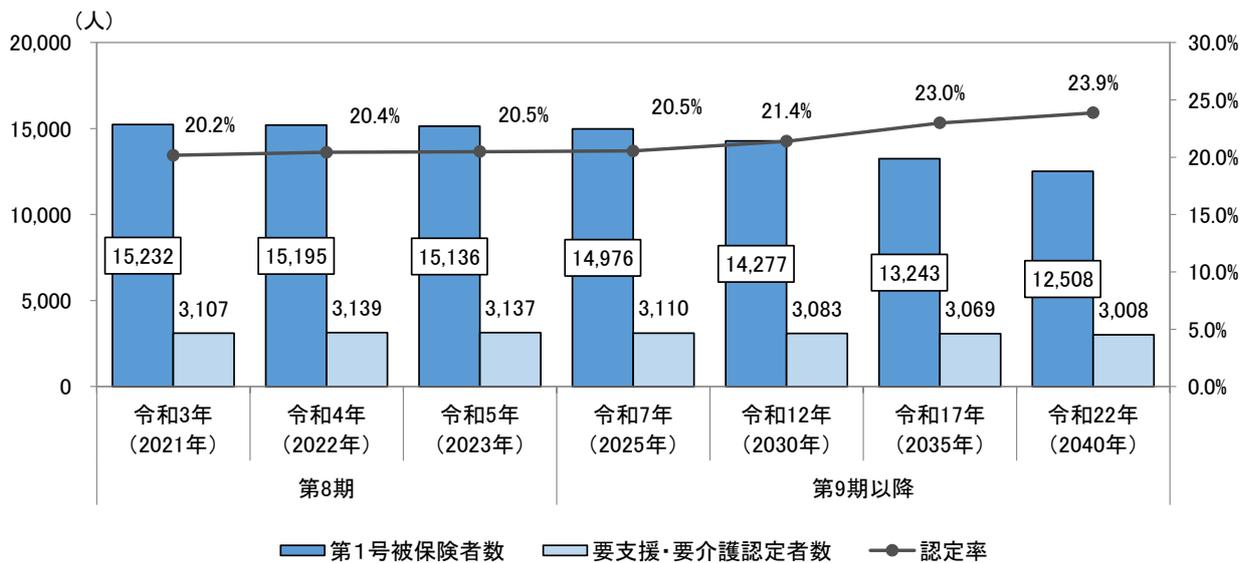
## 5. 認定者数の推計

認定者数の推計をみると、令和4(2022)年まで増加し、令和5(2023)年から減少する見込みとなっています。

しかし、認定率は増加する見込みとなっており、令和5(2023)年、令和7(2025)年では20.5%、令和22(2040)年では23.9%となる見込みです。

単位：人

区分	第8期			第9期以降			
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第1号被保険者数	15,232	15,195	15,136	14,976	14,277	13,243	12,508
要支援・要介護認定者数	3,107	3,139	3,137	3,110	3,083	3,069	3,008
第1号被保険者	3,071	3,103	3,101	3,076	3,053	3,044	2,986
第2号被保険者	36	36	36	34	30	25	22
認定率	20.2%	20.4%	20.5%	20.5%	21.4%	23.0%	23.9%



※資料：将来推計人口及び厚労省「介護保険事業状況報告」令和2(2020)年9月月報を基に、地域包括ケア「見える化」システムで推計

## 6. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況

令和2年6月30日現在の有料老人ホームは9箇所(介護付き有料老人ホーム3箇所、住宅型有料老人ホーム3箇所)、サービス付き高齢者向け住宅3箇所となっています。

施設種別	施設数	定員数	入居者数
介護付き有料老人ホーム	3箇所	112人	108人
住宅型有料老人ホーム	3箇所	25人	23人
サービス付き高齢者向け住宅	3箇所	146人	135人

## 7. リハビリテーション提供体制

### (1) 目標

大洲市では要介護者の身体機能低下や、認知機能低下等の原因として多彩な病態や障がいと考えられることから、「心身機能」「活動」「参加」に働き掛けるリハビリテーションを提供することが必要と考えています。

そのため、リハビリテーション提供体制の構築を目指し、地域のリハビリテーションの資源や供給量、需要を基に介護保険の現状や課題を把握し、適切な施策へつなげるため、ストラクチャー指標やプロセス指標を活用します。また、実地指導などを通じて、現状把握に基づいた改善の継続により、本人の自立した生活を目指し、生活の質の向上に努めます。

### (2) 現状分析

#### 【ストラクチャー指標】

##### ①従事者数（理学療法士）

本市の従事者（理学療法士）は10人（認定者1万対34.03）となっています。

従事者数 (理学療法士)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	18,480	199	10	58	33	6	5	14	26	5	17
[認定者1万対]	29.42	22.23	34.03	20.07	29.15	10.20	21.06	18.25	38.46	21.47	27.58
従事者数 (理学療法士)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	5	9	-	2	2	2	3	-	-	2	1
[認定者1万対]	15.55	42.65	-	19.67	12.85	16.35	23.04	-	-	22.05	5.36

※資料：平成29(2017)年時点

##### ②従事者数（作業療法士）

本市の従事者（作業療法士）は14人（認定者1万対47.64）となっています。

従事者数 (作業療法士)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	10,273	180	14	47	21	8	9	19	16	8	14
[認定者1万対]	16.35	20.11	47.64	16.26	18.55	13.60	37.91	24.77	23.67	34.35	22.71
従事者数 (作業療法士)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	3	8	-	-	3	6	4	-	-	1	3
[認定者1万対]	9.33	37.91	-	-	19.28	49.06	30.72	-	-	11.03	16.09

※資料：平成29(2017)年時点

### ③従事者数（言語聴覚士）

本市の従事者（言語聴覚士）は0人となっています。

従事者数 (言語聴覚士)	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	1,923	18	0	5	7	-	-	1	3	-	1
[認定者1万対]	3.06	2.01	0.00	1.73	6.18	-	-	1.30	4.44	-	1.62
従事者数 (言語聴覚士)	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
[認定者1万対]	-	4.74	-	-	-	-	-	-	-	-	10.73

※資料：平成29(2017)年時点

### 【プロセス指標】

#### ①短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者

短期集中リハビリテーション実施加算とは、介護老人保健施設に入所したリハビリテーションが必要な入所者に、できるだけ早期に在宅復帰できるようにリハビリテーションを提供することを評価する加算です。

本市の短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者は122人(認定者1万対406.11)となっています。

短期集中個別リ ハビリテーション 実施加算算定 者数	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	89,428	1,377	122	318	195	61	75	110	140	33	70
[認定者1万対]	136.36	149.42	406.11	104.58	171.31	104.24	309.54	141.43	196.64	142.56	110.18
短期集中個別リ ハビリテーション 実施加算算定 者数	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	71	50	3	5	19	28	36	18	0	6	15
[認定者1万対]	215.43	236.57	56.66	49.63	116.55	220.45	271.97	190.97	7.94	65.96	78.01

※資料：令和元(2019)年時点

## ②認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者

認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症を持つ高齢者に対して、短期間かつ集中的にリハビリテーションを行った際に加算されるものです。

本市の認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者は11人(認定者1万対35.28)となっています。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	21,561	319	11	124	27	14	3	22	48	23	9
[認定者1万対]	32.88	34.59	35.28	40.84	23.52	23.75	10.63	28.31	67.97	99.61	13.51
認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	8	5	1	2	12	8	2	0	-	-	1
[認定者1万対]	23.06	23.78	17.97	17.61	71.03	65.74	11.20	3.47	-	-	6.21

※資料：令和元(2019)年時点

## ③個別リハビリテーション実施加算算定者

個別リハビリテーション実施加算とは、退院、退所日等から3月以内の利用者に対して、身体機能の回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施することを評価する加算です。

入院、入所中にリハビリテーションを受けていた方は、退院、退所直後に機能が低下することがあり、それを防止するために、退院、退所後できるだけ早期に訪問、通所リハビリテーション等でリハビリテーションを受けることが効果的であると考えられています。

本市の個別リハビリテーション実施加算算定者は39人(認定者1万対129.17)となっています。

個別リハビリテーション実施加算算定者	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	37,628	622	39	166	81	45	27	15	75	3	44
[認定者1万対]	57.37	67.49	129.17	54.73	70.57	75.94	111.07	19.76	105.12	12.63	69.13
個別リハビリテーション実施加算算定者	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	35	24	3	1	8	5	28	3.83	0.92	4	15
[認定者1万対]	106.19	113.73	49.75	11.21	46.02	39.84	209.11	39.93	21.83	47.38	79.34

※資料：令和元(2019)年時点

#### ④経口維持加算算定者

経口維持加算とは入所者が認知機能や摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口摂食が困難となった場合でも、口で食べる楽しみを得られるように、多職種共同での支援の充実と促進を図ることを目的としている加算です。

多職種が共同して入所者の食事を観察したり、会議を行うなど、経口による継続的な摂食ができるように経口維持計画を作成し、実施した場合に加算される「経口維持加算（Ⅰ）」、施設が協力歯科医療機関を定めた上で、会議や食事の観察に、医師や歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士の内からいずれか1名以上が加わった場合に追加で加算できる「経口維持加算（Ⅱ）」の2種類あります。

本市の経口維持加算算定者は6人（認定者1万対18.33）となっています。

経口維持加算算定者数	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	33,667	278	6	86	103	6	7	1	6	4	22
[認定者1万対]	51.33	30.15	18.33	28.34	90.37	10.24	29.82	0.64	7.85	15.16	33.97
経口維持加算算定者数	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	0	10	0	-	1	10	14	1	-	-	2
[認定者1万対]	0.76	49.53	1.38	-	7.50	80.35	103.31	7.81	-	-	10.20

※資料：令和元(2019)年時点

#### ⑤リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者

リハビリテーションマネジメント加算は、都道府県や市町村の指定を受けた通所リハビリ、訪問リハビリ（ともにに介護予防含む）で算定することができます。S（Survey 調査）P（Plan 計画）D（Do 実行）C（Check 評価）A（Action 改善）のサイクル構築と、リハビリテーションの継続的な管理に対して加算されるもので、「ご利用者の日常生活における活動の質の向上」を図るために行われる、リハビリテーションの提供を促進することを目的としています。このリハビリテーションマネジメント加算には、算定の要件の異なる（Ⅰ）～（Ⅳ）が存在します。

本市のリハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者は24人（認定者1万対80.28）となっています。

リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	105,817	1,585	24	719	250	34	82	57	121	46	53
[認定者1万対]	161.35	172.01	80.28	236.41	218.94	57.31	336.62	73.49	169.57	198.86	83.29
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	51	81	1	5	21	26	2	5	3	4	1
[認定者1万対]	155.62	386.75	11.06	49.63	125.55	205.84	16.80	54.69	61.51	46.45	3.10

※資料：令和元(2019)年時点

⑥通所リハビリテーション（短時間（1時間以上2時間未満））算定者

通所リハビリテーションとは、要介護者が介護老人保健施設、病院、診療所等に併設された施設、介護医療院に通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門スタッフによる「機能の維持回復訓練」や「日常生活動作訓練」が受けられるサービスです。リハビリテーションがメインの通所系サービスで、主治医の指示によって受けることとなっています。

本市の通所リハビリテーション（短時間（1時間以上2時間未満））算定者は4人（認定者1万対11.94）となっています。

通所リハビリテーション算定者数	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	43,630	616	4	110	217	17	0	47	77	7	100
[認定者1万対]	66.53	66.86	11.94	36.15	190.53	28.44	0.69	59.93	108.63	28.87	157.14
通所リハビリテーション算定者数	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	2	22	3	1	6	2	2	0	-	0	1
[認定者1万対]	6.08	102.63	55.28	5.60	33.01	14.61	13.69	4.34	-	0.93	3.55

※資料：令和元(2019)年時点

⑦生活機能向上連携加算算定者

生活機能向上連携加算とは、訪問リハビリテーション事業所や通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問する時に、訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行するなどして共同でアセスメントを行い、訪問介護計画書を作成しその後3ヵ月間、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と連携して訪問介護を行った場合に算定できるものです。

本市の生活機能向上連携加算算定者は99人（認定者1万対328.33）となっています。

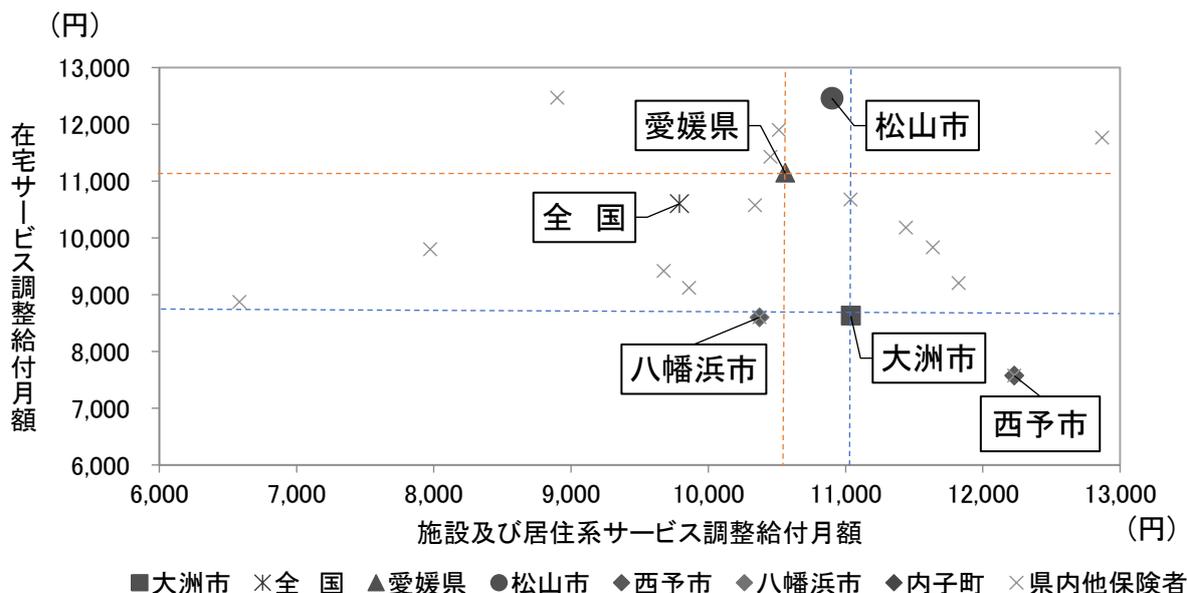
生活機能向上連携加算算定者	全国	愛媛県	大洲市	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	伊予市	四国中央市
合計	130,283	2,376	99	993	237	29	37	7	164	44	280
[認定者1万対]	198.65	257.95	328.33	326.53	207.84	49.91	151.17	9.40	231.10	191.28	440.47
生活機能向上連携加算算定者	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町
合計	365	37	-	7	41	16	9	4	7	0	0
[認定者1万対]	1,108.83	175.54	-	64.84	247.10	130.81	67.84	44.27	160.71	2.79	1.33

※資料：令和元(2019)年時点

## 8. 給付の状況

### (1) 第1号被保険者1人当たり調整給付月額

第1号被保険者1人当たり調整給付月額の状況をみると、施設及び居住系サービスの給付月額は11,039円で全国の9,790円、愛媛県の10,561円を上回っています。在宅サービスは8,629円で全国の10,600円、愛媛県の11,147円を下回っています。



※資料：厚労省「介護保険総合データベース」、「介護保険事業状況報告（年報）」平成30(2018)年現在

※調整給付月額は、第1号被保険者の性、年齢構成を調整し、単位数に一律10円を乗じ、さらに実効給付率を乗じた数。

※実効給付率とは、当該年度の給付額の合計を費用額の合計で除した割合。

※本指標の「在宅サービス調整給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

※本指標の「施設及び居住系サービス調整給付月額」は、第1号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

※在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、福祉用具貸与、介護予防支援、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護を指す。

※施設及び居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

## (2) 計画値との対比

### ①介護予防サービス

介護予防サービスの合計の計画対比は、平成30(2018)年度103.8%、令和元(2019)年度103.5%と概ね見込みどおりとなっています。

		平成30年度			令和元年		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	給付費(千円)						
	人数(人)						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	452	7	0	905	97	10.7%
	回数(回)	4.7	0.1	1.8%	9.4	1.1	11.5%
介護予防訪問看護	人数(人)	1	0	8.3%	2	0	12.5%
	給付費(千円)	22,596	20,383	90.2%	23,486	19,261	82.0%
介護予防訪問看護	回数(回)	585.7	523.4	89.4%	607.4	500.5	82.4%
	人数(人)	63	57	90.2%	65	59	91.4%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,790	6,119	161.4%	4,082	6,854	167.9%
	回数(回)	114.4	176.8	154.6%	123.2	195.3	158.5%
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	13	20	152.6%	14	21	150.0%
	給付費(千円)	634	860	135.7%	650	908	139.8%
介護予防通所介護	人数(人)	9	10	109.3%	9	11	118.5%
	給付費(千円)						
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)						
	給付費(千円)	41,869	42,878	102.4%	43,255	50,129	115.9%
介護予防短期入所生活介護	人数(人)	118	111	94.2%	122	123	100.8%
	給付費(千円)	7,478	3,755	50.2%	7,767	1,758	22.6%
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	113.0	69.5	61.5%	118.6	27.3	23.0%
	人数(人)	15	8	51.7%	16	5	31.8%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	2,148	455	21.2%	2,459	1,063	43.2%
	日数(日)	21.6	5.8	27.0%	25.2	9.4	37.4%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	人数(人)	4	1	29.2%	5	2	46.7%
	給付費(千円)	0	0	-	0	462	-
介護予防福祉用具貸与	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	6.4	-
	人数(人)	0	0	-	0	1	-
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	14,923	22,293	149.4%	15,453	24,760	160.2%
	人数(人)	280	355	126.7%	290	382	131.6%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,310	2,811	121.7%	2,633	2,419	91.9%
	人数(人)	8	11	137.5%	9	8	88.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	10,401	9,719	93.4%	10,401	7,914	76.1%
	人数(人)	11	12	109.1%	11	10	90.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	11,070	12,978	117.2%	11,702	12,483	106.7%
	人数(人)	14	15	109.5%	15	16	104.4%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	680	0	0.0%	680	0	0.0%
	回数(回)	7.2	0.0	0.0%	7.2	0.0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	給付費(千円)	3,030	4,158	137.2%	3,032	4,808	158.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	5	5	106.7%	5	6	115.0%
	給付費(千円)	2,407	251	10.4%	4,816	0	0.0%
介護予防支援	人数(人)	1	0	16.7%	2	0	0.0%
	給付費(千円)	21,370	23,945	112.0%	21,379	25,060	117.2%
合計	人数(人)	400	451	112.9%	400	474	118.4%
	給付費(千円)	145,158	150,613	103.8%	152,700	157,977	103.5%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※資料：厚労省「介護保険事業状況報告(月報)」合計

## ②介護サービス

介護サービスの合計の計画対比は、平成30(2018)年度101.0%、令和元(2019)年101.3%と概ね見込みどおりとなっています。

		平成30年度			令和元年		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 居宅サービス							
訪問介護	給付費(千円)	163,077	156,106	95.7%	164,687	163,985	99.6%
	回数(回)	5,484.4	5,208.8	95.0%	5,537.9	5,683.4	102.6%
	人数(人)	272	258	94.7%	275	267	97.2%
訪問入浴介護	給付費(千円)	8,474	7,085	83.6%	9,811	3,831	39.0%
	回数(回)	60.5	48.4	80.0%	70.0	26.4	37.7%
	人数(人)	16	14	88.5%	18	8	46.8%
訪問看護	給付費(千円)	55,754	56,445	101.2%	58,159	53,224	91.5%
	回数(回)	1,098.7	1,166.6	106.2%	1,145.0	1,146.8	100.2%
	人数(人)	120	125	103.8%	125	134	106.8%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,975	8,488	142.1%	6,564	9,335	142.2%
	回数(回)	174.6	246.8	141.3%	191.7	273.0	142.4%
	人数(人)	22	24	109.8%	24	28	115.6%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	9,528	14,535	152.5%	10,634	15,315	144.0%
	人数(人)	130	173	133.1%	145	185	127.9%
通所介護	給付費(千円)	393,536	404,193	102.7%	405,409	419,328	103.4%
	回数(回)	4,434.1	4,555.6	102.7%	4,544.1	4,757.7	104.7%
	人数(人)	420	406	96.7%	430	426	99.1%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	249,430	232,460	93.2%	256,472	232,510	90.7%
	回数(回)	2,506.7	2,337.1	93.2%	2,565.3	2,346.8	91.5%
	人数(人)	250	238	95.2%	256	238	93.1%
短期入所生活介護	給付費(千円)	266,398	233,616	87.7%	272,596	216,934	79.6%
	日数(日)	3,011.6	2,541.7	84.4%	3,077.7	2,355.9	76.5%
	人数(人)	230	186	80.9%	235	167	70.9%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	45,580	55,304	121.3%	47,865	49,673	103.8%
	日数(日)	359.7	412.8	114.8%	379.5	370.3	97.6%
	人数(人)	50	56	112.5%	53	51	96.1%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	2,464	4,621	187.5%	2,465	4,349	176.4%
	日数(日)	23.9	38.3	160.0%	23.9	39.7	166.0%
	人数(人)	3	5	180.6%	3	7	236.1%
福祉用具貸与	給付費(千円)	86,384	88,150	102.0%	88,243	89,429	101.3%
	人数(人)	634	596	93.9%	671	627	93.4%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	3,820	3,340	87.4%	3,886	3,463	89.1%
	人数(人)	11	11	100.0%	11	12	109.1%
住宅改修費	給付費(千円)	9,578	9,860	102.9%	10,416	7,532	72.3%
	人数(人)	12	11	91.7%	13	10	76.9%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	150,295	165,961	110.4%	154,040	172,966	112.3%
	人数(人)	70	74	105.6%	72	77	106.5%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	13,578	23,368	172.1%	13,584	21,810	160.6%
	人数(人)	10	16	164.2%	10	22	219.2%
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	26,669	28,770	107.9%	26,681	22,853	85.7%
	回数(回)	222.1	237.6	107.0%	222.1	187.9	84.6%
	人数(人)	21	21	101.2%	21	18	87.7%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	58,932	52,550	89.2%	58,959	61,132	103.7%
	人数(人)	24	23	96.5%	24	29	119.1%
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	622,343	647,280	104.0%	628,532	662,329	105.4%
	人数(人)	215	221	102.9%	217	222	102.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	174,982	190,237	108.7%	175,061	190,573	108.9%
	人数(人)	58	55	94.4%	58	57	98.7%
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	給付費(千円)	226,396	200,998	88.8%	235,521	205,999	87.5%
	回数(回)	2,387.9	2,125.0	89.0%	2,466.4	2,197.2	89.1%
	人数(人)	230	198	86.1%	237	207	87.2%
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	611,483	557,687	91.2%	611,757	508,015	83.0%
	人数(人)	223	194	87.1%	223	176	79.1%
介護老人保健施設	給付費(千円)	745,088	839,286	112.6%	745,421	900,041	120.7%
	人数(人)	238	250	104.8%	238	259	108.6%
介護医療院	給付費(千円)	0	2,809	-	0	34,770	-
	人数(人)	0	1	-	0	7	-
介護療養型医療施設	給付費(千円)	92,366	84,850	91.9%	92,407	92,219	99.8%
	人数(人)	23	24	104.3%	23	28	121.4%
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	191,085	188,950	98.9%	197,296	189,829	96.2%
	人数(人)	1,100	1,056	96.0%	1,137	1,075	94.5%
合計	給付費(千円)	4,213,215	4,256,948	101.0%	4,276,466	4,331,443	101.3%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

※資料：厚労省「介護保険事業状況報告(月報)」合計

## 第3 日常生活圏域ニーズ調査等調査結果

### 1. 調査概要

#### (1) 調査目的

本調査は、令和3(2021)年度から始まる「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて、市民の状況、意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、国が示した調査票の設問や、本市独自の設問形式で実施しました。

#### (2) 調査の実施について

調査種類	対象者	配布方法	実施期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・大洲市にお住いの65歳以上の方 ・要支援1・2 ・総合事業対象者	郵送配布 郵送回収	令和2年2月10日～ 令和2年3月19日
在宅介護実態調査	・在宅の要支援・要介護者及び主な家族介護者	認定調査員による聞き取り	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
高齢者に関する市民意識調査	・大洲市にお住いの20歳～64歳の方	郵送配布 郵送回収	令和2年1月28日～ 令和2年2月29日

#### (3) 調査の回収状況について

調査種類	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	786件	556件	70.7%
在宅介護実態調査	971件	971件	100.0%
高齢者に関する市民意識調査	1,000件	466件	46.6%

#### (4) 調査結果の留意点について

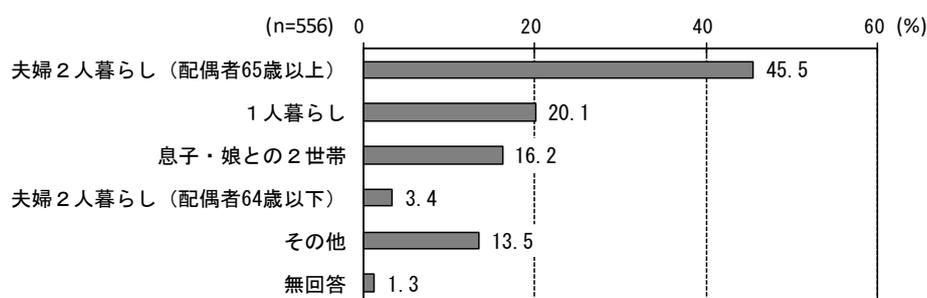
分析結果を見る際の留意点は以下のとおりとなっています。

1. 「n」は調査対象者の回答総数（分母）を示しています。
2. 端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります。
3. 複数回答の場合、図中にMAと記載し、数字はすべて人数表記しています。また、不明（無回答）はグラフ、表から除いている場合があります。

## 2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)

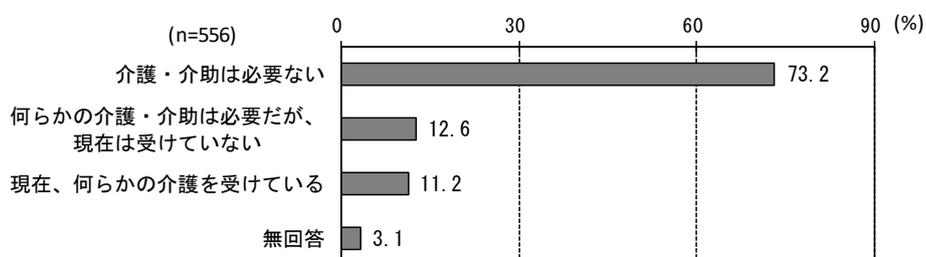
### (1) 家族構成

家族構成をみると、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が45.5%で最も多く、次いで「1人暮らし」が20.1%、「息子・娘との2世帯」が16.2%となっています。



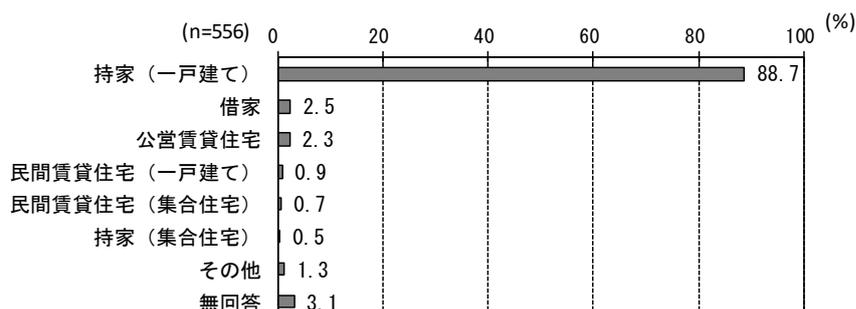
### (2) 介護・介助の必要性

「介護・介助は必要ない」が73.2%で最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が12.6%、「現在、何らかの介護を受けている」が11.2%となっています。



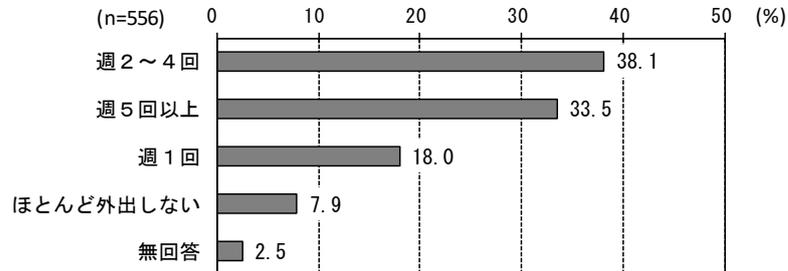
### (3) 住まいの状況

「持家(一戸建て)」が88.7%で最も多く、次いで「借家」が2.5%、「公営賃貸住宅」が2.3%となっています。



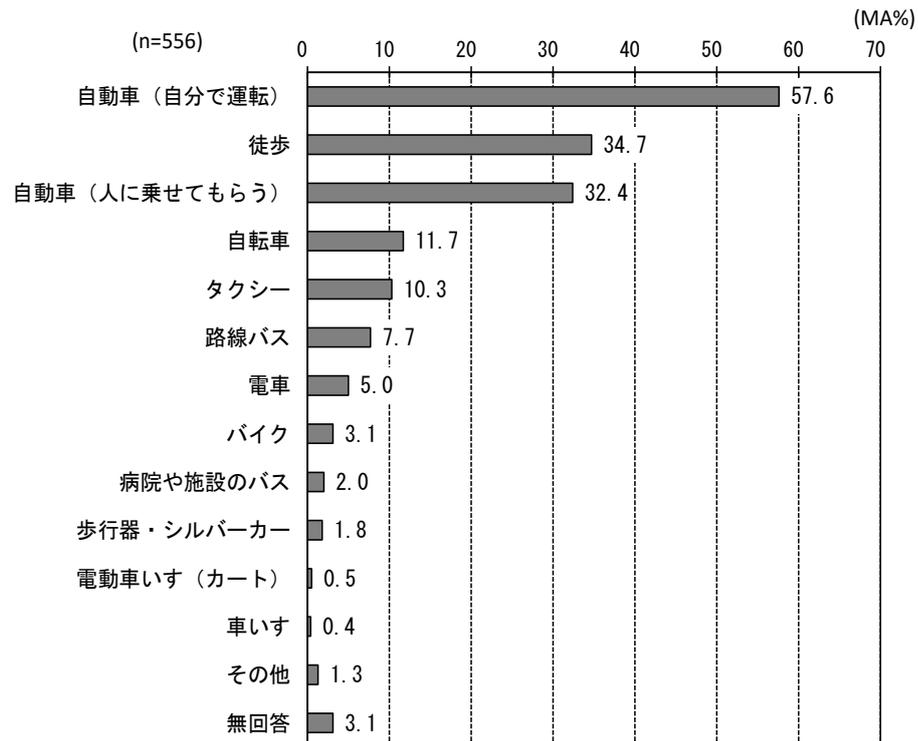
#### (4) 週に1回以上外出しているか

「週2~4回」が38.1%で最も多く、次いで「週5回以上」が33.5%、「週1回」が18.0%となっています。

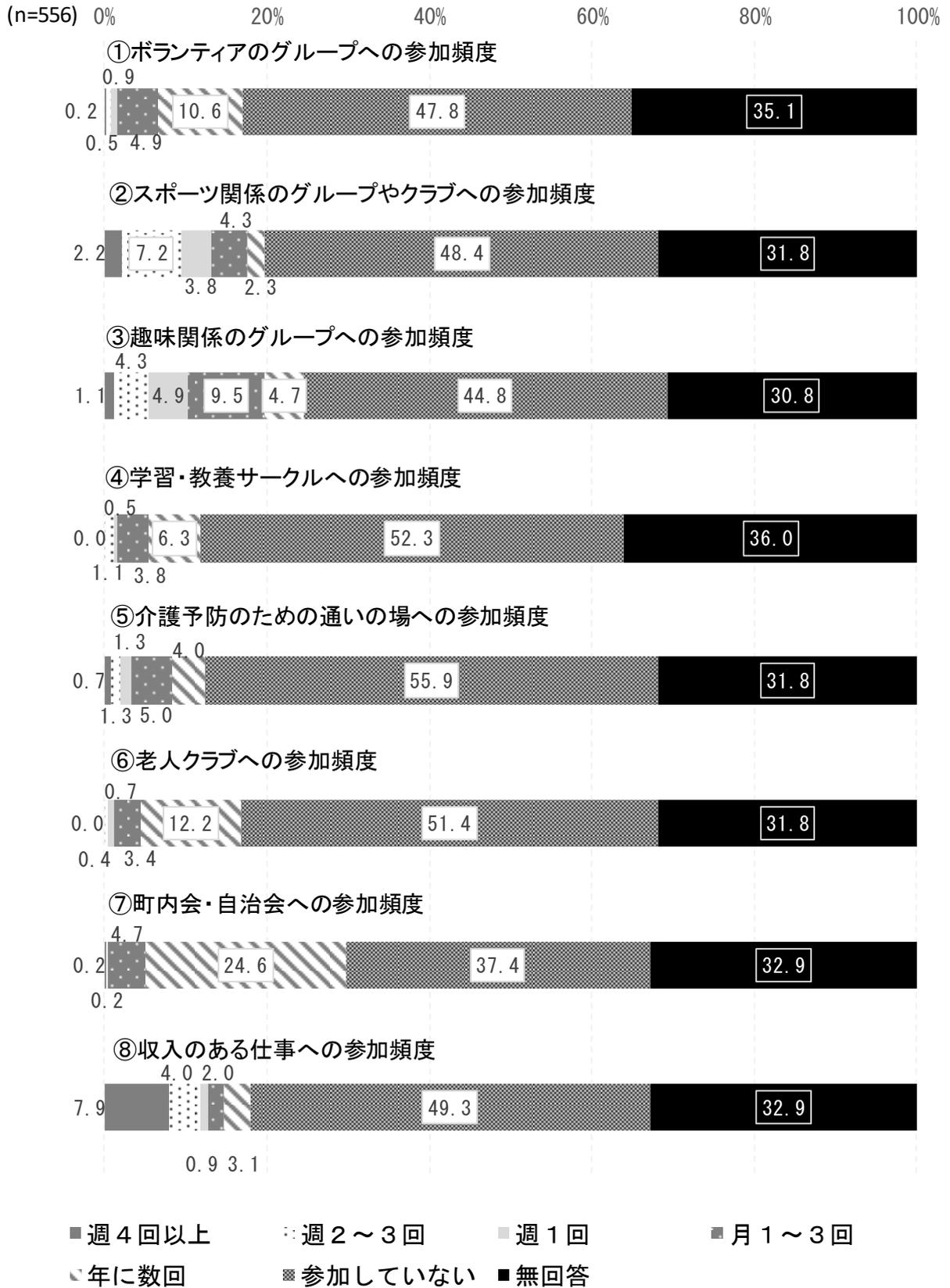


#### (5) 外出の際の移動手段

「自動車（自分で運転）」が57.6%で最も多く、次いで「徒歩」が34.7%、「自動車（人に乗せてもらう）」が32.4%となっています。

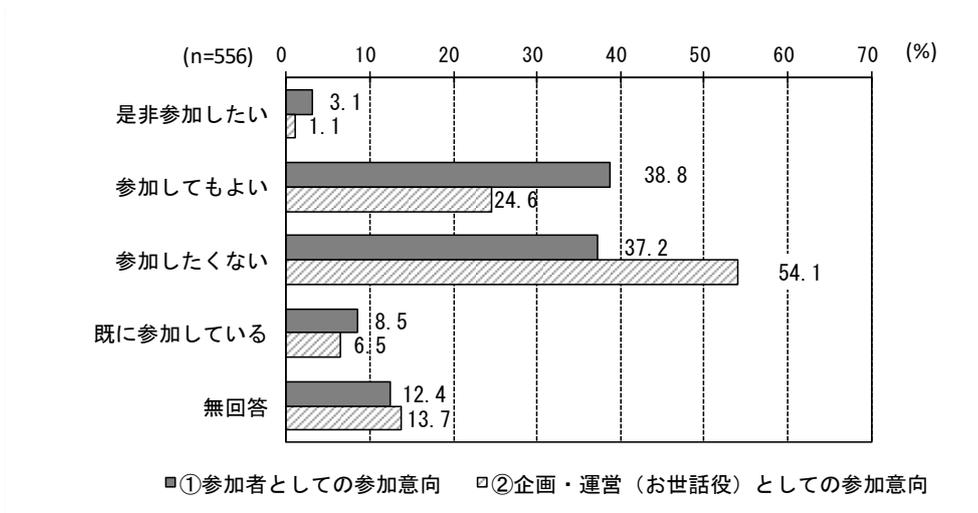


## (6) 会・グループ等に参加する頻度



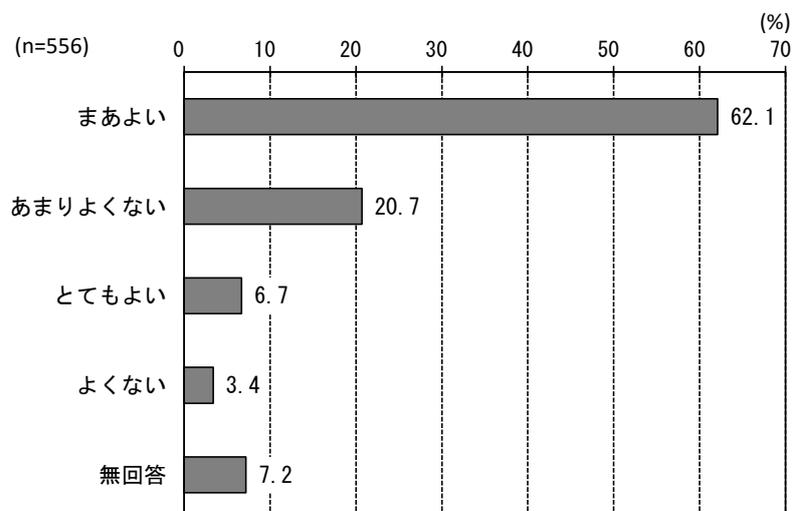
## (7) 地域活動づくりへの参加者又は企画・運営(お世話役)としての参加意向

- ①地域活動づくりへの『参加者としての参加意向』では、「参加してもよい」が38.8%で最も多く、次いで「参加したくない」が37.2%、「既に参加している」が8.5%となっています。
- ②地域活動づくりへの『企画・運営(お世話役)としての参加意向』では、「参加したくない」が54.1%で最も多く、次いで「参加してもよい」が24.6%、「既に参加している」が6.5%となっています。



## (8) 主観的な健康感

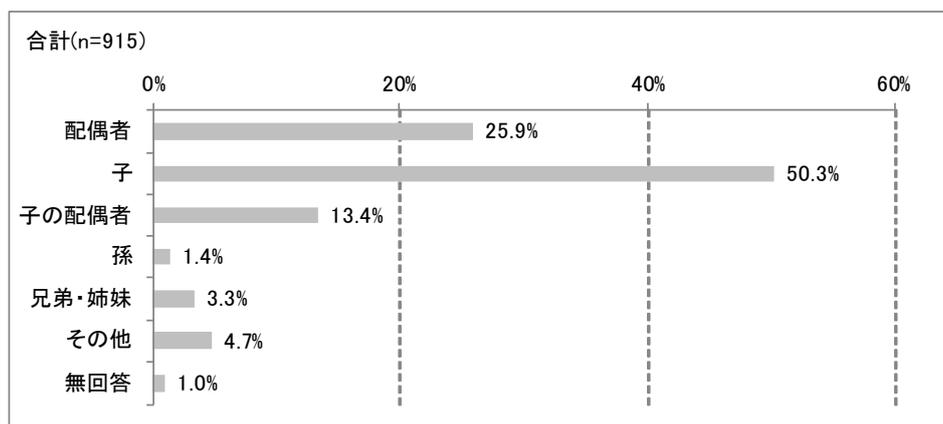
「まあよい」が62.1%で最も多く、次いで「あまりよくない」が20.7%、「とてもよい」が6.7%となっています。



### 3. 在宅介護実態調査結果(抜粋)

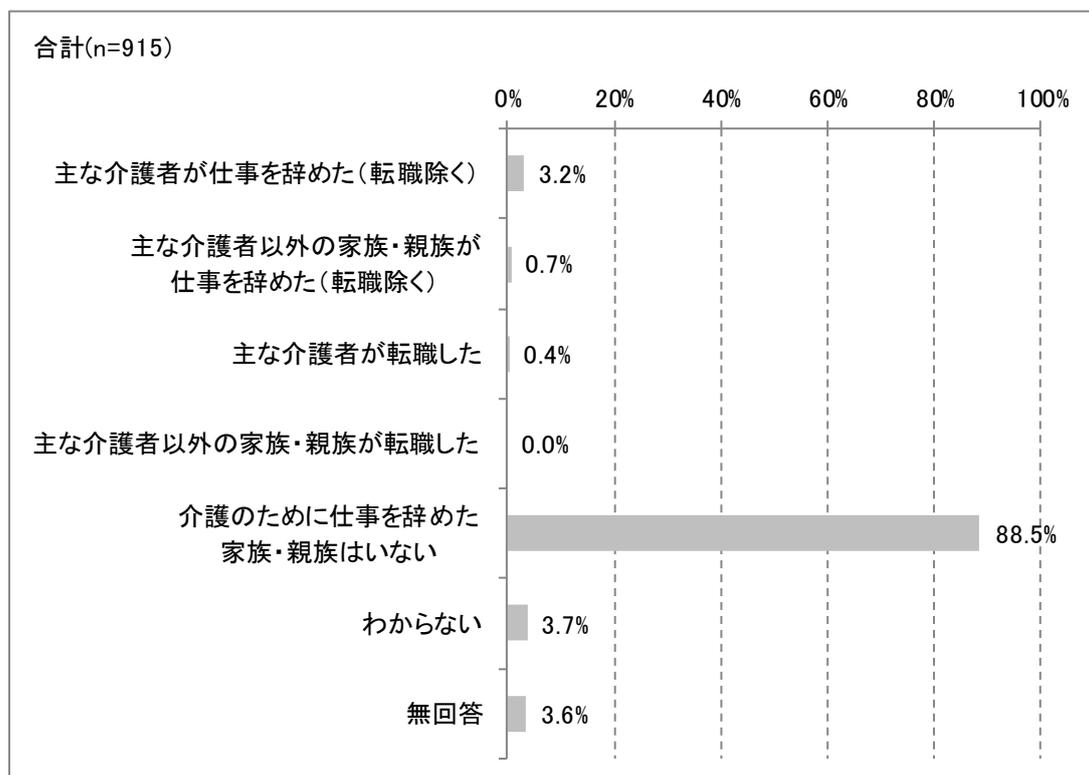
#### (1) 主な介護者と本人の関係

主な介護者と本人の関係は、「子」が50.3%で最も多く、次いで「配偶者」が25.9%となっています。



#### (2) 介護のための離職の有無

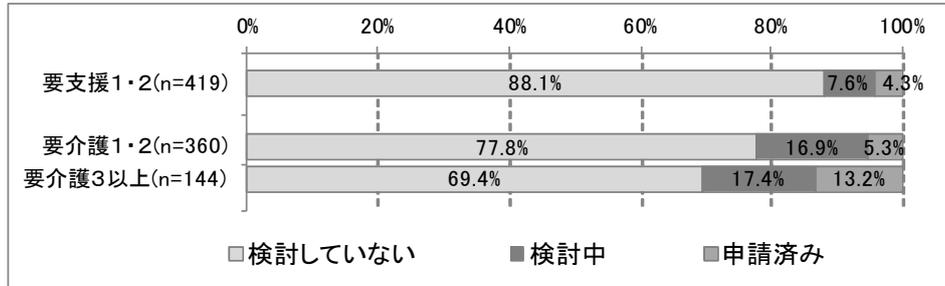
介護のための離職状況では、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が88.5%となっており、「主な介護者」もしくは「主な介護者以外の家族・親族」が仕事を辞めた割合を合わせると3.9%となっています。



### (3) 施設等検討の状況

施設等検討の状況では、介護度が高くなるにつれて「検討中」「申請済み」ともに多くなっています。

要介護3以上の「検討中」及び「申請済み」の割合を、要支援1・2と比較すると、倍以上となっています。

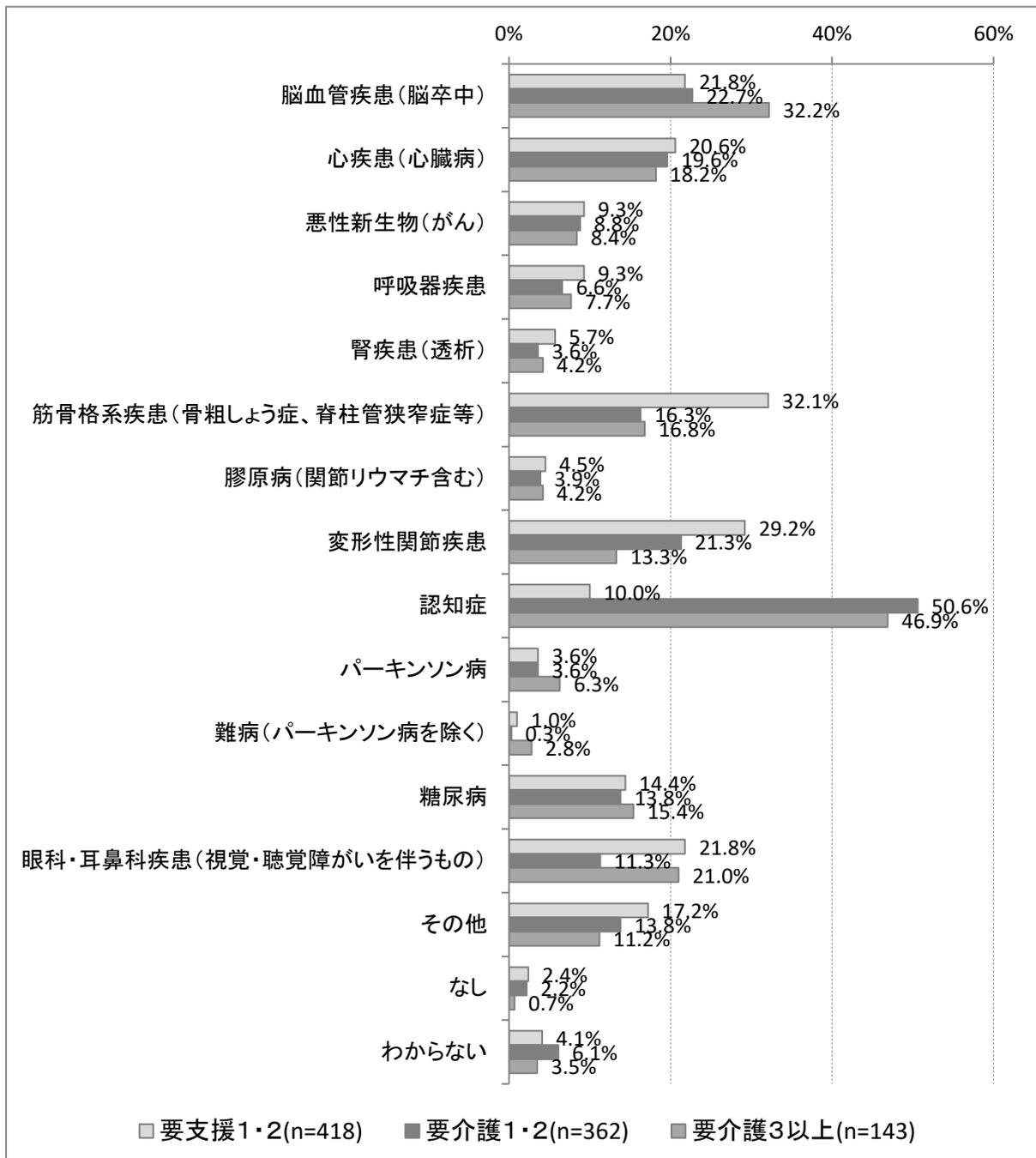


#### (4) 現在抱えている傷病(要介護度別)

要支援1・2では「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が32.1%と最も多く、次いで「変形性関節疾患」が29.2%、「脳血管疾患(脳卒中)」「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障がいを伴うもの)」が21.8%となっています。

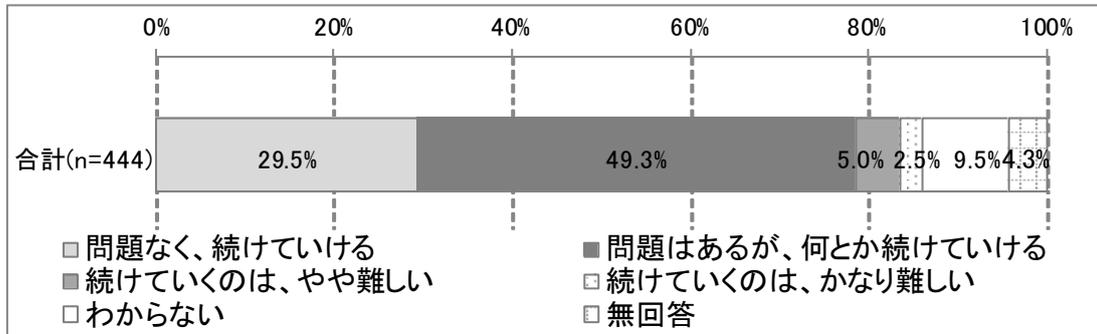
要介護1・2では「認知症」が50.6%と最も多く、次いで「脳血管疾患(脳卒中)」が22.7%、「変形性節疾患」が21.3%となっています。

要介護3以上では「認知症」が46.9%と最も多く、次いで「脳血管疾患(脳卒中)」が32.2%、「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障がいを伴うもの)」が21.0%となっています。



## (5) 主な介護者の仕事と介護の両立

「問題はあるが、何とか続けていける」が49.3%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が29.5%、「続けていくのはやや難しい」が5.0%となっています。

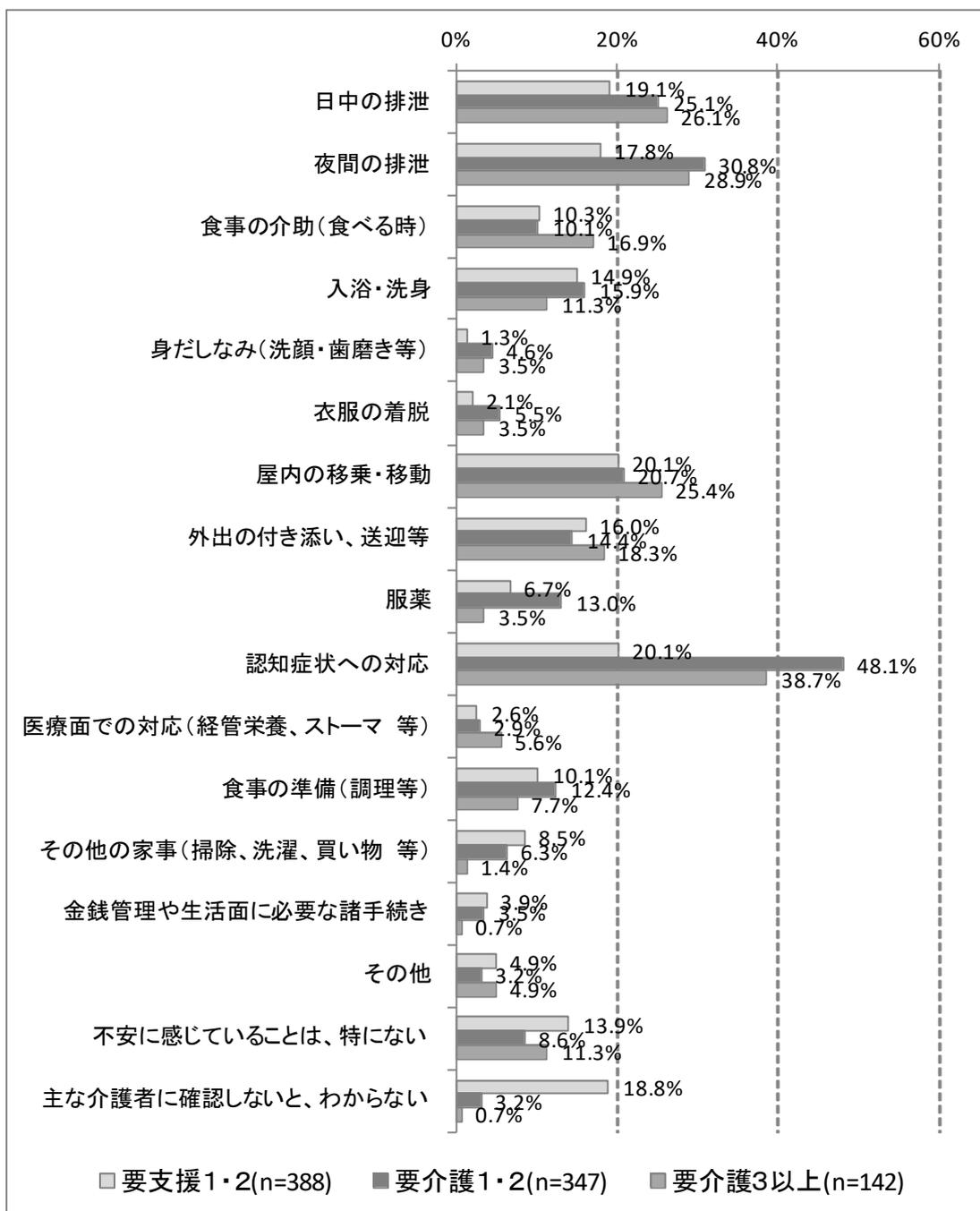


## (6) 主な介護者が不安に感じる介護(要介護度別)

要支援1・2では「屋内の移乗・移動」「認知症への対応」が20.1%で最も多く、次いで「日中の排泄」が19.1%となっています。

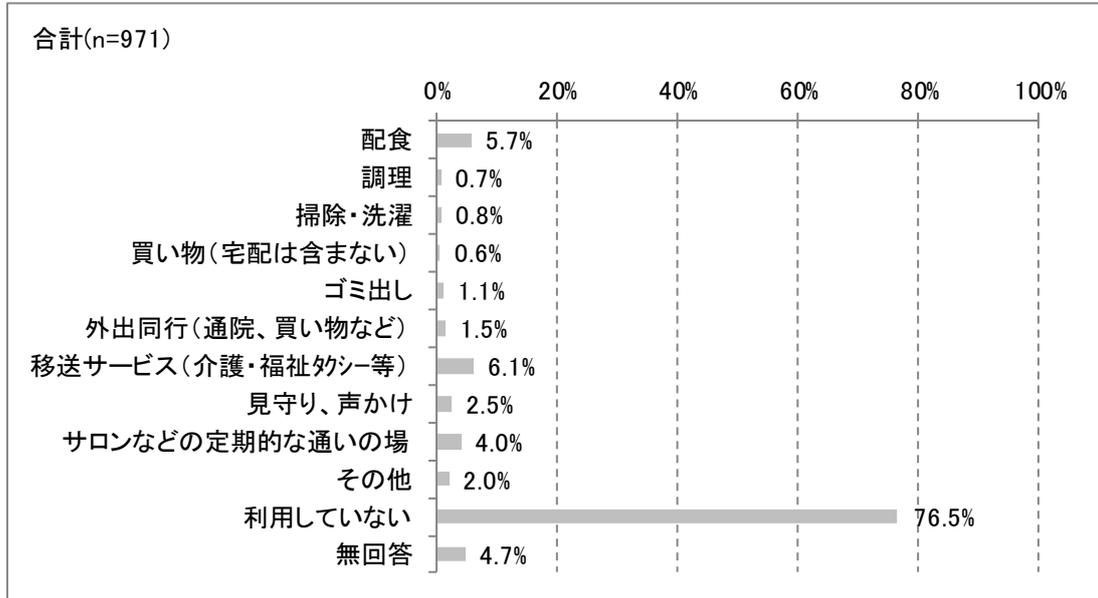
要介護1・2では「認知症への対応(48.1%)」が最も多く、次いで「夜間の排泄(30.8%)」、「日中の排泄(25.1%)」となっています。

要介護3以上では「認知症への対応」が38.7%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が30.8%、「日中の排泄」が25.1%となっています。



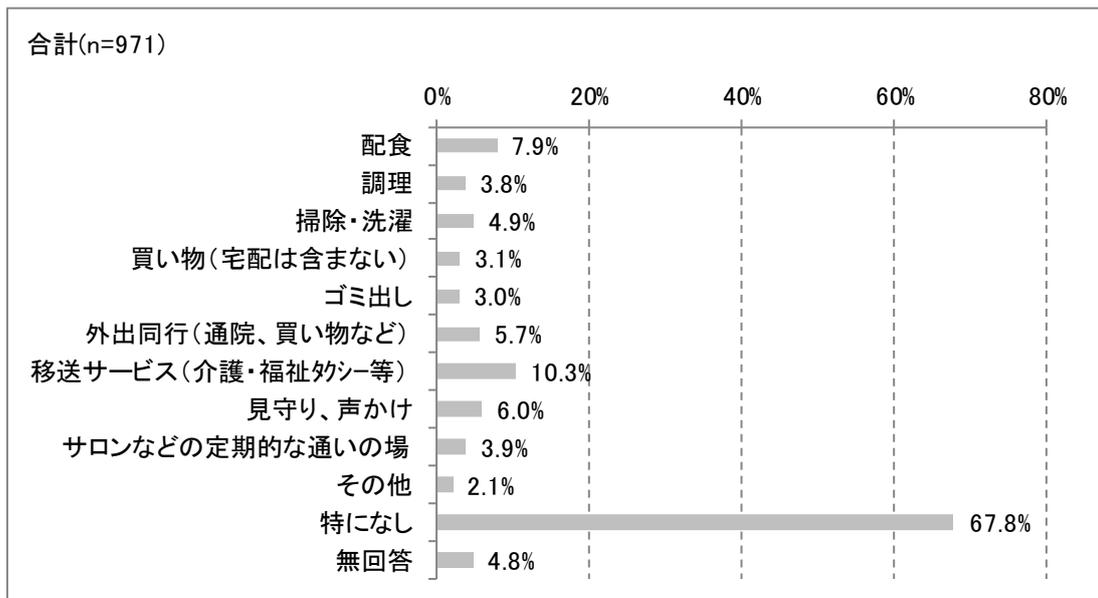
## (7) 保険外の支援、サービスの利用状況

「利用していない」が76.5%で最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー）」が6.1%、「配食」が5.7%となっています。



## (8) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援、サービス

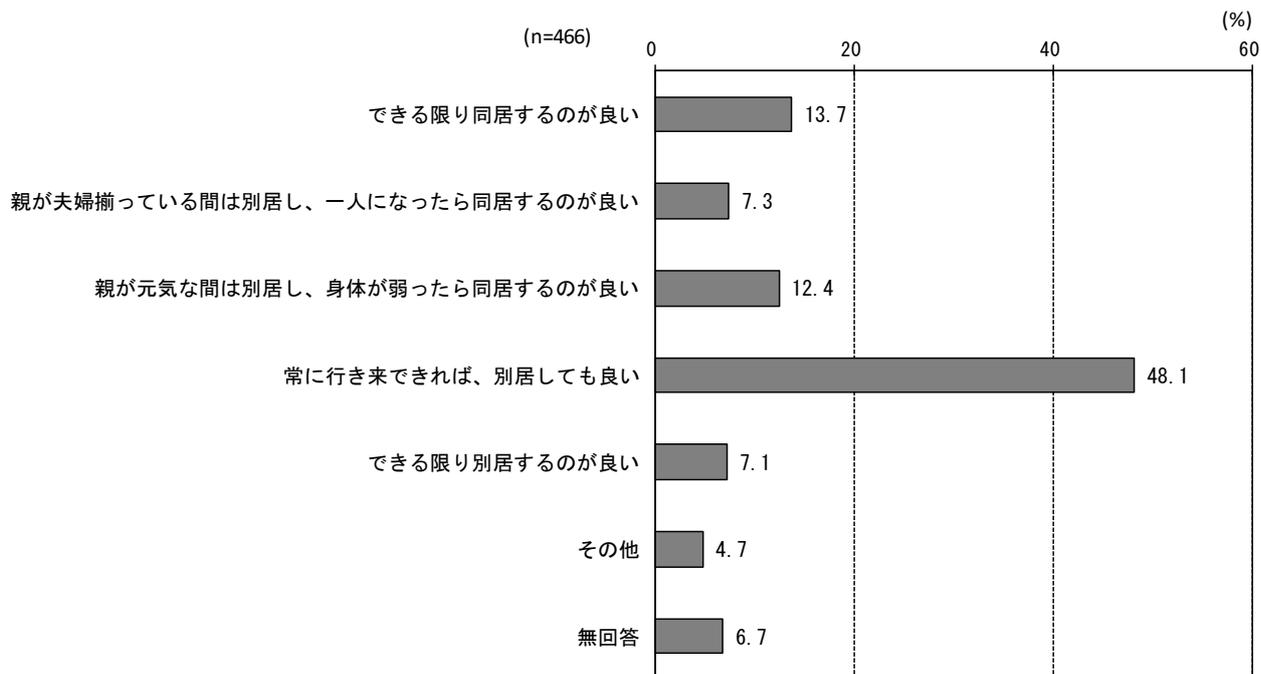
「特になし」が67.8%で最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー）」が10.3%、「配食」が7.9%となっています。



## 4. 高齢者に関する市民意識調査結果(抜粋)

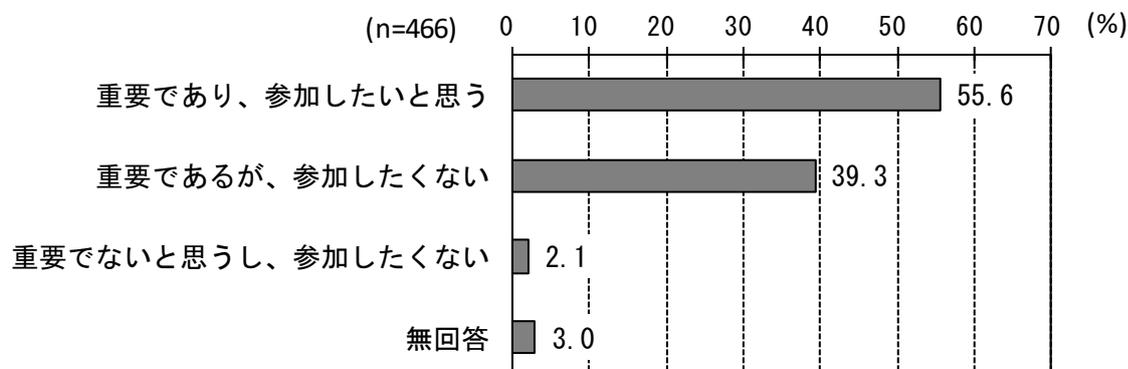
### (1) 高齢者の親と子供の同居と別居に対する考え

「常に行き来できれば、別居しても良い」が48.1%で最も多く、次いで「できる限り同居するのが良い」が13.7%、「親が元気な間は別居し、身体が弱ったら同居するのが良い」が12.4%となっています。



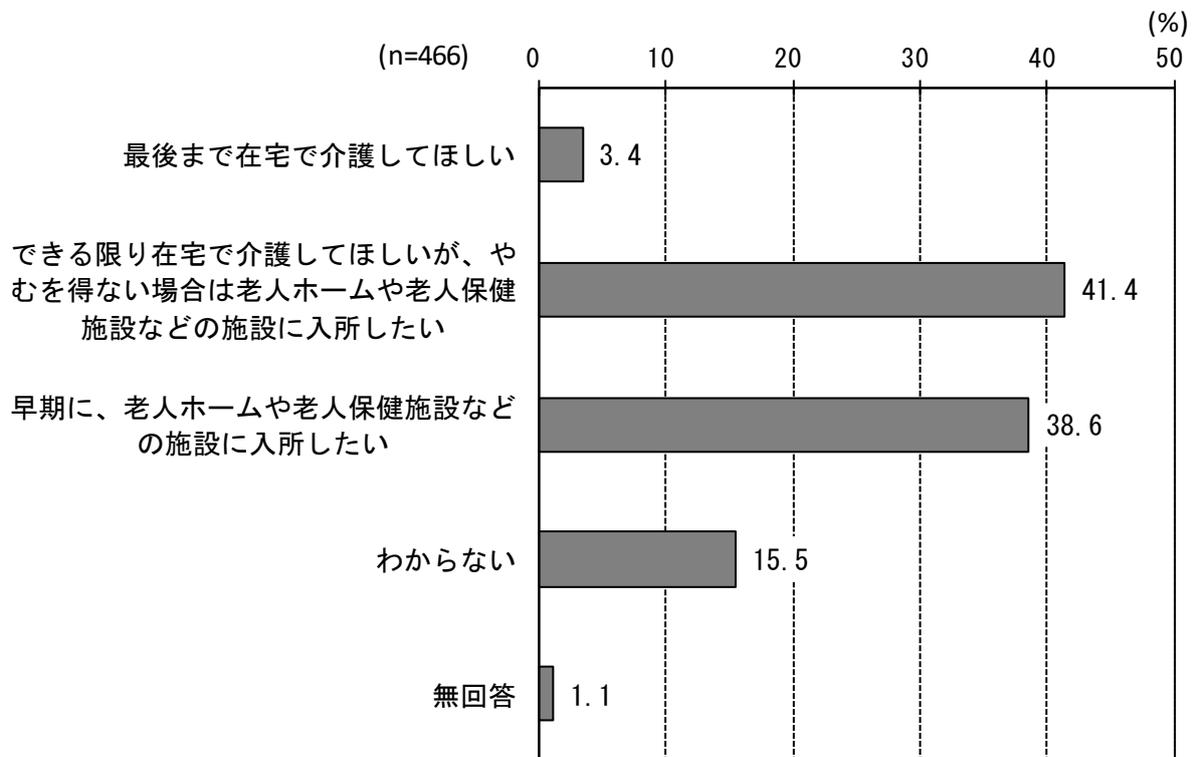
### (2) ボランティア活動への考え

ボランティア活動は「重要であり、参加したいと思う」が55.6%で最も多く、次いでボランティア活動は「重要であるが、参加したくない」が39.3%、ボランティア活動は「重要でないと思うし、参加したくない」が2.1%となっています。



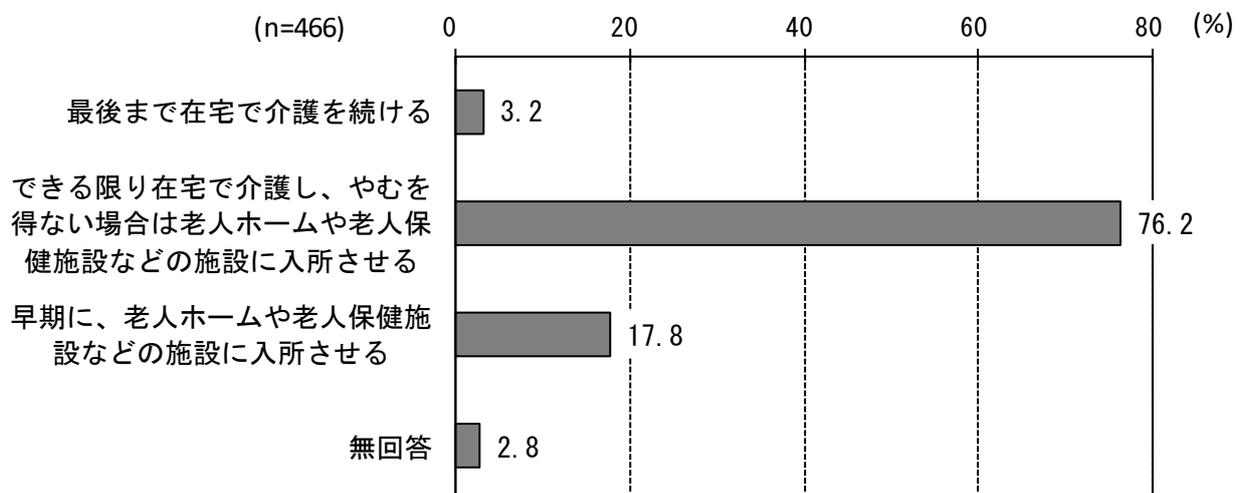
### (3) 自分が寝たきりや認知症になった場合に希望する介護

「できる限り在宅で介護してほしいが、やむを得ない場合は老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」が41.4%で最も多く、次いで「早期に、老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」が38.6%、「わからない」が15.5%となっています。



### (4) 家族が寝たきりや認知症になった場合に想定する介護

「できる限り在宅で介護し、やむを得ない場合は老人ホームや老人保健施設などの施設に入所させる」が76.2%で最も多く、次いで「早期に、老人ホームや老人保健施設などの施設に入所させる。」が17.8%、「最後まで在宅で介護を続ける」が3.2%となっています。



## 第4 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

第2次大洲市総合計画では、[きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～]をまちづくりの将来像として、また、基本目標の「安心きらめくまちづくり」において、「保健、医療の充実」「福祉の充実」の2つを施策の大綱として設定しています。

“団塊の世代”（昭和22(1947)年～昭和24(1949)年生まれ）が令和7(2025)年に75歳以上の後期高齢者となり、かつて経験したことのない「超高齢社会」を迎えることを踏まえ、本市の今後の高齢者像については、高齢者本人が「健康」を維持し、これまでに培ってきた経験や知識に基づいて、「生き生き」と活動していくことで、「ともに支え合う」地域共生社会の実現を目指していくことがますます必要になっています。

また、本計画では地域共生社会実現のための方向性を継承しつつ、2025年問題の先にある、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、介護ニーズの高い高齢者が急速に増加する一方で、現役世代人口が減少するという新たな局面を迎える令和22(2040)年を意識した中・長期的な視点を持ちながら、地域包括ケア体制を強化することで、大洲市のすべての市民が「高齢期の暮らし方」を自身のテーマとしてとらえ、若い世代においては高齢期になっても要介護状態にならないための心身の健康を維持し、手助けを必要としている高齢者への地域でのサポートに努めるとともに、高齢者においては身体的、精神的な制約の中でも心が満たされるような取組や、地域や仲間が必要とされているといった人生の満足感をいつまでも持ち続けていくための取組が必要になっています。地域での積極的な活動や、支え合い活動の一役を担うことで、すべての市民が、住み慣れた地域の中で、仲間と支え合いながら、生き生きと暮らし続けられるまちづくりを目指していきます。

本計画は、高齢者に関する専門的、個別的な領域を担うとともに、「大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第7期計画】」の基本的考え方や目的等を今後も引き継ぎ、市民とともに高齢者施策を積極的に展開していくため、大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【第8期計画：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】の基本理念を「すべての市民がともにささえあい 生き生きと暮らせるまち 大洲市」とし、地域住民と行政との協働・連携・共生による地域共生社会の実現に向けた取組を積極的に推進するものとします。

大洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念

**すべての市民がともにささえあい  
生き生きと暮らせるまち  
大洲市**

## 2. 施策の体系

### 【基本理念】

すべての市民が  
ともにささえあい  
生き生きと暮らせるまち  
大洲市

#### 第1 高齢者の健康づくり

- 1 特定健康診査及び後期高齢者健康診査
- 2 健康教育
- 3 健康相談
- 4 訪問指導
- 5 がん検診
- 6 今後の活動方針

#### 第2 高齢者福祉サービスの充実

- 1 地域支援事業
- 2 在宅福祉事業
- 3 福祉施設
- 4 社会福祉協議会活動

#### 第3 介護保険サービスの充実

- 1 在宅介護サービスの充実
- 2 地域密着型サービスの提供
- 3 施設介護サービスの提供
- 4 第1号被保険者の介護保険料

#### 第4 介護給付適正化計画

- 1 要介護認定の適正化
- 2 ケアプランの点検
- 3 住宅改修等の点検
- 4 縦覧点検、医療情報との突合
- 5 介護給付費通知
- 6 その他の取組

#### 第5 高齢者の生きがいと社会参加活動の充実

- 1 生涯学習の推進
- 2 老人クラブ活動の促進
- 3 シルバー人材センター
- 4 世代間交流（三世代）の推進

#### 第6 高齢者に優しい環境整備

- 1 多様な「住まい」の普及推進
- 2 住みよい福祉のまちづくりの推進
- 3 災害時や感染症対策における環境整備

#### 第7 成年後見制度利用促進基本方針

- 1 成年後見制度の利用促進に当たって
- 2 成年後見制度の現状と課題について
- 3 成年後見制度利用促進に当たっての目標及び具体的な取組等

### 3. 地域包括ケアシステムについて

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムを構築するためには、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「介護給付等対象サービスの充実、強化」、「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」、「日常生活を支援する体制の整備」、「高齢者の住まいの安定的な確保」が重要となります。また、地域包括ケアシステムは、地域共生社会<sup>(\*)</sup>の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきましたが、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて策定することとなっていることから、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療、介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

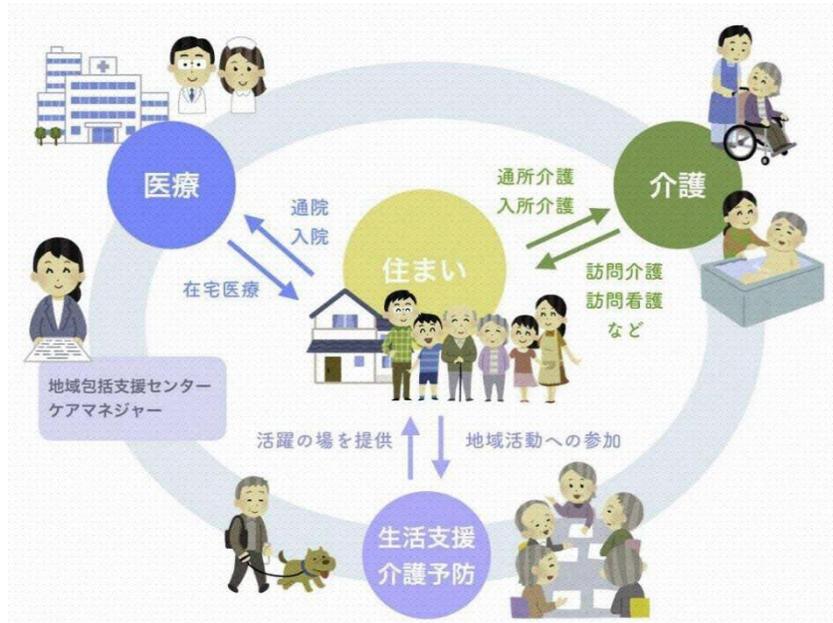
大洲市では、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取組、地域共生社会の実現に向けて各施策を展開します。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努めます。

#### \* 地域共生社会とは

高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度、分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会のつながり、世代や分野を超えて一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながらつながることで暮らしやすい地域をともに創っていく社会のことです。

## 【地域包括ケアシステムのイメージ】



### (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のため、住民や事業者など地域全体への自立支援、介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を PDCA サイクルに沿って推進します。

また、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

### (2) 高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備、施策の推進

高齢者が要介護状態等になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要であることを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、一人暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者の家族等に対して様々な側面からのサービスの充実を図るとともに高齢者の相談、支援体制の充実を進めます。

### (3) 介護給付等対象サービスの充実、強化

第8期計画以降における介護サービス基盤整備については、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を目標年と定め、これに向けて計画的な整備を進めます。専門職に限らず地域の多様な団体、住民等が、介護の担い手となっていくことが重要であり、関係機関と連携し、人材の確保、育成に取り組めます。

### (4) 地域包括ケアの推進

#### ① 在宅医療・介護連携の推進

- ▼ 日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させます。
- ▼ 関係職種間の情報収集や定期的な会議の開催等による、互いの顔や名前、職種、役割などについて理解し、容易に相談、連絡をすることができる「顔が見える関係」を構築します。

#### ② 認知症施策の推進

- ▼ 早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況把握を行います。
- ▼ 認知症初期集中支援チームの運営等の推進や、認知症地域支援推進員活動を推進します。
- ▼ 権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成、活用を図ります。
- ▼ 支援組織の体制整備、認知症サポーターの養成、活用を図ります。
- ▼ 認知症の人とその家族支援に取り組めます。
- ▼ チームオレンジの養成、活用を図ります。

#### ③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ▼ 高齢者等の地域住民の力を活用します。
- ▼ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体により、地域における課題や資源を把握し、ネットワークの構築やコーディネート機能の充実を図り、第2層協議体の活動促進を実施します。
- ▼ 「介護予防・自立支援」に向けたケアプランの作成を積極的に促進します。
- ▼ 介護支援専門員（ケアマネジャー）への周知啓発やケアプラン事例の収集等に、継続して取り組めます。
- ▼ 健康寿命延伸のため、青年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防を推進します。

- ▼ 高年齢者が長年培ってきた知識、経験、技能等を活かし、就業を通じて社会貢献を行います。
- ▼ 後期高齢者の保健事業と介護予防を一体的にします。

#### ④ 地域ケア会議の推進

- ▼ 「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議を開催します。
- ▼ 地域包括支援センターとの役割分担と、地域課題の受付窓口の明確化、検討につなげていく体制の整備、医療、介護関係者の連携を推進します。
- ▼ 自立支援型ケアマネジメントを強化します。

#### ⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

- ▼ 住まいと生活支援を一体的に提供する取組について、県との情報連携を強化していきます。
- ▼ 必要に応じて県と連携し、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（介護付きホーム）への移行を促していきます。
- ▼ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用や、NPO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体との協力連携を図ります。

## 第5 日常生活圏域の設定

第8期介護保険事業計画においても、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活できるような基盤整備を計画的に行っていくため、第7期と同じ圏域設定をし、今後の介護保険施策の進捗状況に応じ、必要があれば今後の計画策定において分割、再編成を検討します。

### ア 大洲中央圏域

旧大洲市のうち、肱南・久米・肱北・喜多地区及びその南に位置する平野・南久米地区により設定しています。

特徴は、市街地及び山間地域ともにありますが、他圏域と比較すると市街地化が進んだ地域が多い点です。人口は圏域の中では最も多く、また、高齢化率は3圏域の中で最も低くなっています。

### イ 大洲東圏域

旧大洲市のうち、東に位置する平・菅田・大川・旧肱川町・旧河辺村地域により設定しています。

特徴は、3圏域の中で最も面積が広がっている点及び、地区ごとに高齢化率の格差が見受けられる点です。人口、高齢者人口ともに、圏域の中では最も少なく、高齢化率も市平均より低くなっています。

### ウ 大洲西圏域

旧大洲市のうち、北に位置する柳沢・新谷地区、西に位置する三善・八多喜・上須戒・旧長浜町地域により設定しています。

特徴は、3圏域の中で高齢化率及び認定率が高くなっている状況でもあることから、サービス受給率も高くなっています。



## 令和 2(2020)年度における日常生活圏域の状況

### (1) 各圏域の高齢者人口及び認定者の状況(令和 2 年 3 月 31 日時点)

日常生活圏域名	地区別	人口	高齢者数	高齢化率	要支援・要介護認定者数	要支援・要介護認定率
大洲中央	肱 南	3,760	1,252	33.30%	331	26.44%
	久 米	2,587	792	30.61%	138	17.42%
	肱 北	2,359	834	35.35%	163	19.54%
	喜 多	6,562	1,659	25.28%	296	17.84%
	平 野	2,020	790	39.11%	141	17.85%
	南 久 米	1,267	508	40.09%	106	20.87%
小計		18,555	5,835	31.45%	1,175	20.14%
大洲東	平	4,201	1,099	26.16%	203	18.47%
	菅 田	3,381	1,157	34.22%	224	19.36%
	大 川	727	357	49.11%	58	16.25%
	肱 川	1,963	882	44.93%	204	23.13%
	河 辺	631	403	63.87%	79	19.60%
小計		10,903	3,898	35.75%	768	19.70%
大洲西	柳 沢	450	255	56.67%	42	16.47%
	新 谷	3,330	1,094	32.85%	214	19.56%
	三 善	850	322	37.88%	58	18.01%
	八 多 喜	1,632	624	38.24%	125	20.03%
	上 須 戒	400	213	53.25%	52	24.41%
	長 浜	6,251	2,961	47.37%	660	22.29%
小計		12,913	5,469	42.35%	1,151	21.05%
総計		42,371	15,202	35.88%	3,094	20.35%

(2) 各圏域の要支援・要介護度別サービス利用状況(令和2年3月31日時点)

日常生活圏域名	要介護度	認定者数	介護サービス受給者状況					
			受給者総数	受給率	うち在宅サービス		うち施設サービス	
					受給者数	受給率	入所者数	受給率
大洲中央	要支援1	230	106	46.09%	106	100.00%	0	0.00%
	要支援2	185	111	60.00%	111	100.00%	0	0.00%
	要介護1	224	253	112.95%	240	94.86%	13	5.14%
	要介護2	146	167	114.38%	157	94.01%	10	5.99%
	要介護3	123	130	105.69%	113	86.92%	17	13.08%
	要介護4	147	168	114.29%	120	71.43%	48	28.57%
	要介護5	120	115	95.83%	61	53.04%	54	46.96%
小計		1,175	1,050	89.36%	908	86.48%	142	13.52%
大洲東	要支援1	118	46	38.98%	46	100.00%	0	0.00%
	要支援2	97	52	53.61%	52	100.00%	0	0.00%
	要介護1	166	184	110.84%	173	94.02%	11	5.98%
	要介護2	108	120	111.11%	98	81.67%	22	18.33%
	要介護3	83	89	107.23%	56	62.92%	33	37.08%
	要介護4	112	104	92.86%	53	50.96%	51	49.04%
	要介護5	84	80	95.24%	29	36.25%	51	63.75%
小計		768	675	87.89%	507	75.11%	168	24.89%
大洲西	要支援1	198	89	44.95%	89	100.00%	0	0.00%
	要支援2	160	102	63.75%	102	100.00%	0	0.00%
	要介護1	252	290	115.08%	270	93.10%	20	6.90%
	要介護2	160	174	108.75%	144	82.76%	30	17.24%
	要介護3	123	144	117.07%	119	82.64%	25	17.36%
	要介護4	153	165	107.84%	114	69.09%	51	30.91%
	要介護5	105	106	100.95%	67	63.21%	39	36.79%
小計		1,151	1,070	92.96%	905	84.58%	165	15.42%
総計		3,094	2,795	90.34%	2,320	83.01%	475	16.99%

※サービス受給の重複により受給率が100%を超えている場合があります。

# 各論



# 第1 高齢者の健康づくり

## 1. 特定健康診査及び後期高齢者健康診査

昭和 57(1982)年度から老人保健法に基づいて健康診査を実施してきましたが、平成 18(2006)年度の医療制度改革において、老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正したことに伴い、平成 20(2008)年度から、医療保険者に、40～74 歳の被保険者、被扶養者に対する生活習慣病の予防に着目した「特定健康診査、特定保健指導」を、75 歳以上の者には「後期高齢者健康診査」を実施しています。それに伴い平成 24(2012)年度からは、慢性腎疾患の早期発見のため尿潜血、尿酸、クレアチニン検査を実施しています。

令和 2(2020)年度より、フレイル等の予防に結びつける目的として、高齢者の特性を踏まえた「後期高齢者の質問票」が導入され後期高齢者健康診査の際に実施しています。

受診率は特定健康診査、後期高齢者健康診査ともに微増となりましたが、より多くの方に健診の必要性を理解してもらい、受診につなげていく必要があると考えています。

各健診の受診率の向上に向けて、がん検診との同日実施や、日曜日健康診査、追加健康診査の実施、また、個別健康診査の受診率の向上に向け、市内の受託医療機関へ健診の協力依頼などを行っています。

今後も、引き続き防災行政無線やポスター、広報などあらゆる機会を活用し、受診率の向上に向けて取組ます。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特定健康診査受診率 (%)	目標値	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
	実績値	25.1	25.9	25.5			
後期高齢者健康診査 受診率 (%)	目標値				14.0	14.0	14.0
	実績値	6.7	7.4	7.4			

## 2. 健康教育

健康教育は、生活習慣病の予防とその健康に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣病や要介護状態を未然に防ぎ、健康づくりの支援を目的として、各保健センターに地域の実情に沿った企画（運動、栄養、歯周疾患等）を計画し、健康教室を開催しています。

また、地域でのサロン活動や食生活改善事業伝達講習会、介護予防サークル等様々な機会に実施しています。

今後も、地域や対象にあった内容で、地域等に出向いての健康教育を行います。さらに、令和3(2021)年度から高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、保健事業と介護予防の一体的事業を実施することとしており、その事業の中でも健康教育を行います。

			第7期			第8期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
歯周疾患	回数(回)	目標値	30	30	30			
		実績値	7	3	5			
	参加人数 (人)	目標値	500	500	500			
		実績値	60	15	50			
ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	回数(回)	目標値	30	30	30			
		実績値	3	10	10			
	参加人数 (人)	目標値	700	700	700			
		実績値	39	90	100			
病態別	回数(回)	目標値	50	50	50			
		実績値	11	8	10			
	参加人数 (人)	目標値	500	500	500			
		実績値	121	38	100			
健康教育	回数(回)	目標値	200	200	200	200	200	200
		実績値	98	107	100			
	参加人数 (人)	目標値	3,000	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000
		実績値	1,797	1,538	1,000			

### 3. 健康相談

心身の健康に関する個別相談に応じ必要な相談助言を行う事業で、特定健康診査の受診者や後期高齢者健康診査の受診者の健康診査結果及びその他健康づくりに関する相談を実施しています。管理栄養士による病態別の相談は、健診後のフォローや医療機関からの紹介等により、栄養に関する相談の機会を設けています。

地域のサロン、食生活改善事業の伝達講習会、介護予防サークル時など、機会があるごとに市民の健康相談に応じ、地域へも出向いていますが、健康相談の回数が減ったため、参加人数も減少しました。

令和 3(2021)年度から開始する保健事業と介護予防の一体的事業の中でも健康相談を実施します。また、低栄養、筋力低下等による心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防、要介護状態につながらないように、今後も、継続して市民の健康相談に随時対応し、各々が自分の健康管理ができるよう様々な機会を通じて必要な助言、指導を行います。

			第7期			第8期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高血圧	回数(回)	目標値	15	15	15			
		実績値	7	6	15			
	参加人数 (人)	目標値	100	100	100			
		実績値	51	98	100			
歯周疾患	回数(回)	目標	40	40	40			
		実績	22	28	5			
	参加人数 (人)	目標	150	150	150			
		実績	80	209	50			
骨粗しょう症	回数(回)	目標	2	2	2			
		実績	0	1	2			
	参加人数 (人)	目標	300	300	300			
		実績	0	259	150			
病態別	回数(回)	目標	50	50	50			
		実績	30	34	50			
	参加人数 (人)	目標	200	200	200			
		実績	85	239	200			
総合健康 相談	回数(回)	目標	350	350	350	450	450	450
		実績	118	80	100			
	参加人数 (人)	目標	4,600	4,600	4,600	3,000	3,000	3,000
		実績	933	1,074	500			

## 4. 訪問指導

家庭訪問は保健師が健康診査後のフォローの必要な人やメンタル面等で気になる事例に訪問をしています。

特定健康診査や後期高齢者健康診査結果から生活習慣病等の重症化予防につながる働き掛けや、がん検診後のフォロー、閉じこもりからの要介護状態に移行しないよう家庭訪問を行い、生活習慣の改善や必要な受診行動につなげます。

高齢者や障がいのある方には、関係機関と連携を図りながら効果的に対応していきます。

また、令和 3(2021)年度から開始する保健事業と介護予防の一体的事業の中でも訪問指導を実施します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
要指導者実人員 (人)	目標値	200	200	200			
	実績値	177	120	150			
閉じこもり実人員 (人)	目標値	40	40	40			
	実績値	76	40	50			
介護家族実人員 (人)	目標値	15	15	15			
	実績値	3	3	10			
寝たきり実人員 (人)	目標値	5	5	5			
	実績値	0	0	5			
認知症実人員 (人)	目標値	5	5	5			
	実績値	8	4	5			
訪問指導者延べ人員 (人)	目標値				800	800	800

## 5. がん検診

がん検診は、がんの早期発見、早期治療のために重要で、健康増進法に基づく事業として市町村が実施しています。

平成 26(2014)年度からは、40 歳等一定の年齢の対象者に到達する市民に対して、検診案内を行っています。また、補助事業を活用して、がん検診無料クーポン事業も行っています。クーポン事業により、新規でのがん検診受診の契機となりその中からがん発見があり、有効な取組となっています。

受診率向上を目指して 40 歳 50 歳 60 歳到達者へのがん検診の勧奨通知や追加健康診査時に個別の受診勧奨を行いました。40・50 歳代のがん検診受診者数が少ないため、若い世代からがん検診の重要性を理解してもらい、受診につなげていくことが課題です。

今後は、がん対策基本法に基づき、平成 29(2017)年度からの愛媛県第 3 期がん対策基本計画とも連動し、がん検診の受診率向上と早期発見のためのがん対策の取組を引き続き実施します。受診者の利便性を優先して特定健康診査と共同実施していくとともに、機会があるごとにがん検診の広報活動を実施し、効果的な継続受診勧奨、未受診者への受診勧奨を行い、新規受診者を増やしていきます。また継続して国の無料クーポン事業等を活用し、対象者や一定年齢の受診勧奨通知を行っています。

一人でも多くの方のがん検診を受けてもらえるよう、がん検診の啓発活動を実施するとともに、効果的な受診勧奨を行い、検診後の要精密検査者に対しては、受診率 100%を目指して、タイムリーな時期での積極的なフォローを継続していきます。

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
胃がん検診 (人)	目標値	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	実績値	889	851	600			
大腸がん検診 (人)	目標値	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
	実績値	1,887	1,911	1,300			
肺がん検診 (人)	目標値	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	実績値	1,829	1,813	1,170			
子宮頸がん検診 (人)	目標値	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
	実績値	1,249	1,312	900			
乳がん検診 (人)	目標値	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	実績値	1,628	1,685	1,200			

## 6. 今後の活動方針

---

市民全体の健康づくり推進のため、大洲市健康づくり計画（第2次計画）を平成24(2012)年に作成し、効果的な保健事業の推進を図りました。平成30(2018)年度には中間評価を行い、現状の分析を行いました。

今後も市民一人一人に主体的な健康づくりを行ってもらえるよう、大洲市健康づくり計画に沿って引き続き実施していきます。

## 第2 高齢者福祉サービスの充実

### 1. 地域支援事業

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

##### ア 事業の概要

総合事業とは、介護予防の取組を強化し、高齢者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、既存の訪問介護事業所が行うサービス（ホームヘルプサービス）及び通所介護事業所が行うサービス（デイサービス）の提供に加え、地域の実情に応じて地域住民等の多用な主体による多様な生活支援サービスの創出を目指すものです。

現在、大洲市では総合事業の利用促進を進めていますが、要支援者から要介護者へ重度化するケースもあり、利用実績は伸びていません。

引き続き、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する方策を検討し、利用者の現状維持及び該当者の利用促進を図ります。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業対象者（人）	目標値	50	70	90	70	70	70
	実績値	48	74	72			

## イ 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

### (ア) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の対象は、制度改正前の要支援者に相当する、①要支援認定を受けた者、②介護予防・生活支援サービス事業対象者となります。

ケアマネジメント作成件数は徐々に増加していますが、包括担当分はほぼ横ばいの状況です。第8期計画においても引き続き、居宅事業所と協力しながら介護予防ケアマネジメント業務の充実を図ります。

事業	内容
訪問型サービス	「現行相当」と「サービスA（緩和型）」事業を実施します。
通所型サービス	「現行相当」と「サービスA（緩和型）」事業を実施します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防ケアマネジメント作成件数 (件)	実績値 / 目標値	3,877	3,910	3,950	3,980	4,010	4,040
包括担当分（内訳） (件)	実績値 / 目標値	3,114	3,076	3,100	3,120	3,140	3,160
居宅委託分（内訳） (件)	実績値 / 目標値	763	834	850	860	870	880

(イ)一般介護予防事業

第1号被保険者のすべての方を対象とし、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、介護予防等の取組を支援します。

介護予防把握事業として、実態把握調査時に基本チェックリストを用いて、虚弱な高齢者を早期に把握し、サロンや介護予防サークルにつなげることで介護予防に努めます。

介護予防普及啓発事業として、平成29(2017)年度より「介護予防リーダー(元気シニアサポーター)養成講座」を実施することで、介護予防についての普及啓発を行うとともに、地域において住民主体の通いの場を提供する地域のリーダー(元気シニアサポーター)を育成し、介護予防に努めています。

地域介護予防活動支援事業として、平成30(2018)年度より介護予防サークルの活動費の補助、介護予防講師の派遣及び介護予防リーダーの活動支援を行うことで参加者の増加につなげ、併せて実施回数を増やすことにより、フレイル予防の効果促進を図り、健康寿命の延伸につなげます。

			第7期			第8期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サークル	回数(回)	目標値				447	459	471
		実績値	214	402	429			
	参加実人数(人)	目標値				450	460	470
		実績値	303	438	450			
	延参加人数(人)	目標値				4,750	4,825	4,900
		実績値	2,140	4,676	4,000			
介護予防リーダー養成講座	回数(回)	目標値				12	12	12
		実績値	11	11	11			
	参加実人数(人)	目標値	60	60	60	70	70	70
		実績値	70	64	60			
	延参加人数(人)	目標値				275	275	275
		実績値	257	272	200			

(ウ) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

閉じこもりがちな高齢者に対し、「高齢者の生きがいと健康づくり」を推進し、積極的な社会参加の促進を図る事業です。教養、趣味講座を大洲市老人クラブ連合会に委託し、また、運動講座（3 講座）を開催することで、高齢者の生きがいと健康づくりに役立てています。引き続き、各種講座を開催し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。

			第7期			第8期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
運動講座 (3 講座)	回数 (回)	目標値	96	96	96	90	90	90
		実績値	72	87	85			
	実人数 (人)	目標値	100	100	100	60	60	60
		実績値	61	61	30			
	延人数 (人)	目標値	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
		実績値	1,155	1,689	1,222			
教養、 趣味講座 (8 講座)	回数 (回)	目標値	230	230	230	180	180	180
		実績値	180	214	150			
	実人数 (人)	目標値	400	400	400	350	350	350
		実績値	335	332	300			
	延人数 (人)	目標値	3,000	3,000	3,000	2,200	2,200	2,200
		実績値	2,113	2,136	2,000			

## (2) 包括的支援事業

「地域包括支援センター」は現在、大洲市直営の形で1か所設置しています。本市は面積が広いため、高齢者の利便性に配慮し、市役所本庁、長浜支所、肱川支所内にその出先機関としてサブセンターを3か所、また、地域住民のより身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐ業務を行うブランチ（窓口）を4か所設置しています。

包括的支援事業は、この地域包括支援センターの行う業務の一つであり、高齢者が要介護状態等に陥ることなく、住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることができるよう包括的に支援を行う事業です。

令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、従来の施策をさらに充実させるため、地域支援事業（包括的支援事業）に以下の取組を進めていきます。

- ◆地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例等の検討を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進するためのケア会議の開催
- ◆医療、福祉資源の把握、地域の医療、介護関係者による会議の開催、研修の実施等、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制構築のため喜多医師会との連携推進
- ◆認知症地域支援推進員の配置、介護施設における認知症対応力の向上や認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応等の認知症施策の充実を含め、「新オレンジプラン」の7つの柱（普及、啓発等の関連施策の総合的な推進）の推進
- ◆見守りなどの生活支援サービスを充実させるための生活支援コーディネーター配置等の生活支援サービスの体制整備

## 【地域包括支援センターの運営】

### ア 総合相談支援事業

高齢者から初期段階での相談を受け付け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関、制度の利用につなげるなどの支援を行う事業です。

#### (ア)総合相談支援業務

高齢者からの相談やランチからあがってきた対応の難しい相談等を受け付け、必要とする支援内容を把握した上で適切なサービスにつなげるなど、適切に対応します。

また、もの忘れ相談では、認知症専門医の協力により認知症高齢者及びその家族や介護職員（ケアマネジャー他）等の医療や介護に関する心配ごとや悩みごとについて総合的な相談に応じることにより認知症高齢者及び家族の支援を行っていますが、参加人数は1回当たり1事例という状況となっています（1回当たり2事例の相談受付が可能）。

今後も、認知症専門医の協力により相談事業を行うことで、認知症の疑いのある方が気軽に相談できる場として引き続き事業を実施します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<b>■総合相談支援業務</b>							
受付延件数（件）	目標値	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	実績値	896	911	900			
<b>■もの忘れ相談</b>							
実施回数（回）	目標値	12	12	12	12	12	12
	実績値	12	12	10			
参加者数（人）	目標値	24	24	24	24	24	24
	実績値	12	12	12			

(イ) ブランチ委託業務

利用者の利便性に配慮し、相談窓口としての機能を備えたブランチ（窓口）を、民間の在宅介護支援センター4か所に業務を委託しています。継続して業務を実施します。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初期相談延件数（件）	目標値	500	500	500	500	500	500
	実績値	406	468	500			
実態把握調査延件数（件）	目標値	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	実績値	1,692	1,764	1,800			
介護予防事業（サロン事業、転倒予防教室等）への協力	目標値	250	250	250	150	150	150
	実績値	155	155	150			

イ 権利擁護業務

地域における支援だけでは十分に問題を解決できない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活することができるよう、成年後見制度の活用を促進するなど、専門的な視点から支援を行う事業です。継続して高齢者の問題解決を図るよう関係機関と協力しながら事業を継続します。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各種相談業務延件数（件）	目標値	300	300	300	300	300	300
	実績値	327	262	300			

### ウ 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・2と認定された方や基本チェックリストを基に、総合事業対象者の介護予防ケアプランを作成し、プランに基づき、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行う事業です。

利用者が年々増加していることから、今後はAI等のICTを活用した介護予防ケアプラン作成の充実化を図り、利用者への必要な援助を行います。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数（件）	実績値/目標値	3,877	3,910	3,950	3,980	4,010	4,040

### エ 包括的、継続的マネジメント業務

地域における包括的、継続的なケア体制の構築、介護支援専門員と他の様々な職種、関係機関との連携を図り、介護支援専門員に対し研修の実施、支援困難事例等への指導、助言などを引き続き継続して行います。

			第7期			第8期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援事業者連絡会	開催回数（回）	目標値	6	6	6	6	6	6
		実績値	6	6	1			
	参加実人数（人）	目標値	58	58	58	55	55	55
		実績値	53	56	32			
	延参加人数（人）	目標値	320	320	320	350	350	350
		実績値	359	342	33			
地域ケア会議	回数（回）	目標値	20	20	20	20	20	20
		実績値	47	43	10			
	延参加人数（人）	目標値	200	200	200	200	200	200
		実績値	478	398	100			
ネットワーク会議	回数（回）	目標値	10	10	10	10	10	10
		実績値	11	10	3			
	延参加人数（人）	目標値	300	300	300	200	200	200
		実績値	158	111	50			

## オ その他

地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保その他円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置し、年2回協議会を実施しています。

また、そのほかにも地域における高齢者に対する包括的、継続的なケア体制を構築するための活動を引き続き行い、地域包括支援センターの普及啓発活動に努めます。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター運営協議会（回）	目標値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2			
地域包括支援センターのPR回数（回）	目標値	25	25	25	20	20	20
	実績値	22	31	15			
地域包括支援センターのPR延対象者数（人）	目標値	500	500	500	200	200	200
	実績値	298	874	200			

## 【社会保障充実分】

### カ 認知症総合支援事業

#### (ア) 認知症初期集中支援事業

認知症初期集中支援事業は、新オレンジプランの2つ目の柱の「認知症の容態に応じた適時、適切な医療、介護等の提供」の早期診断、早期対応のための体制整備として位置づけられています。

早期に認知症の診断が行われ、速やかで適切な医療、介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置しました。これにより、認知症専門医の指導のもと複数の専門職により、認知症が疑われる人、また認知症の人及びその家族を訪問し、観察、評価を行った上で家族支援を行うなど、初期の支援を包括的、集中的に行っています。

かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療につなげ、認知症の初期段階で関わることのできるシステムを構築、活用できるよう検討し自立生活のサポートを行います。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初回訪問件数（件）	目標値	10	10	10	10	10	10
	実績値	0	7	5			
チーム員会議件数（件）	目標値				3	3	3

(イ) 認知症ケア向上推進事業

認知症高齢者の家庭の相談役となる認知症地域支援推進員の配置や、介護施設における認知症対応力向上を図る事業です。

認知症高齢者へのかかわり方や、受けることのできるサービス等をまとめた「認知症ケアパス」を作成しています。また、「認知症地域支援推進員」を配置し、「認知症初期集中支援チーム」とも連携しながら、認知症の人やその家族と関係機関へのつなぎや連絡調整の支援のほか、地域及び市内事業所を対象とした認知症研修や総合相談を実施しています。

認知症問題については、特に重要視し、認知症サポーター養成講座を開催することで、認知症が身近な問題であることを理解し、地域で一体となって認知症の人やその家族を支えてもらうよう働き掛けています。

令和元(2019)年度時点でのサポーター登録数は 2,212 名という状況ですが、今後も地域住民や学校、企業等への周知、啓発を図り、第8期計画期間ではさらに多くの方の登録を目指し、チームオレンジの取組につなげます。

			第7期			第8期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認知症 サポーター 養成講座	回数(回)	実績値/ 目標値	4	2	0	3	3	3
	参加実 人数(人)	実績値/ 目標値	194	71	0	100	100	100
	参加延 人数(人)	実績値/ 目標値				100	100	100
認知症サポーター 登録者数(人)		実績値/ 目標値	2,141	2,212	2,212	2,312	2,413	2,513

## キ 生活支援サービスの基盤整備事業

地域住民、各種団体及び企業の関係者など様々な人々と連携しながら、高齢者の見守り、支え合いなどの生活支援サービスの充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を図る事業です。

「生活支援コーディネーター」や「協議体」の活動により、地域住民同士で話し合う場を設け、元気な高齢者やボランティアの方々による「地域の支え合い」を推進し、高齢者を支える地域づくりを進めていきます。

平成 28(2016)年度に大洲市生活支援体制整備の第 1 層協議体を設置しており、令和 3(2021)年度からは圏域ごとに第 2 層を順次設置し、きめ細かな高齢者を支える地域づくりに努めます。

			第 7 期			第 8 期		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活支援コーディネーター配置数(人)	実績値/ 目標値	第 1 層	1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)
生活支援体制整備協議体の設置(か所)	実績値/ 目標値		1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)
生活支援コーディネーター配置数(人)	目標値	第 2 層				2 (+2)	3 (+1)	4 (+1)
生活支援体制整備協議体の設置(か所)	目標値					2 (+2)	3 (+1)	4 (+1)

※括弧内は前年度からの比較値を記載しています。

### (3) 任意事業

介護保険事業の運営の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要である限り、地域の実情に応じ、創意工夫を活かした多様な形態での実施が可能とされる事業です。

#### ア 介護給付等費用適正化事業【ケアプランチェック事業】

ケアプランをチェックすることにより、介護（予防）給付について必要以上にサービスが提供されていないかの検証を行います。

また、サービス事業者に対し制度に関する情報提供、研修などを開催することにより利用者に対する適切なサービス提供がなされるよう費用の適正化を図る事業です。

新規申請、更新申請、プランに大きな変更があった際に各事業者から提出されたケアプランと認定審査情報等との確認を行い、その内容が利用者の自立支援に資する適正なプランであるか、介護支援専門員等が点検を行います。その際、要介護度や心身の状況等にあっていないサービス、過剰なサービス、不必要なサービス提供となっているプラン、画一的なサービス提供となっているプラン、サービス提供に偏りのあるプラン等については、ケアプランチェックシートでの確認や必要に応じてモニタリングの実施等をするよう担当ケアマネジャーに助言をしています。

自立支援に向けた適切なサービスが提供できるよう、引き続きケアプランのチェック、助言を行います。また介護支援専門員の資質向上に向けた取組を実施します。

		第7期			第8期			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
ケアプランチェック 件数（件）	目標値	1,450	1,500	1,550	1,900	1,900	2,100	
	実績値	1,668	1,802	1,800				
うち指摘件数（件）	目標値	180	180	185	350	350	350	
	実績値	333	364	360				
サービス 事業者連 絡会	在宅回数 （回）	目標値	8	8	8	15	15	15
		実績値	15	15	15			
	在宅人数 （人）	目標値	40	40	40	400	400	400
		実績値	504	410	400			
	施設回数 （回）	目標値	6	6	6	9	9	9
		実績値	9	9	4			
	施設人数 （人）	目標値	110	115	120	100	100	100
		実績値	140	141	100			

### イ 介護用品支給事業【家族介護支援事業】

在宅で寝たきり等の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対して、介護用品代（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋等）を支給し介護者の身体的、経済的負担を軽減します。

今後も引き続き本事業を必要とされる高齢者に事業を利用してもらうよう制度周知に努め、介護者の負担軽減を図ります。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象者数（人）	目標値	50	50	50	50	50	50
	実績値	19	24	24			

### ウ 在宅高齢者等介護手当支給事業【家族介護支援事業】

市民税非課税世帯で、要介護4又は要介護5の1年間介護サービスの利用がない寝たきり高齢者及び重度の認知症高齢者を在宅で介護している介護者の経済的な負担を軽減することを目的に手当を支給します。

今後も本制度を必要とされる介護者に制度を利用してもらうよう周知に努めます。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象者数（人）	目標値	2	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	1			
支給月数（月）	目標値	24	24	24	24	24	24
	実績値	0	0	12			

## エ 徘徊高齢者位置情報サービス利用費補助事業【家族介護支援事業】

認知症で徘徊の症状がある高齢者を、在宅で介護している介護者が位置情報サービスを利用するための初期経費を補助し、経済的負担を軽減することで安心した在宅での介護生活へつなげています。

今後は、民間事業者との連携協定を基に、新たな通信機器が補助対象となるよう努めるとともに、事業の周知、利用促進を行います。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象者数（人） /	目標値	10	10	10	10	10	10
補助対象者数（人）	実績値	1	1	1			

## オ 介護相談員派遣事業

サービス利用者の意見を聞き取り、サービス事業者や保険者に利用者の声をつなげていくことを目的に、本市から介護相談員を委嘱し、介護保険施設や在宅サービス事業所を訪問し利用者の声を聴いたり、施設の様子を確認することにより、介護サービスの質的向上を図っています。

また、毎年介護相談員連絡会を開催し、本市における介護保険制度の現状の説明及び意見交換を行うとともに、担い手の確保に向けての施策を検討します。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護相談員数（人）	目標値	22	22	22	22	22	22
	実績値	22	22	22			
訪問対象施設数（施設）	目標値	49	49	49	51	51	51
	実績値	49	49	49			
派遣実施延回数（回）	目標値	620	620	620	600	600	600
	実績値	551	394	200			

#### (4) 保健事業と介護予防の一体的な実施

健康寿命の延伸、医療費削減を目指し継続したきめ細かな支援を一体的に実施します。令和3年度から本格実施するものです。高齢者一人一人に対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行うものです。

##### ①高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

- ア 低栄養防止、重症化予防の取組
- イ 重複、頻回受診者、重複投薬者への相談指導の取組
- ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

##### ②通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

- ア フレイル予防の普及啓発活動や運動、栄養、口腔のフレイル予防などの健康教育や健康相談を実施
- イ 後期高齢者の質問票を活用するなどフレイル状態にある高齢者等を把握し保健指導や生活機能向上に向けた支援等を実施
- ウ 高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨などを実施

		第8期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
後期高齢者の質問票の実施	目標値	250	300	400
通いの場（介護予防サークル）を増やす	目標値	30	33	36
通いの場の参加者を増やす	目標値	450	460	470
運動＋フレイル予防の内容の充実をはかる	目標値	随時	随時	随時
個別支援（ハイリスクアプローチ）を行う	目標値	随時	随時	随時

## 2. 在宅福祉事業

### (1) 軽度生活援助事業

日常生活上の支援が必要と思われる在宅の一人暮らし高齢者等（身内や業者で対応できる者を除く。）に対して、介護保険サービスやその他の事業で対応できない内容について、大きな家具の移動、緊急時の対応など必要なサービスを提供しています。

今後も引き続き制度の周知に努め、高齢者が自立した在宅生活を送れるよう事業を推進します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用件数（件）	目標値	12	12	12	12	12	12
	実績値	1	1	1			
利用時間（時間）	目標値	96	96	96	96	96	96
	実績値	9	12	24			

### (2) 独居高齢者等緊急通報装置貸与事業

高齢者のみの世帯又は身体障がい者世帯に対して、緊急的な事故、病気などの場合に申請時に登録した協力員が通報を受け対応できるよう、緊急通報機器の設置を行います。

今後も引き続き、制度周知に努め、「みまもり安心カード」等も併用し、高齢者が在宅での生活を安心して送れるよう事業を推進します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
新規設置件数（件）	目標値	30	30	30	30	30	30
	実績値	14	12	30			
期末設置件数（件）	目標値	220	220	220	130	123	116
	実績値	166	144	137			

### (3) 心配ごと相談所設置事業

大洲市社会福祉協議会に委託し、市民の日常生活における各種問題に対して法律相談や介護相談等を通じて、問題解決のための助言や援助を行います。

地域によっては件数や内容に偏りのある地区もあるため、引き続き制度周知に努め、市民の日常生活上の各種問題に対して解決のための事業を推進します。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	目標値	230	230	230	230	230	230
	実績値	189	171	230			

### (4) 外出支援事業(肱川、河辺支所管内限定事業)

公共交通手段が無い地域及び交通機関を利用できない高齢者等に対して、市内の病院、福祉施設への外出を支援することにより閉じこもり予防や健康管理を目的とする事業です。

全体的な利用実績は減少傾向にありますが、支援を必要している方が継続して利用できるよう、各種計画の進捗状況を勘案しながら事業を継続していきます。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
肱川支所管内件数（件）	目標値	650	650	650	550	550	550
	実績値	483	501	470			
河辺支所管内件数（件）	目標値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	実績値	2,356	2,301	2,000			

### 3. 福祉施設

#### (1) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方が入所する施設です。

今後、指定管理者制度の導入や民間移譲を行うことにより、民間事業者のノウハウを取り入れることで入所者に対するサービスの向上に努めます。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
清和園 (人)	目標値	47	47	47	46	46	46
	実績値	39	39	39			
さくら苑 (人)	目標値	44	44	44	46	46	46
	実績値	28	30	25			

#### (2) ケアハウス（軽費老人ホーム）

日常生活に不自由はないが一人暮らし等の生活に不安がある方（60歳以上）で、利用料、その他の経費を自己負担して入所します。食事が提供されるほか、各種レクリエーションなどの余暇活動が行われます。

引き続き、生活上必要な便宜を支援し、レクリエーション等の実施により好きなことを自身で楽しみながら生き生きと生活できる場を提供できるよう支援します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
軽費老人ホームケア ハウスとみす寮 (人)	目標値	30	30	30	30	30	30
	実績値	30	28	30			

### (3) 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）

独立して生活することに不安のある独居高齢者及び高齢者夫婦に対し、安心して健康で明るい生活を送れるように支援しています。

引き続き、デイサービスやヘルパーを利用しながら、隣接する保育所の園児やボランティアなど、地域の方との交流を継続し、入所者が安心した生活を送れるよう支援を行います。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大洲市肱川高齢者生活福祉センター（人）	目標値	10	10	10	10	10	10
	実績値	7	7	7			

### (4) 在宅介護支援センター

地域で暮らす高齢者やその家族に対して、介護等に関する総合的な相談に応じ、保健、福祉サービスが受けられるよう支援を行います。

本市では、「地域包括支援センター」を直営で1か所設置し、民間の在宅介護支援センター4か所について、地域包括支援センターのブランチ（窓口）として活動（相談、実態把握調査等）を継続しており、年々相談件数も増加しています。

実態把握調査時に併せて基本チェックリストによるチェックを行い、介護予防等が必要な高齢者を早期に発見し、引き続き介護予防事業や介護保険サービス等へつなげます。

施設名	担当地区
在宅介護支援センターひまわり	平・菅田・大川・肱川・河辺
在宅介護支援センター春賀	三善・八多喜・上須戒・長浜
在宅介護支援センターフレンド	肱北・喜多・新谷・柳沢
在宅介護支援センター社会福祉協議会	肱南・久米・平野・南久米

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	実績値/目標値	406	468	500	500	500	500

## (5) 老人福祉センター

高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供をしています。

相談件数は年々減少傾向にありますが、引き続き総合的な支援を提供していきます。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談件数（件）	実績値/ 目標値	2,202	2,145	1,724	2,000	2,000	2,000

## 4. 社会福祉協議会活動

### (1) 基本方針

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織、関係者の協働により地域生活課題の解決に取組、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進してきました。

平成 27(2015)年度からは生活困窮者自立支援相談事業を実施し、社会的孤立や複合的問題等を抱えた方々に対して、相談、就労、食料支援など自立に向けた支援を行っています。

また、平成 28(2016)年度からは、生活支援体制整備事業により、社会福祉協議会内に、生活支援コーディネーターを配置し、地域住民やボランティア団体、NPO、企業等と連携し、協議体の設置や、多様なサービスの実施に向けて行政、関係機関との連携を密に、自治会役員、民生委員、児童委員と協働し、真に安心できる「市民主体の支え合いの地域づくり」を推進します。

少子高齢化の進展、人口減少、市民同士のつながりの希薄化など、地域における生活、福祉ニーズが増加し、経済格差の拡大もあいまって社会的孤立や生活困窮、介護、子育てに対する不安など、多様かつ複合的な生活課題が顕在化しています。一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野も転換期を迎え、高齢者、障がい者、子供等のすべての人々が「地域・暮らし・生きがい」をともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する必要があります。他人事になりがちな地域づくりを「我が事」とし、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制の実現を目指した取組を展開します。

## (2) 在宅福祉に必要な生活支援サービスの総合的な提供

高齢化社会を支える基盤としての介護保険事業、介護予防事業に積極的に取組、介護人材不足の解消を検討し、在宅での生活に必要なサービスの継続を図っていきます。

### ア 介護保険事業の推進

			第7期			第8期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問介護事業延利用回数(回)	東大洲	目標値	14,000	14,000	14,000	8,000	8,000	8,000
		実績値	10,617	8,165	8,000			
	長浜	目標値	6,000	6,000	6,000	6,500	6,500	6,500
		実績値	6,586	6,508	6,500			
	肱川	目標値	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		実績値	3,128	3,103	3,100			
通所介護事業延利用人数(人)	東大洲	目標値	5,500	5,500	5,500	6,500	6,500	6,500
		実績値	5,262	6,633	6,700			
	若宮	目標値	1,500	1,500	1,500	2,200	2,200	2,200
		実績値	2,247	2,105	2,200			
	長浜	目標値	4,600	4,600	4,600	4,800	4,800	4,800
		実績値	5,087	4,846	4,800			
訪問入浴介護事業延利用回数(回)	東大洲	目標値	800	800	800	500	500	500
		実績値	579	408	500			
居宅介護支援事業延利用回数(回)	東大洲	目標値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		実績値	2,014	1,796	2,000			
	長浜	目標値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		実績値	1,053	1,088	1,000			
	肱川	目標値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		実績値	915	971	1,000			

## イ 介護予防事業の推進

総合事業の施行により、要支援者への訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行され、介護サービス量が減少しましたが、引き続き介護予防対策を重要ととらえ、個別支援計画に沿ったサービス提供を行います。

			第7期			第8期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問介護事業 延利用回数 (回)	東大洲	目標値	6,800	6,800	6,800	6,000	6,000	6,000
		実績値	4,775	5,726	6,000			
	長浜	目標値	2,700	2,700	2,700	3,100	3,000	3,000
		実績値	2,843	3,105	3,200			
	肱川	目標値	2,300	2,300	2,300	1,600	1,600	1,600
		実績値	1,375	1,588	1,600			
通所介護事業 延利用人数 (人)	東大洲	目標値	2,400	2,400	2,400	2,000	2,000	2,000
		実績値	1,784	1,831	1,900			
	若宮	目標値	750	750	750	700	700	700
		実績値	711	622	700			
	長浜	目標値	1,950	1,950	1,950	2,200	2,200	2,200
		実績値	2,111	2,233	2,200			
訪問入浴介護 事業延利用回数 (回)	東大洲	目標値	10	10	10	10	10	10
		実績値	5	9	0			
居宅介護支援 事業延利用回数 (回)	東大洲	目標値	450	450	450	400	400	400
		実績値	400	321	400			
	長浜	目標値	200	200	200	200	200	200
		実績値	320	232	200			
	肱川	目標値	210	210	210	200	200	200
		実績値	176	212	210			

### ウ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方に対し、介護保険等の利用援助や日常的な金銭管理等、福祉サービスを適切に利用してもらうため、専門員（大洲市社会福祉協議会 2 名、生活支援員 6 名）で支援と普及に努めています。

本事業は、契約制度に変わった福祉サービスを利用する上で、利用者の権利擁護を進めるために大切な事業です。今後、事業の周知と利用促進を図るためには、市民に広く権利擁護の意識醸成を促す啓発が必要です。また、本事業のみでは対応できない事案に対しても、包括的、継続的な支援体制が構築できるよう、関係機関と連携しながら法人後見制度等を含めた一体的な対応を目指します。

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
契約件数（件）	目標値	8	10	12	8	10	12
	実績値	6	5	5			
相談件数（件）	目標値	1,600	1,650	1,700	1,500	1,600	1,700
	実績値	1,144	881	1,000			

エ その他の実績（見込み）と目標

		第7期			第8期			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
軽度生活援助事業利 用件数（件）	目標値	6	6	6	12	12	12	
	実績値	1	1	1				
外出支援サービス事 業延利用人数（人）	目標値	2,700	2,700	2,700	2,200	2,100	2,100	
	実績値	2,356	2,301	2,200				
独居高齢 者世帯等 緊急通報 装置保守 管理事業	設置台数 （台）	目標値	230	220	210	130	123	116
		実績値	166	144	137			
	安否確認 （回）	目標値	2,800	2,700	2,600	1,600	1,600	1,600
		実績値	2,183	1,865	1,560			
福祉機器 の貸出事 業	ベッ ド （台）	目標値	100	100	100	54	50	50
		実績値	58	54	50			
	車い す （台）	目標値	30	30	30	27	20	20
		実績値	27	25	25			
生活福祉資金貸付制 度の活用促進及び利 用件数（件）	目標値	20	20	20	40	25	20	
	実績値	11	28	210				

※生活福祉資金等：新型コロナウイルス感染症の影響が不透明なことから、令和3(2021)年度にも生活に困窮される方ができる可能性もあり、食糧支援等を含めた柔軟な対応を検討していきます。

### (3) 市民の主体的福祉活動のための支援事業

#### ア 地区社会福祉協議会活動の推進

地域共生社会を推進するためには、地区社会福祉協議会の協力が重要になってきます。令和元(2019)年度末から新型コロナウイルス感染症の影響により、一部サービスを中止するケースもありましたが、令和2(2020)年度は、配食方法を見直し、事業を実施しました。

在宅生活を維持するためには、見守り等の独自の取組を推進する必要があります。既存の地域のボランティアに加え、多様な主体が参画することが必要です。引き続き各地区社会福祉協議会と連携し、地域共生社会の実現に向けて地区社会福祉協議会活動の支援を継続し、地域における生活支援等を推進していきます。

##### 小地域在宅福祉活動事業

- ・見守りネットワークの推進
- ・ふれあい食事サービス（配食、会食）
- ・独居高齢者のつどい
- ・独居高齢者料理教室
- ・在宅介護者のつどい

		目標値/ 実績値	第7期			第8期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
配食数（食）	目標値/ 実績値	2,695	2,222	2,500	2,700	2,700	2,700	
会食	回数（回）	2	2	0	2	2	2	
	参加実 人数（人）	310	312	0	350	350	350	
	参加延 人数（人）	310	312	0	350	350	350	

## イ 在宅福祉サービス（新介護キップ）制度の充実

新介護キップ制度は、地域内の福祉問題を市民相互の助け合いの中で解決していく「住民参加型のサービス」として、あらかじめ登録してあるボランティア協力会員 694 名（令和元（2019）年度）が、利用希望のあった高齢者等に対する買い物や話し相手等の生活支援活動や地区社会福祉協議会の福祉事業への参加協力等の地域活動支援を行っています。

本制度は、地域での高齢者、障がい者の生活を支える重要なサービスになっていますが、協力会員の高齢化の進展、人材不足により実施が難しい状況です。総合事業の施行により、訪問型サービスの提供において新介護キップ制度の活用も視野に入れ、必要な支援を行うなど制度の充実を図ります。

また、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ふれあいサロンや地区社会福祉協議会の活動が縮小となる見込みですが、サロン休止による会員の健康への影響が出ないように配慮しています。今後も、新型コロナウイルス感染症等の影響により対象者への福祉サービスの減退につながらないように施策を展開します。

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会員数（人）	目標値	620	610	610	700	700	700
	実績値	670	694	700			
利用点数（点）	目標値	9,000	9,500	9,500	6,000	7,500	7,500
	実績値	7,584	8,278	4,800			

## ウ ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンは、身近な集会所を利用し、地域の高齢者、障がい者、子育て世代の人とボランティア等が、会話やレクリエーションを通じて交流し、自然な形で健康づくり、閉じこもり予防、生きがいづくり等を行っています。また、地域のボランティア実践の機会を作り出し、地域のボランティア意識の向上と福祉問題を考える場にもなっています。

社会福祉協議会では、サロンお世話人交流会や研修会開催時にマイクロバスの貸出しを行い、サロン運営を支援するとともに、サロン事業未実施地区については、受入態勢により順次事業開始の支援をしていきます。

今後は、小地域福祉活動の推進が望まれ、住み慣れた地域で暮らすことのできるための社会資源になるよう支援します。

また、サロンが地域の拠点になるよう各種施策を検討することで回数の増加を目指し、運営サポートの強化を図りながら生活課題を抱えている方にも参加できるきめ細やかな支援を行います。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
サロン数（か所）	目標値	130	140	140	120	125	130
	実績値	118	118	112			
延利用者数（人）	目標値	14,300	15,400	15,400	12,400	13,000	13,600
	実績値	11,480	12,487	12,000			

#### (4) ボランティア、NPO など市民活動の啓発と支援

##### ア マンパワーの確保、育成と活動の場の提供

各種ボランティアの高齢化に伴い、人材減少が続いている状況です、引き続き啓発活動や人材発掘に努め、受講しやすい講座の運営に努めます。

- ・各種ボランティア養成講座の開催  
手話講座、要約筆記講座、点訳講座、視覚障がい者に対する音声訳講座、傾聴ボランティア講座
- ・ボランティア研修会、サロンお世話人交流会の開催

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<b>■手話講座</b>							
開催数(回)	目標値/実績値		45		45	45	45
参加実人数(人)	目標値/実績値	※1	5	※2	10	10	10
<b>■要約筆記講座</b>							
開催数(回)	目標値/実績値		11	11	15	20	20
参加実人数(人)	目標値/実績値	※1	6	3	10	10	10
<b>■点訳講座</b>							
開催数(回)	目標値/実績値		10	10	10	10	10
参加実人数(人)	目標値/実績値	※1	5	1	5	5	5
<b>■視覚障がい者に対する音声訳講座</b>							
開催数(回)	目標値/実績値		10	9	10	10	10
参加実人数(人)	目標値/実績値	※1	7	9	10	10	10
<b>■傾聴ボランティア講座</b>							
開催数(回)	目標値/実績値		3	5	5	5	5
参加実人数(人)	目標値/実績値	※1	24	8	10	10	10
<b>■ボランティア研修会</b>							
開催数(回)	目標値/実績値	1	1	1	1	1	1
参加実人数(人)	目標値/実績値	110	177	100	200	200	200
<b>■サロンお世話人交流会</b>							
開催数(回)	目標値/実績値	1	4	5	5	5	5
参加実人数(人)	目標値/実績値	121	28	100	100	100	100

※1 豪雨災害のため中止

※2 新型コロナウイルス感染症のため中止

## イ ボランティア、市民活動センター機能の充実

県 NPO 支援センターと連携し、幅広いボランティア、市民活動の情報提供、相談、活動先を紹介します。なお、平成 30(2018)年 7 月豪雨災害の際には、災害ボランティアセンターの活動に協力してもらい、復旧に大きく貢献しています。

大洲市ボランティア連絡協議会加入団体（大洲市ボラ連）に対し、引き続き支援を行います。今後は、市民団体との交流、促進や、新しい枠組みにより、地域の課題を解決できる人材の育成、支援が望まれることから、目的型ボランティアの地域連携を促進し、併せて南予地域ボランティア交流会の事務作業等の協力を行いながら連携します。

- ・大洲市ボランティア連絡協議会など各ボランティア、市民グループとの連携、支援
- ・ボランティアの活動紹介、支援、各種ボランティア保険の加入促進
- ・点字、朗読広報の発行、会報「社協だより」の発行（毎月発行年 12 回）
- ・ホームページによる情報提供、SNS を活用した情報発信

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大洲市ボラ連の加入 団体数	目標値/ 実績値	17 団体	18 団体	18 団体	19 団体	20 団体	20 団体

## ウ ボランティア活動を体験し学習する機会の提供

夏休みワークキャンプ事業は参加者が減少している状況であり、学校関係者と連携し、周知、啓発に努めます。一方、各学校で実施している総合学習の時間を使った福祉体験教室は年々増加傾向にあり、将来の福祉人材を育成するために引き続き推進していきます。また、新型コロナウイルス感染症等の影響で高齢者福祉施設の生徒の受入が難しい状況が継続する場合には異なった方法で、参加者が福祉の仕事への理解を深められるような施策を検討します。

- ・夏休みワークキャンプの開催（中学生、高校生を対象とした福祉施設体験学習）
- ・子供から大人までを対象としたボランティア体験事業、講座の企画
- ・小・中・高校生に対して福祉学習、福祉体験教室への協力
- ・ボランティア体験機材、ビデオの貸出し

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
夏休みワークキャン プ参加人数（人）	目標値/ 実績値	0	5	0	15	15	15

## (5) その他の活動

### ア 社会福祉協議会費制度の推進

社会福祉協議会の活動について理解を深め、市民の皆様から拠出してもらった社会福祉協議会費を、地区社会福祉協議会の福祉活動や在宅福祉活動の貴重な財源として活用し、明るく住みやすいまちづくりに努めます。

人口、世帯の減少や地区入りの問題が社会福祉協議会費減少の原因になっています。地域の方からの拠出もさることながら、社会福祉協議会に協力してもらえる賛助会員への啓発も必要であり、地区社会福祉協議会活動を充実させ、事業を通じて会費制度の必要性のPRを図ります。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加入世帯（世帯）	目標値	12,500	12,400	12,400	12,000	11,900	11,900
	実績値	12,598	12,245	12,000			

### イ まごころ銀行の推進

市民の皆様から頂いた貴重な預託金等を、福祉活動に有効活用しています。地区社会福祉協議会活動の重要な役割であり、地域福祉に役立てられるよう、福祉懇談会等を通じて地域住民の方への啓発を推進していきます。また、本運動が浸透していない地域の理解促進に努めます。

		第7期			第8期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金銭預託（件）	目標値	100	100	100	100	100	100
	実績値	143	98	100			
物品預託（件）	目標値	20	20	20	10	10	10
	実績値	15	7	10			

## ウ 共同募金活動の推進

赤い羽根の「国民たすけあい運動」は、みんなの幸せのために、地域住民相互のたすけあい精神で明るく住みよい社会をつくる国民総ぐるみの運動で相互扶助精神を培い、社会福祉事業として共同募金を推進する物心両面にわたる運動です。共同募金は、地域の変容や経済情勢等に伴い、地域課題が多様化しており、課題対応に一層充実していくことが期待されています。このことから、様々な組織や人材の参画を得て、募金活動に取り組む必要があります。

令和元(2019)年度から、地域のボランティア活動や福祉活動をはじめ災害対応等に幅広く活用する目的で新たに市内各事業の皆様へ「事業所特別募金」をお願いし、サロン事業、子供食堂に対して、助成金を新規に配分することができました。今後も広く周知を行い共同募金活動の趣旨を理解してもらうことで協力者の拡大に努めます。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績額（千円）	目標値	13,000	13,000	13,000	12,000	12,000	12,000
	実績値	9,751	12,117	12,000			

## 第3 介護保険サービスの充実

### 1. 在宅介護サービスの充実

本市では、これまで、介護サービス利用者が住み慣れた自宅や地域社会の中で生活できるよう既存の在宅介護サービス供給体制の充実化を図ってきました。

第8期計画期間中においても、引き続き、本市の高齢化率は増加していくことから、在宅介護サービスのニーズは増加すると考えられ、民間事業者による在宅介護サービスの供給量は増加すると見込んでいます。

#### (1) 予防給付サービスによる介護状態の重度化の防止

要支援1・2の認定者を対象に、予防給付サービスを提供していきます。

予防給付サービスの基本は、「本人ができることは、できる限り本人が行う」という点を重視し、自立を促すことで結果的に重度化を防止することにあります。

予防給付の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

#### ■予防給付サービスの利用実績

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防訪問入浴介護	1人	3人	0人
介護予防訪問看護	682人	713人	864人
介護予防訪問リハビリテーション	238人	252人	300人
介護予防居宅療養管理指導	118人	128人	120人
介護予防通所リハビリテーション	1,334人	1,475人	1,524人
介護予防短期入所生活介護	93人	61人	48人
介護予防短期入所療養介護（老健）	14人	28人	24人
介護予防短期入所療養介護（病院等）	4人	14人	0人
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0人	0人	0人
介護予防福祉用具貸与	4,256人	4,579人	4,704人
特定介護予防福祉用具購入費	120人	97人	120人
介護予防住宅改修	136人	117人	120人
介護予防特定施設入居者生活介護	184人	188人	192人
介護予防支援	5,417人	5,683人	5,784人

■ 予防給付サービスの見込量

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	0人	0人	0人
介護予防訪問看護	816人	816人	816人
介護予防訪問リハビリテーション	288人	288人	288人
介護予防居宅療養管理指導	144人	144人	144人
介護予防通所リハビリテーション	1,524人	1,524人	1,512人
介護予防短期入所生活介護	84人	84人	72人
介護予防短期入所療養介護（老健）	24人	24人	24人
介護予防短期入所療養介護（病院等）	12人	12人	12人
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0人	0人	0人
介護予防福祉用具貸与	4,608人	4,620人	4,608人
特定介護予防福祉用具購入費	108人	120人	108人
介護予防住宅改修	144人	144人	144人
介護予防特定施設入居者生活介護	204人	204人	204人
介護予防支援	5,676人	5,700人	5,664人

※現時点での見込みとなりますので、今後変更になる可能性があります。

## (2) 在宅介護サービスの提供

要介護1～5の認定者を対象とした介護給付では、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護（老健）、特定施設入居者生活介護などの利用者数が増えている状況です。サービスによっては、横ばいもしくは、利用の減少傾向もみられます。

介護給付の利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

### ■介護給付サービスの利用実績

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
訪問介護	3,090人	3,206人	3,096人
訪問入浴介護	170人	101人	120人
訪問看護	1,495人	1,602人	1,548人
訪問リハビリテーション	290人	333人	360人
居宅療養管理指導	2,076人	2,225人	2,244人
通所介護	4,874人	5,115人	4,956人
通所リハビリテーション	2,856人	2,860人	2,796人
短期入所生活介護	2,233人	2,000人	2,064人
短期入所療養介護（老健）	675人	611人	456人
短期入所療養介護（病院等）	65人	85人	36人
短期入所療養介護（介護医療院）	0人	0人	0人
福祉用具貸与	7,146人	7,521人	7,872人
特定福祉用具購入費	128人	142人	108人
住宅改修費	132人	117人	120人
特定施設入居者生活介護	887人	920人	888人
居宅介護支援	12,668人	12,900人	12,840人

## ■介護給付サービスの見込量

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	3,300人	3,324人	3,300人
訪問入浴介護	132人	132人	108人
訪問看護	1,596人	1,632人	1,596人
訪問リハビリテーション	396人	396人	384人
居宅療養管理指導	2,196人	2,220人	2,160人
通所介護	5,208人	5,268人	5,196人
通所リハビリテーション	3,000人	3,048人	3,012人
短期入所生活介護	2,292人	2,304人	2,244人
短期入所療養介護（老健）	636人	636人	624人
短期入所療養介護（病院等）	72人	72人	72人
短期入所療養介護（介護医療院）	0人	0人	0人
福祉用具貸与	7,920人	8,004人	7,908人
特定福祉用具購入費	144人	132人	132人
住宅改修費	156人	156人	156人
特定施設入居者生活介護	876人	876人	876人
居宅介護支援	13,404人	13,536人	13,392人

※現時点での見込みとなりますので、今後変更になる可能性があります。

## 2. 地域密着型サービスの提供

本市では、第7期介護保険事業計画にて認知症共同生活介護1事業所定員18人、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1事業者29人の施設整備計画を行い、令和3(2021)年度中に開設する予定としています。

しかし、依然として施設入所（居）待機者は存在していることから、高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して生活を継続できるよう、第8期計画においても種類ごとのサービス利用見込量を設定し、必要に応じて施設等の整備を図り、併せて在宅介護サービスを充実させることにより在宅で生活を行うことができるよう基盤整備を実施することが必要と考え、家族介護者の負担軽減を図ることにより介護離職者ゼロを目指します。

■地域密着型サービスの種類

種類	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス
夜間対応型訪問介護	在宅で夜間を含め 24 時間安心して生活できるよう、夜間に定期的な巡回訪問をしたり、又は通報を受けたり、訪問介護を提供したりする居宅サービス 対象者：要介護 1～要介護 5
地域密着型通所介護	日中、小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス
認知症対応型通所介護	認知症高齢者に介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する居宅サービス 対象者：要支援 1～要介護 5
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供する居宅サービス 対象者：要支援 1～要介護 5
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担軽減を図る居住系サービス 対象者：要支援 2～要介護 5
地域密着型特定施設入居者生活介護	在宅での介護が困難な人の利用を支援するため、定員 29 人以下の特定施設へ入居する居住系サービス 対象者：要介護 1～要介護 5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模の介護老人福祉施設へ入所する施設サービス 対象者：要介護 1～要介護 5
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者も、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスの提供を受けられるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問介護を一体的に提供するサービス

第8期計画では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「地域密着型通所介護」のサービスを見込みます。各サービスの利用実績と計画期間中の見込量は以下のとおりです。

## (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	197人	263人	228人

### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用見込量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	276人	276人	276人

### ■圏域ごとの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	大洲中央	37人	37人	37人
	大洲東	19人	19人	19人
	大洲西	220人	220人	220人
	合計	276人	276人	276人

## (2) 地域密着型通所介護

### ■地域密着型通所介護の利用実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
地域密着型通所介護	2,377 人	2,479 人	2,652 人

### ■地域密着型通所介護の利用見込量

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域密着型通所介護	2,784 人	2,808 人	2,784 人

### ■圏域ごとの地域密着型通所介護の見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	大洲中央	1,114 人	1,123 人	1,114 人
	大洲東	668 人	674 人	668 人
	大洲西	1,002 人	1,011 人	1,002 人
	合 計	2,784 人	2,808 人	2,784 人

### (3) 認知症対応型通所介護

#### ■ 認知症対応型通所介護の利用実績

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
認知症対応型 通所介護	予防給付 (A)	0 人	0 人	0 人
	介護給付 (B)	255 人	221 人	156 人
	合計 (A + B)	255 人	221 人	156 人

#### ■ 認知症対応型通所介護の見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症対応型 通所介護	予防給付 (A)	0 人	0 人	0 人
	介護給付 (B)	264 人	264 人	264 人
	合計 (A + B)	264 人	264 人	264 人

#### ■ 圏域ごとの認知症対応型通所介護の見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	大洲中央	0 人	0 人	0 人
	大洲東	0 人	0 人	0 人
	大洲西	0 人	0 人	0 人
	合 計	0 人	0 人	0 人
介護給付	大洲中央	53 人	53 人	53 人
	大洲東	87 人	87 人	87 人
	大洲西	124 人	124 人	124 人
	合 計	264 人	264 人	264 人

#### (4) 小規模多機能型居宅介護

##### ■小規模多機能型居宅介護の利用実績

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
小規模多機能型 居宅介護	予防給付 (A)	64 人	69 人	84 人
	介護給付 (B)	278 人	343 人	492 人
	合計 (A + B)	342 人	412 人	576 人

##### ■小規模多機能型居宅介護の見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小規模多機能型 居宅介護	予防給付 (A)	72 人	72 人	72 人
	介護給付 (B)	480 人	468 人	468 人
	合計 (A + B)	552 人	540 人	540 人

##### ■圏域ごとの小規模多機能型居宅介護の見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	大洲中央	52 人	52 人	52 人
	大洲東	11 人	11 人	11 人
	大洲西	9 人	9 人	9 人
	合 計	72 人	72 人	72 人
介護給付	大洲中央	350 人	341 人	341 人
	大洲東	72 人	70 人	70 人
	大洲西	58 人	57 人	57 人
	合 計	480 人	468 人	468 人

## (5) 認知症対応型共同生活介護

### ■ 認知症対応型共同生活介護の利用実績

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
認知症対応型 共同生活介護	予防給付 (A)	2 人	0 人	0 人
	介護給付 (B)	2,654 人	2,663 人	2,652 人
	合計 (A + B)	2,656 人	2,663 人	2,652 人

### ■ 認知症対応型共同生活介護の見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症対応型 共同生活介護	予防給付 (A)	0 人	0 人	0 人
	介護給付 (B)	2,916 人	2,916 人	3,132 人
	合計 (A + B)	2,916 人	2,916 人	3,132 人

### ■ 圏域ごとの認知症対応型共同生活介護の見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予防給付	大洲中央	0 人	0 人	0 人
	大洲東	0 人	0 人	0 人
	大洲西	0 人	0 人	0 人
	合 計	0 人	0 人	0 人
介護給付	大洲中央	962 人	962 人	1,034 人
	大洲東	583 人	583 人	626 人
	大洲西	1,371 人	1,371 人	1,472 人
	合 計	2,916 人	2,916 人	3,132 人

## (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	657 人	687 人	732 人

### ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	924 人	1,092 人	1,092 人

### ■圏域ごとの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護給付	大洲中央	213 人	251 人	251 人
	大洲東	92 人	109 人	109 人
	大洲西	619 人	732 人	732 人
	合 計	924 人	1,092 人	1,092 人

### 3. 施設介護サービスの提供

高齢者が在宅での生活が困難となった場合において、介護が必要となった高齢者が適切な施設サービスを受けることができるよう、これまでに利用実績等を踏まえながら、サービスの見込量を設定します。

令和6(2024)年3月末までに廃止することとなっている介護療養型医療施設は、第7期計画期間中に2事業所が平成30(2018)年に制度として新設された介護医療院へ転換を行っており、本市での介護療養型医療施設は廃止となりました。

#### ■施設サービスの利用実績

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護老人福祉施設	2,330人	2,117人	2,232人
介護老人保健施設	2,994人	3,102人	2,916人
介護医療院	8人	89人	528人
介護療養型医療施設	288人	335人	24人

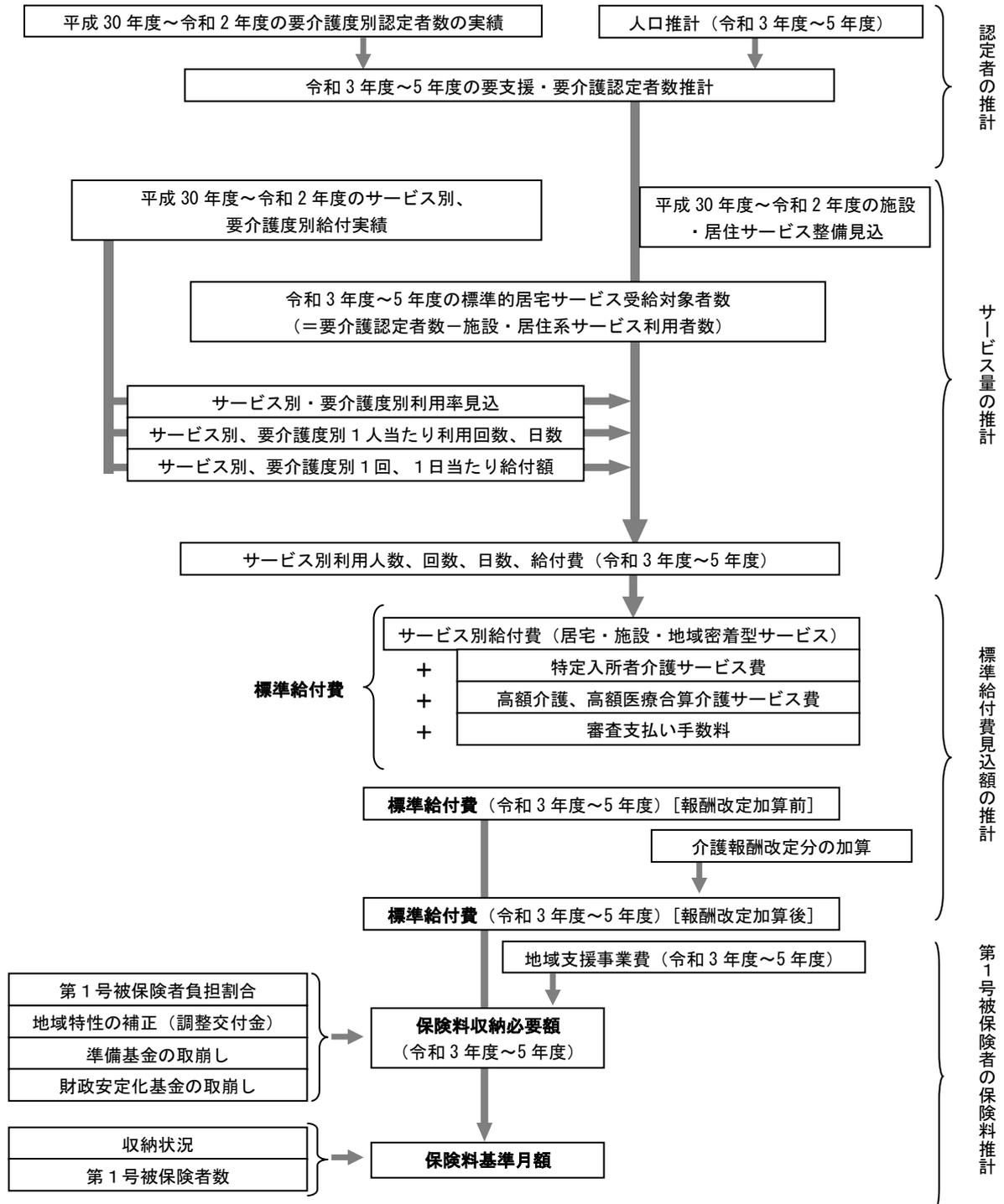
#### ■施設サービスの見込量

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	2,292人	2,292人	2,352人
介護老人保健施設	2,916人	2,916人	2,916人
介護医療院	552人	552人	552人

## 4. 第1号被保険者の介護保険料

### (1) 保険料算定手順

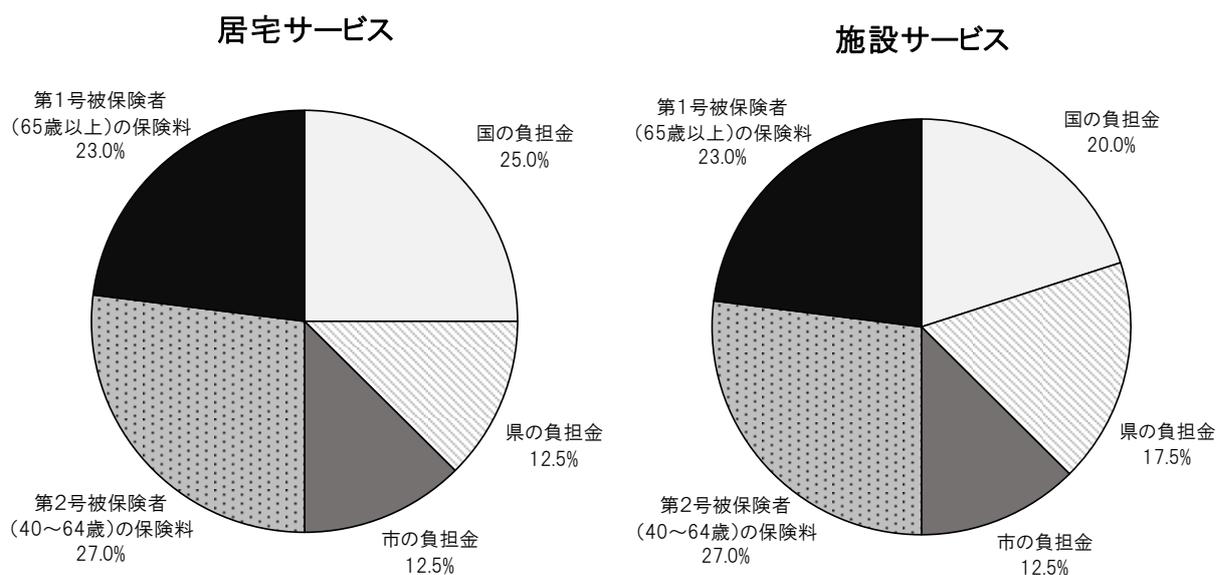
サービス見込量の推計から保険料の算定までの手順は、概ね下図のとおりです。



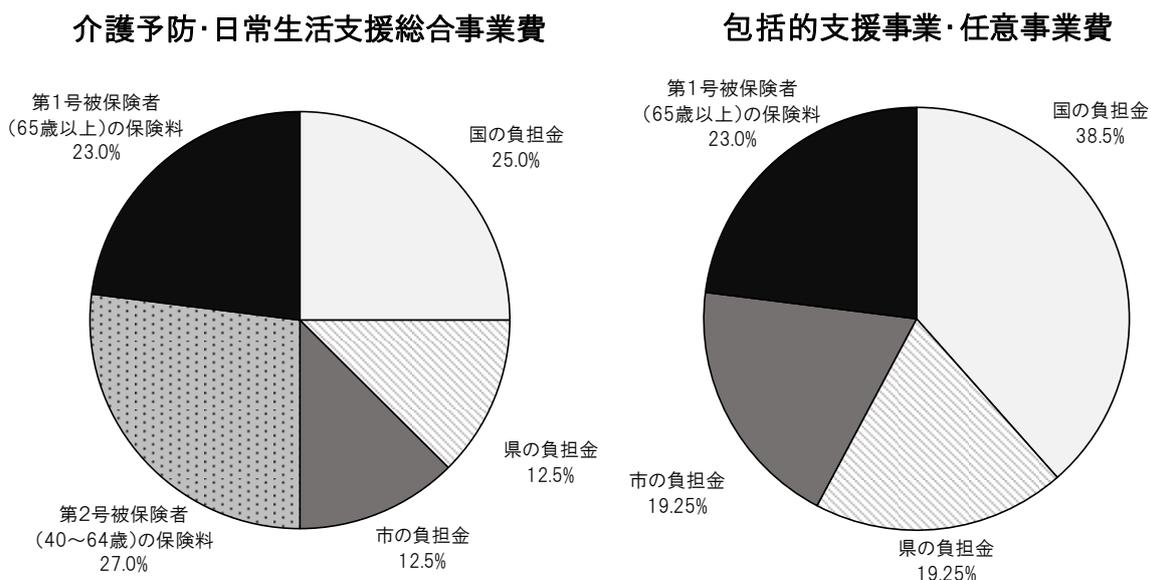
## (2) 保険給付費の財源構成

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（1割～3割）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。各サービスの内訳は下記のとおりです。

### 【標準給付費の財源構成】



### 【地域支援事業費の財源構成】



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

### (3) 給付費の見込

第8期介護保事業計画期間の標準給付費を以下のように見込みます。

#### ■介護給付サービスの給付費

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>(1) 居宅サービス</b>			
訪問介護	182,581 千円	182,653 千円	181,710 千円
訪問入浴介護	5,461 千円	5,464 千円	4,462 千円
訪問看護	52,812 千円	53,984 千円	52,716 千円
訪問リハビリテーション	11,807 千円	11,836 千円	11,518 千円
居宅療養管理指導	15,155 千円	15,336 千円	14,924 千円
通所介護	426,254 千円	431,321 千円	424,881 千円
通所リハビリテーション	242,671 千円	246,519 千円	243,454 千円
短期入所生活介護	264,853 千円	266,145 千円	259,653 千円
短期入所療養介護（老健）	58,361 千円	57,702 千円	56,531 千円
短期入所療養介護（病院等）	4,740 千円	4,742 千円	4,742 千円
短期入所療養介護（介護医療院）	0 千円	0 千円	0 千円
福祉用具貸与	89,485 千円	90,100 千円	88,759 千円
特定福祉用具購入費	3,457 千円	3,164 千円	3,164 千円
住宅改修費	9,648 千円	9,648 千円	9,648 千円
特定施設入居者生活介護	166,985 千円	167,077 千円	167,077 千円
<b>(2) 地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	25,011 千円	25,025 千円	25,025 千円
夜間対応型訪問介護	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型通所介護	249,516 千円	251,792 千円	249,507 千円
認知症対応型通所介護	35,960 千円	35,980 千円	35,980 千円
小規模多機能型居宅介護	90,360 千円	87,106 千円	87,106 千円
認知症対応型共同生活介護	734,483 千円	734,891 千円	789,063 千円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 千円	0 千円	0 千円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	261,618 千円	308,814 千円	308,814 千円
看護小規模多機能型居宅介護	0 千円	0 千円	0 千円
<b>(3) 施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	553,563 千円	553,870 千円	568,426 千円
介護老人保健施設	853,303 千円	853,776 千円	853,776 千円
介護医療院	202,638 千円	202,751 千円	202,751 千円
<b>(4) 居宅介護支援</b>	<b>197,777 千円</b>	<b>199,704 千円</b>	<b>197,502 千円</b>
<b>合計</b>	<b>4,738,499 千円</b>	<b>4,799,400 千円</b>	<b>4,841,189 千円</b>

■ 予防給付サービスの給付費

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>			
介護予防訪問入浴介護	0千円	0千円	0千円
介護予防訪問看護	21,568千円	21,580千円	21,580千円
介護予防訪問リハビリテーション	8,408千円	8,413千円	8,413千円
介護予防居宅療養管理指導	986千円	986千円	986千円
介護予防通所リハビリテーション	51,423千円	51,451千円	51,182千円
介護予防短期入所生活介護	5,215千円	5,218千円	4,316千円
介護予防短期入所療養介護（老健）	913千円	914千円	914千円
介護予防短期入所療養介護（病院等）	428千円	428千円	428千円
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0千円	0千円	0千円
介護予防福祉用具貸与	24,912千円	24,985千円	24,929千円
特定介護予防福祉用具購入費	2,680千円	2,944千円	2,680千円
介護予防住宅改修	9,966千円	9,966千円	9,966千円
介護予防特定施設入居者生活介護	14,847千円	14,855千円	14,855千円
<b>(2) 地域密着型サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,899千円	4,902千円	4,902千円
介護予防認知症対応型共同生活介護	0千円	0千円	0千円
<b>(3) 介護予防支援</b>	<b>25,183千円</b>	<b>25,303千円</b>	<b>25,144千円</b>
合 計	171,428千円	171,945千円	170,295千円

■ 標準給付費

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	4,909,927千円	4,971,345千円	5,011,484千円
特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	148,159千円	136,845千円	136,754千円
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	115,204千円	115,698千円	115,623千円
高額医療合算 介護サービス費等給付額	17,213千円	17,392千円	17,381千円
支払審査手数料	5,236千円	5,313千円	5,313千円
合 計	5,195,738千円	5,246,593千円	5,286,556千円

■ 地域支援事業費

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	293,829千円	294,542千円	295,128千円

#### (4) 保険料の設定

第8期計画においては、第1号被保険者（65歳以上）が負担する額は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年に必要とされる総給付額の23%となり、さらに、調整交付金見込額等を加味し、保険料収納必要額を算定します。

これを所得段階ごとの負担割合に応じて各所得段階層の人数が負担するという考え方で保険料を算定します。

大洲市は第8期計画において、所得段階9段階での算定方式で行います。

第8期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料基準月額は、6,100円と設定します。

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の保険料基準月額

	基準月額
第1号被保険者保険料	6,100円

## (5) 所得段階別の保険料

令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの所得段階別の保険料率と保険料額（年額）は、次のとおりとなります。

### ■所得段階の基準

区 分	段 階	対 象 者	保 険 料 率
基準額 より軽減 される方	第 1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	0.30 (0.50)
	第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.50 (0.75)
	第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円を超える方	0.70 (0.75)
	第 4 段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方	0.90
基準額	第 5 段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円を超える方	1.00
基準額 より増額 される方	第 6 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20
	第 7 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30
	第 8 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50
	第 9 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上の方	1.70

※保険料率の数字は、第 5 段階の基準額を 1 とした場合の負担割合を示します。例えば第 7 段階の保険料率が 1.30 の場合、保険料負担が基準額の 3 割増となります。

※第 1 段階から第 3 段階については、消費税増税を財源とした公費による保険料の軽減が行われています。

※第 1 段階から第 3 段階の、カッコ内の割合は保険料軽減前の保険料率となります。

■ 第 1 号被保険者介護保険料

所得段階	実際に納めていただく額		【参考】	
	保険料（軽減適用後）		保険料（原則）	
	年額	保険料率	年額	保険料率
第 1 段階	22, 000円	0. 30	36, 600円	0. 50
第 2 段階	36, 600円	0. 50	54, 900円	0. 75
第 3 段階	51, 300円	0. 70	54, 900円	0. 75
第 4 段階	65, 900円	0. 90	65, 900円	0. 90
第 5 段階（基準額）	73, 200円	1. 00	73, 200円	1. 00
第 6 段階	87, 900円	1. 20	87, 900円	1. 20
第 7 段階	95, 200円	1. 30	95, 200円	1. 30
第 8 段階	109, 800円	1. 50	109, 800円	1. 50
第 9 段階	124, 500円	1. 70	124, 500円	1. 70

## 第4 介護給付適正化計画

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとするサービスを事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼感が高まり、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。

適正化の実現のため、地域包括ケアシステムを深化、推進するとともに介護データベース等の活用方策について検討を深めていきます。また、人員体制の確保や業務の効率化を図り、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していきます。

### 1. 要介護認定の適正化

認定調査については可能な限り本市で調査を実施し(遠隔地を除く)、中立、公平な調査の確保を図るとともに、審査会の資料配布前に調査内容について点検を行い、不備については調査員等に確認し、必要に応じて訂正します。

年々認定の申請件数が増加してきたことに伴い、本市で調査対応できる件数に限界がきている状況もありますが、引き続き可能な限り本市で調査を実施するとともに、外部へ委託する場合も、調査対象者の関係事業所以外の事業所へ依頼するなど、中立、公平な調査の実施に努め、審査会前の点検についても継続します。

一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体間の差などについて分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析や研修への参加の促進を図るなど、要介護認定調査の平準化に向けての取組を実施します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認定調査の本市調査 実施率 (%)	目標値	97.0	97.2	97.4	97.0	97.0	97.0
	実績値	98.9	96.2	96.0			

## 2. ケアプランの点検

新規申請、更新申請、区分変更申請、プランに大きな変更があった際に、各事業者から提出されるケアプランと認定情報や利用実績との確認を行い、その内容が適正かどうかについて点検を行います。

認定者の増加とともに、提出されるケアプランの件数も増加しているため、プラン全件を確認することはできませんでしたが、今後はAIやICTの活用を検討し、引き続き適切なプランチェックを行い、要介護度や心身の状況等に合っていないサービス、過剰なサービス、不必要なサービス提供となっているプラン、画一的なサービス提供となっているプラン、サービス提供に偏りのあるプラン等が見受けられた場合は、担当介護支援専門員とともに、確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を行います。

また、新規申請、更新申請、区分変更申請、その他プランに大幅な変更があった際には、ケアプランの提出を依頼し、介護給付が適正に行われているか確認します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ケアプラン点検 実施率 (%)	目標値	75.0	78.0	81.0	95.0	95.0	95.0
	実績値	79.1	96.0	95.0			

## 3. 住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具購入の点検については、必要に応じて担当介護支援専門員への聞き取り、訪問調査、見積書の点検を行い、受給者の身体の状態に応じて必要なサービスの提供を点検するとともに、軽度者の福祉用具貸与利用については、担当介護支援専門員から理由書の提出を求めるなど、受給者が真に必要とするサービスが提供されるとともに、介護給付の適正化を図ります。

引き続き、介護支援専門員へのヒアリング、訪問調査及び見積書の点検を行い介護給付の適正化に努めます。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
住宅改修等の点検数 (件)	目標値	650	650	650			
	実績値	507	459	450			
住宅改修等の点検率 (%)	目標値				100	100	100

## 4. 縦覧点検、医療情報との突合

国民健康保険団体連合会に委託し、給付実績を基に、介護保険と医療保険を重複請求している事業者がないか確認作業を行い、疑義のある事業者については、必要に応じて返還請求を行うなど、介護給付の適正化に努めています。

引き続き国民健康保険団体連合会に委託し、縦覧点検及び医療情報との重複等について点検を実施します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
縦覧点検、医療情報との突合数	目標値（件）	12,000	12,000	12,000			
	実績値（件）	8,824	7,604	8,000			
	実績値/目標値 （回/年）	12回	12回	12回	12回	12回	12回

## 5. 介護給付費通知

全受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及、啓発し、自ら受けているサービスを改めて確認することで、適正な請求に向けた介護給付費の抑制効果につなげています。

引き続き国民健康保険団体連合会に委託し、受給者に対して給付状況の通知を行います。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護給付費通知数（件）	目標値	5,400	5,400	5,400			
	実績値	5,084	4,888	4,854			
介護給付費通知数（%）	実績値/目標値	100	100	100	100	100	100

## 6. その他の取組

### (1) 情報提供の充実

介護保険制度について、広報（広報おおず、社協だより、公民館だより等）や各種サロンや懇話会の参加時、またインターネットなどを活用し情報を提供しています。

高齢者の方の実態を把握し、支援が必要な高齢者やご家族への早期対応につなげるため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター制度を周知し利用促進を図ります。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
広報活動	目標値	随時	随時	随時	随時	随時	随時
	実績値	随時	随時	随時			

### (2) 低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的な理由でサービスが制限されたりすることがないように、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費給付等の利用者負担軽減策の制度周知を図ります。

### (3) サービス事業者の育成、指導

地域包括支援センターにおいて、「包括的、継続的マネジメント事業」を通じて、介護保険事業者の研修活動等を支援し、介護保険制度の円滑な実施のために、総合的なサービス提供の向上を図ります。

実施時間等の状況により参加回数や人数が減少傾向となっていますが、開催時間の調整やウェブ会議方式での開催など、参加者の状況に応じた連絡会の開催を検討し、活動を通じて総合的なサービス向上を図ります。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
在宅サービス事業者 連絡会（回数）	目標値/ 実績値	13	11	5	5	5	5
在宅サービス事業者 連絡会（参加人数）	目標値/ 実績値	197	115	70	70	70	70

#### (4) 多様な相談体制、苦情相談体制

市役所窓口や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、介護保険事業所等で幅広く相談に応じるとともに、介護や福祉等のサービスが包括的に提供できるよう一層の相談体制の構築を図ります。

また、利用者の苦情に対しては、早急に事業者に改善を求めるとともに、必要に応じ、愛媛県や愛媛県国民健康保険団体連合会と連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
国保連合会報告(件)	目標値/ 実績値	33	39	30	30	30	30

#### (5) 関係機関等の連携

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、社会福祉関係団体や保健、医療、教育関係機関等との連携を図り、介護保険サービスと福祉サービスの効果的な提供に努め、民間事業者や介護保険施設などと連携を強め、必要とされるサービスの確保に努めています。

また、国や県との連携は不可欠であり、今後も本計画が円滑に推進できるよう、緊密な連携に努め、疑義、回答内容については各ケアマネジャーへのフィードバックを図ります。

#### (6) 推進体制

計画を推進するに当たり、市民や事業者の理解と協力を得ていくことが必要です。そのため、市民、関係機関、団体の代表等で構成する「大洲市地域福祉推進委員会」、「大洲市地域包括支援センター運営協議会」、「地域ケア会議」、「ネットワーク会議」、「居宅介護支援事業者連絡会」などからの意見を反映しながら、介護保険事業の円滑かつ公平、公正な運営に努めます。

今後は、会議の開催方法等を検討しながら意見を活用できる場を確立し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

## 第5 高齢者の生きがいと社会参加活動の充実

### 1. 生涯学習の推進

高齢者が気軽に参加できる生涯学習の場や趣味などの機会の充実、地域内交流や地域活動への積極的な参加の促進など、生涯学習活動を推進することが必要です。

引き続き高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、それぞれのライフスタイルに沿った、身近な学びの場と魅力のある学習内容を提供します。さらに公民館での高齢者学級の充実、自主的な活動の支援、幅広い世代の交流、地域活動、社会教育施設、設備の確保など生涯学習を推進します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者学級数（数）	実績値/ 目標値	19	20	19	20	20	20
開催回数（回）	実績値/ 目標値	119	133	60	130	130	130
延べ参加人数（人）	実績値/ 目標値	2,811	3,099	1500	3,000	3,000	3,000

## 2. 老人クラブ活動の促進

老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」の三本柱を重点として地域活動を推進しています。定期的に役員会や研修会を行うとともに、ボランティア活動の推進、公共施設、道路、公園、集会所、神社、寺院等の美化清掃活動の実施、高齢者スポーツ大会（クロッケー、ゲートボール、老人クラブ運動会等）の開催、三世代交流、お年寄りと子供との談話室（友愛活動を含む交流会）の開催、在宅寝たきり老人への友愛訪問等の活動を実施しています。

また、地域に根ざした活動として、婦人会、PTA等の地域諸団体との交流を深め、明るい家庭づくり、青少年の健全育成を図るとともに、全国、県、市老人クラブ連合会との連携、福祉関係団体との連携、社会教育関係団体などと連携しています。

さらには、各種大会への参加や、保健衛生学習の機会を増やし、健康の保持、寝たきり老人の防止に努めるとともに、高齢者学級、講演会への参加、会長、女性部のリーダー研修会へ積極的に参加しています。

広報活動としては、市老連だよりの発行を行い、活動のPRと会員勧誘を図っています。

このような活動は、地域高齢者の社会参加の促進、生きがいのづくりや健康増進にとって大きな役割を果たしています。

少子高齢化により、地域社会における高齢者の存在と役割はますます大きくなっています。それぞれの地域に根ざした活動を今後も展開しつつ、「伸ばそう！健康長寿、担おう！地域づくりを」をテーマに、会員のニーズを把握し会員数の増強促進を図ります。

関係諸団体との連携を緊密にし、これまで培ってきた実績を踏まえ一層の発展を図り、魅力ある老人クラブづくりを目指すとともに、現役世代（64歳以下）の加入促進に努めます。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
老人クラブ数(団体)	実績値/ 目標値	71	67	67	67	67	67
研修会開催数(回)	実績値/ 目標値	4	4	4	4	4	4
高齢者スポーツ大会 開催数(回)	実績値/ 目標値	10	10	10	10	10	10

### 3. シルバー人材センター

本市は、高齢者の能力を活かし、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、シルバー人材センターを設立しています。

定年退職後において臨時的、短期的な業務及びその他の軽易な業務の就業を通じて、自己の労働能力を活用し自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者に就業の機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力や経験を活かし、活力ある地域社会づくりに取り組んでいます。

受注内容については、事務分野、専門技術分野、サービス分野、専門的な技術を必要とする分野など、幅広い分野での作業を請け負っています。

技能向上のため、初心者から経験者を含め、実践を踏まえた安全就業講習会の開催、社会奉仕活動を兼ねた剪定講習会を実施し、専門技能の習得と安全対策措置を図っています。

また、毎年10月は、シルバー人材センター事業の普及、啓発月間にちなみ、センター業務のPRについて、業務の紹介、利用の案内について、広報を活用し広く周知しています。

登録者数が減少傾向にありますが、急増する高齢者の受け皿として生涯現役社会の実現のため、今後も健康で働く意欲のある高齢者の就業の機会を提供し、豊富な経験と知識及び能力を活かした新たな業務の拡大や広報等による啓発活動に努め、自らの生きがいと社会参加を積極的に推進します。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
シルバー人材センター登録者数（人）	実績値/ 目標値	144	145	115	150	150	150
延日作業員数（人）	実績値/ 目標値	5,281	4,600	3,680	4,500	4,500	4,500
受注件数（件）	実績値/ 目標値	1,237	1,221	980	1,200	1,200	1,200

## 4. 世代間交流(三世代)の推進

本市では、高齢者と子供たちの交流を図るため、お年寄りと子供の談話室事業をはじめ、保育園児らの老人福祉施設慰問、公民館における三世代ふれあい事業等を実施して、世代間のふれあいや相互理解が図られるよう努めています。

小・中学生とその保護者及び婦人会、老人クラブ会員による三世代交流事業については、毎年、老人クラブ会員の指導による餅つき、婦人会の指導による手料理づくりに励み、参加者全員での食事後に、各年代層から「家族の絆」について意見発表を行ってもらい、思いやりや尊敬の心を育む交流を行っています。

また、子供たちと高齢者との交流やスポーツ大会の開催、地域の公民館学級等においては、幼稚園児と高齢者のひな流し交流、郷土の歴史探訪、伝統芸能の継承など、地域の特性を活かした世代間のふれあい交流を行っています。

今後も地域の特性を活かし、幼児、児童、青年、PTA 会員、女性団体、高齢者間の交流の場を設け、伝統芸能や郷土の歴史、文化伝統を次世代に継承していく事業に取組、世代間交流の一層の推進を図ります。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
三世代交流研修会 (人)	実績値/ 目標値	324	268	270	270	270	270
お年寄りと子供の談 話室(人)	実績値/ 目標値	340	320	320	320	320	320

## 第6 高齢者に優しい環境整備

### 1. 多様な「住まい」の普及推進

#### (1) 介護付きの住まいの整備計画

本市においては、介護保険における各種施設やケアハウスなど、高齢者を対象とする施設整備は比較的進んできており、また、サービス付き高齢者向け住宅は3か所あります。

高齢者等が地域で安全、安心な住生活を営むことができるよう、福祉部局と連携し介護保険の住宅改修制度活用の普及、啓発及びユニバーサルデザイン化の推進を図るとともに、災害等に備える対応として民間住宅の耐震化の推進、耐震改修支援を行いました。また、平成28(2016)年に「愛媛県居住支援協議会」が設立され、公営住宅等公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を図りました。

今後も高齢者、障がい者等が安全、安心な生活を営むことができるよう、民間住宅等におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化の促進に努めるとともに、相談窓口を設けるなどして情報の提供を図ります。また、災害等に備えることのできる住まいの整備として、引き続き、耐震化の推進、耐震改修支援、情報発信の推進を図ります。

#### (2) 公営住宅政策における長寿社会への対応

公営住宅等公的賃貸住宅においては、低所得者、高齢者、障がい者等の適切な水準の住宅を円滑に確保することが難しい世帯に対して住宅の供給を図りました。また、高齢化が進む中、高齢者向け住宅を11戸確保し周知を図るも一部の住戸（河辺地域）において空き家が生じています。

老朽化が進む公営住宅では、耐震性や設備等の居住性能が低い住宅が多く見受けられたことから、耐震改修や外壁改修を含む改修、修繕を行いました。

今後は、低所得者、高齢者、障がい者、子供を育成する家庭、その他住宅の確保に配慮を要する者が、それぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅を中核として住宅セーフティネットの構築を図ります。また、公営住宅の現在のストックを最大限に活用できるよう、既設公営住宅の介護保険制度を活用した改修を許可していく予定です。併せて、公営住宅の適正化を推進し、「大洲市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、福祉に対応できる公営住宅の整備、改修事業を実施します。

## 2. 住みよい福祉のまちづくりの推進

### (1) 緊急通報体制の整備

緊急通報装置貸与事業は、一人暮らし等の高齢者に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的としています。

安否確認のできる体制整備として、毎月電話での安否確認と機器の保守管理を社会福祉協議会等に委託し、一人暮らし等の高齢者のより安全な生活の確保に努めます。

また、制度の周知、独居高齢者等の迅速な救助体制の構築、通報装置の説明の強化など、緊急時に迅速な救助を簡単に求められる体制を整えることで、生活の中での安心感へつなげていきます。

### (2) 交通災害、犯罪被害の防止

安全で住みよい高齢社会を実現し、高齢者の就業、社会参加等の活動を促進していく上で、高齢者の交通安全対策の充実、強化は重要な課題です。このため、大洲市交通安全推進協議会では、大洲警察署や各関係機関との連携を図りながら、「高齢者の交通事故防止」を重点目標の一つに掲げ、毎月10日の高齢者交通安全の日における大洲交通安全協会及び大洲市交通指導員による街頭指導や、交通安全啓発物資の配布（反射材、チラシ等）、交通安全旗、幟等の掲示等、交通弱者に配慮した人に優しい道路交通環境の点検整備、電動車いすや自転車の参加、体験、実践型による交通安全教育事業を実施しています。また、高齢者を交通事故の被害から守るため、大洲市と大洲警察署が連携して事業を展開しています。さらに、年々増加傾向にある振り込め詐欺防止の啓発も行います。

現在、全国的に交通事故発生件数は減少していますが、高齢者が関与する事故の割合は高い状況にあり、重大事故も多発している状況です。

今後は、高齢者の交通事故の実態を踏まえ、近年増加している高齢ドライバーによる重大事故の未然防止を推進するため、高齢者自身による交通安全、交通事故防止意識の高揚を図り、高齢者が関与する交通事故の現状や自身の運転能力を認識してもらうため、より効果的な参加、体験、実践型の高齢者交通安全教育推進事業等の実施に努めます。また、関係機関が連携を深め、高齢者が関与する交通事故の減少に向けて取組ます。

		第7期			第8期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市内高齢ドライバー 関与交通事故件数 (件)	実績値/ 目標値	45 (1~12月)	34 (1~12月)	30 (1~12月)	30	30	30
高齢者交通安全教室 の開催(回)	実績値/ 目標値	1	2	0	6	6	6

### 3. 災害時や感染症対策における環境整備

---

#### (1) 災害における高齢者への支援

災害時において、避難行動や避難所生活に配慮を要する高齢者の支援は重要な課題となっています。本市では、平成30年7月豪雨災害により高齢者の方も多数被災し、避難所での生活を余儀なくされました。

今後は平成30年7月豪雨災害時における経験を反映し、配慮を要する高齢者に対する支援を行います。

- ▼ 被災された高齢者一人一人に必要な支援を把握し、相談窓口を設置するなど、きめ細かな支援を行うことにより災害時の精神的不安の解消に努めます。
- ▼ 高齢者の避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者利用施設の把握、福祉避難所の確保に努めます。
- ▼ 災害に備えるため、介護事業所に対して避難訓練の実施や食料、生活必需品の備蓄状況を確認します。
- ▼ 市税や介護保険料などの減免措置を行い、被災者の経済的支援を図ります。

#### (2) 感染症対策における環境整備

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市でも介護事業所等で面会制限などが行われました。また、介護事業所で感染症が発生した地域では介護事業所の職員不足が問題となるなど、介護を必要としている高齢者へ多大な影響が発生しています。本市では感染症発生時の事業継続への取組として、市内の入所系法人施設の枠を超えて必要な人員の派遣や必要な物資の提供を行う相互応援協定の締結を行いました。

今後も感染症予防対策の周知、啓発に努め、引き続き感染症対策における環境整備を図ります。

- ▼ マスクや消毒液など、ウイルスの感染拡大防止に必要な物品について、社会福祉施設等に配布し、感染拡大防止対策を支援します。
- ▼ 感染症発生時の介護事業所等の人員不足を解消するために、応援職員を相互支援する「えひめ福祉支援ネットワーク」(E-WEL ネット) 制度の周知を図り、感染症発生時の事業継続を支援します。
- ▼ 外出自粛要請等により外出が困難となった、支援が必要な高齢者の現状を把握し、必要な支援を行います。

# 第7 成年後見制度利用促進基本方針

## 1. 成年後見制度の利用促進に当たって

### (1) 成年後見制度利用促進の目的

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28(2016)年法律第29号。以下「利用促進法」という。)に基づいて成年後見制度の利用促進を行い、高齢者や障がい者の「権利擁護」と「意思決定支援」を推進します。

### (2) 成年後見制度利用促進の概要

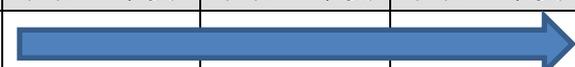
成年後見制度は認知症や障がいなどの理由で判断能力が十分でない方の権利を守り、生活や財産を法的に支援する制度です。しかし、本人の権利を擁護する重要な手段にもかかわらず、十分に利用されていないのが現状です。このことを鑑み、国は平成28(2016)年5月に利用促進法を施行し、これまでの取組の更なる促進に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとしました。

また、利用促進法第14条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと明示されたことから、市民生活に密接する重要な成年後見制度の施策を進めるため、大洲市では新たに成年後見制度利用促進基本計画を定めます。

なお、計画策定に当たっては、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職と意見交換及び検討を重ね、策定することとします。

### (3) 成年後見制度利用促進基本計画の期間

成年後見制度利用促進基本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大洲市成年後見制度利用促進基本計画			

### (4) 成年後見制度について

成年後見制度とは認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方に代わり、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人等)が、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結、本人の行った不利益な法律行為の取消しなどを行うことで、本人を法的に保護し、権利を擁護する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類あります。

### 【法定後見制度と任意後見制度について】

	説明
法定後見制度	すでに判断能力が不十分な方について、本人や親族等が家庭裁判所に申立て、成年後見人等が選任される制度
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ自ら選んだ人に代わりに行ってもらいたいことを契約で決めておく制度

### 【法定後見制度の3つの類型】

類型	該当基準
後見	<u>支援を受けても、契約等の意味、内容を自ら理解し、判断することができない方。</u>
保佐	<u>支援を受けなければ、契約等の意味、内容を自ら理解し、判断することができない方。</u>
補助	<u>支援を受けなければ、契約等の意味、内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある方。</u>

## 2. 成年後見制度の現状と課題について

### (1) 成年後見制度に関する現状と課題

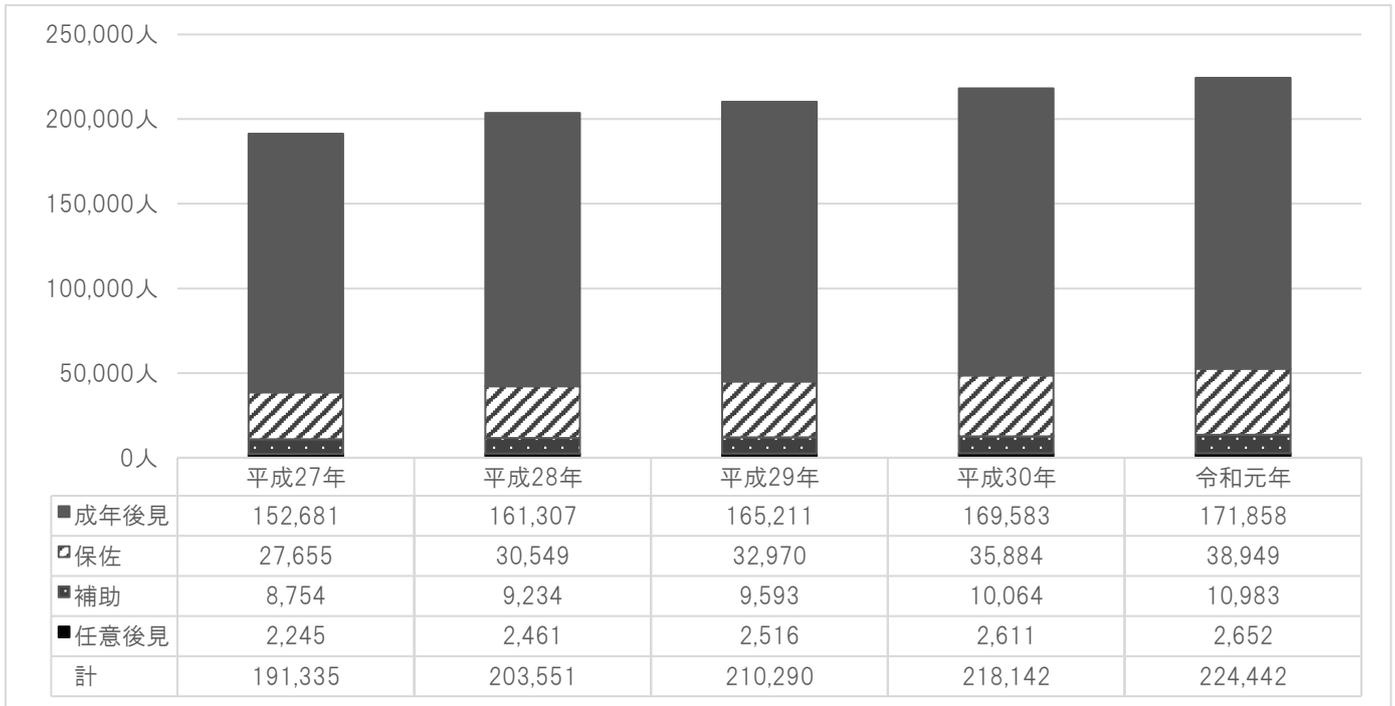
全国における成年後見制度の利用者数は年々増加しており、成年後見制度申立件数、市町村申立件数についても、松山家庭裁判所大洲支部管内において増加傾向にあります。

本市では65歳以上人口、認知症高齢者人口は、年々増加しており、これに比例して本市における相談件数や市長申立件数も年々増加するはずですが、いずれも増加傾向になく、年度によって件数にばらつきがある状況です。これは、成年後見制度の周知が地域住民や支援者等へ十分になされていないことが原因の一つと考えられます。

開始原因の約6割が認知症であることから、今後、ますます成年後見制度を必要とする方が増加すると予想され、必要となった方が成年後見制度、また、その他の権利擁護支援に結びつくことができるよう、体制を整備することが本市における今後の課題です。

### 【成年後見制度の利用者数の推移（全国）】

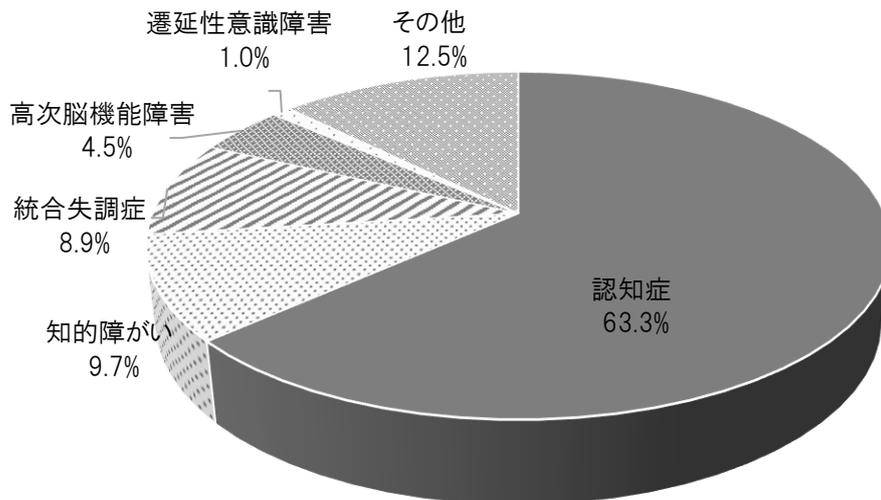
平成27(2015)年は191,335人、平成28(2016)年は203,551人、平成29(2017)年は210,290人、平成30(2018)年は218,142人、令和元(2019)年は224,442人と、年々増加しています。



出典:厚生労働省「成年後見制度の現状（令和2(2020)年6月（各年1月～12月））」

### 【開始原因別割合（全国）】

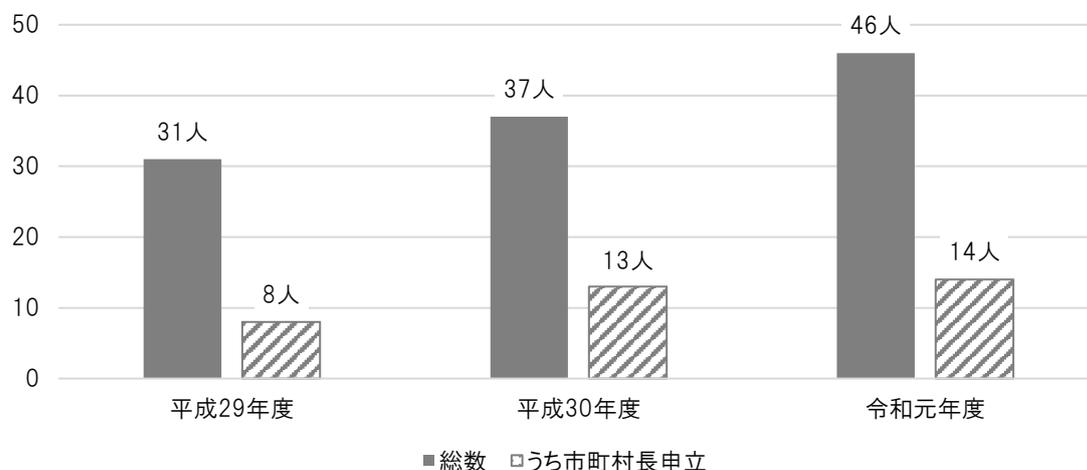
認知症が最も多く全体約63.3%を占め、次いで知的障がい約9.7%、統合失調症が8.9%の順となっています。



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（平成31(2019)年1月～12月）」

### 【松山家庭裁判所大洲支部管内における成年後見申立件数】

申立件数について平成 29(2017)年度は 31 人、平成 30(2018)年度は 37 人、令和元(2019)年度は 46 人、市町長申立件数について平成 29(2017)年度は 8 人、平成 30(2018)年度が 13 人、令和元(2019)年度が 14 人といずれも年々増加しています。

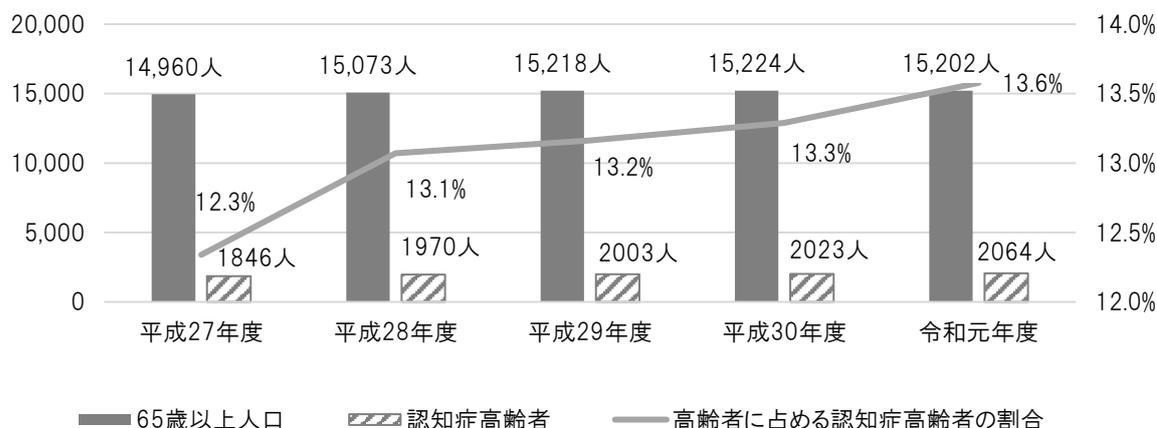


出典：松山家庭裁判所大洲支部

注意：松山家庭裁判所大洲支部の管轄は大洲市、喜多郡内子町（小田支所の所管区域を除く）、八幡浜市、西予市内三瓶総合支所の管轄区域、西宇和郡（伊方町）

### 【本市における認知症高齢者人口と割合の推移】

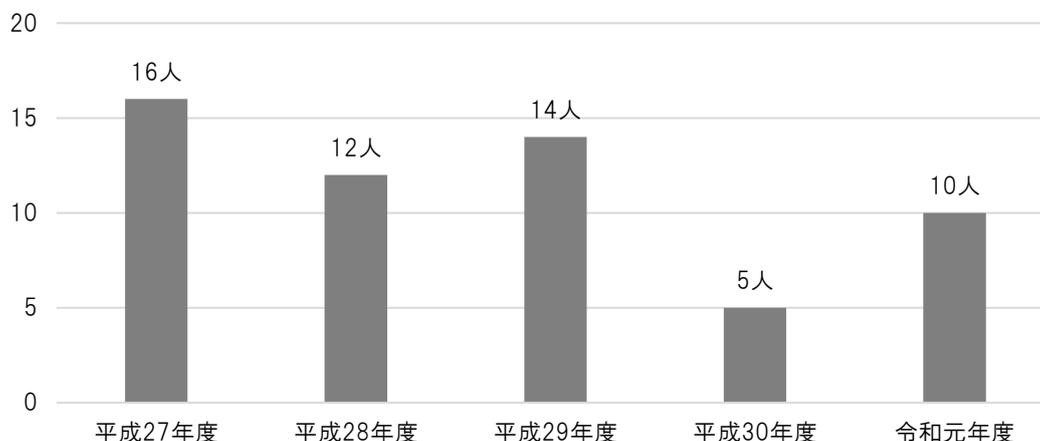
65 歳以上人口は緩やかに増加しており平成 27(2015)年度は 14,960 人、令和元(2019)年度は 15,202 人となっています。認知症高齢者人口について平成 27(2015)年度は 1,846 人、令和元(2019)年度は 2,064 人と 5 年間で 1.1 倍になっています。



出典：大洲市高齢福祉課

### 【本市高齢福祉課における成年後見制度に関する相談件数】

平成 27(2015)年度は 16 人、平成 28(2016)年度は 12 人、平成 29(2017)年度は 14 人、平成 30(2018)年度は 5 人、令和元(2019)年度は 10 人と年度によってばらつきがあります。



出典：大洲市高齢福祉課

## (2) 本市における成年後見制度に関する取組状況

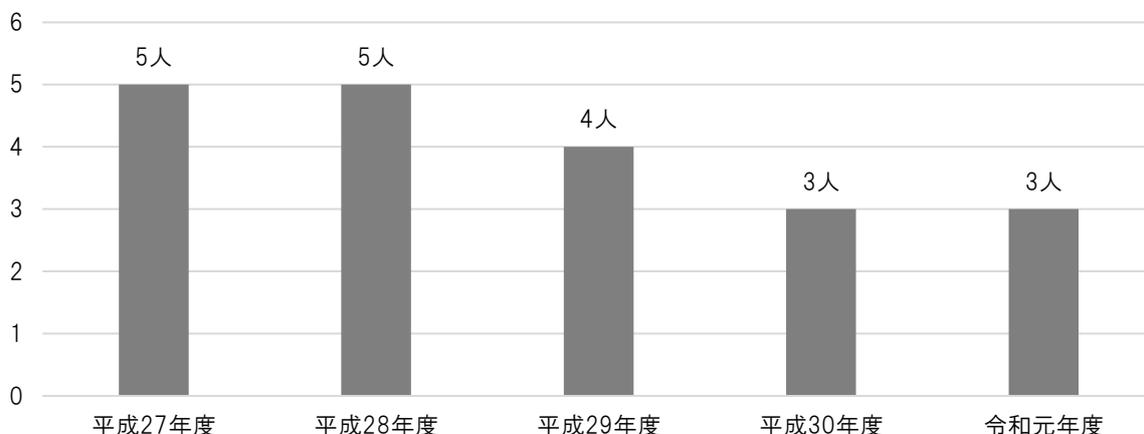
成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、自ら申立てができない、又は申立てができる親族がない場合に、市長による申立てを実施しています。さらに、市長申立を実施した制度利用者のうち資力のない方の申立費用や、報酬費用の助成をすることで、制度の円滑な利用を図っています。

### 「成年後見制度利用支援事業」とは

市内に住所を有する知的障がい者、精神障がい者、65歳以上の高齢者を対象とし、制度を必要とする方に申立人がいない場合、市長が申立人となり、本人の資力に応じて申立費用、後見人等への報酬費用を助成する事業です。

### 【本市高齢福祉課における市長申立件数】

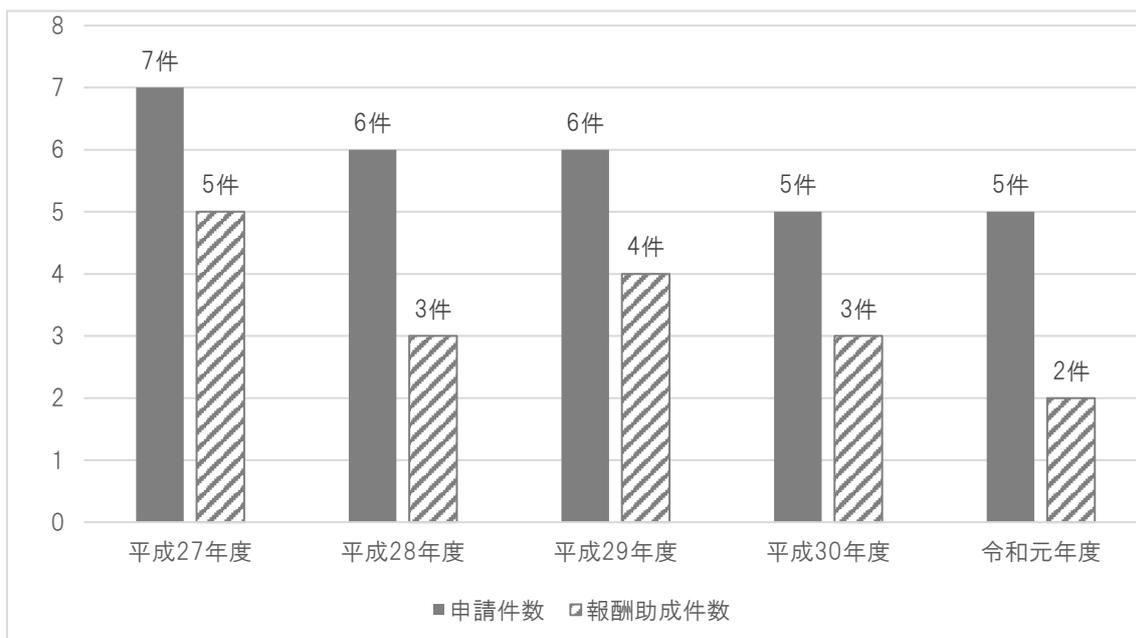
平成 27(2015)年度は 5 人、平成 28(2016)年度は 5 人、平成 29(2017)年度は 4 人、平成 30(2018)年度は 3 人、令和元(2019)年度は 3 人と減少傾向です。



出典：大洲市高齢福祉課

### 【本市高齢福祉課における報酬助成件数】

申請件数について平成 27(2015)年度は 7 件、平成 28(2016)年度は 6 件、平成 29(2017)年度は 6 件、平成 30(2018)年度は 5 件、令和元(2019)年度は 5 件とほぼ横ばいでした。うち、報酬助成件数について平成 27(2015)年度は 5 件、平成 28(2016)年度は 3 件、平成 29(2017)年度は 4 件、平成 30(2018)年度は 3 件、令和元(2019)年度は 2 件となっており、市長申立のうち資力がない方に限り報酬助成を実施しているため、助成件数は年度によってばらつきがあります。



出典：大洲市高齢福祉課

### 3. 成年後見制度利用促進に当たっての目標及び具体的な取組等

#### (1) 基本目標

本市における成年後見制度に関する課題を解決するためには、制度の利用促進について新たな仕組みを作っていく必要があります。成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を行います。

#### (2) 具体的な取組

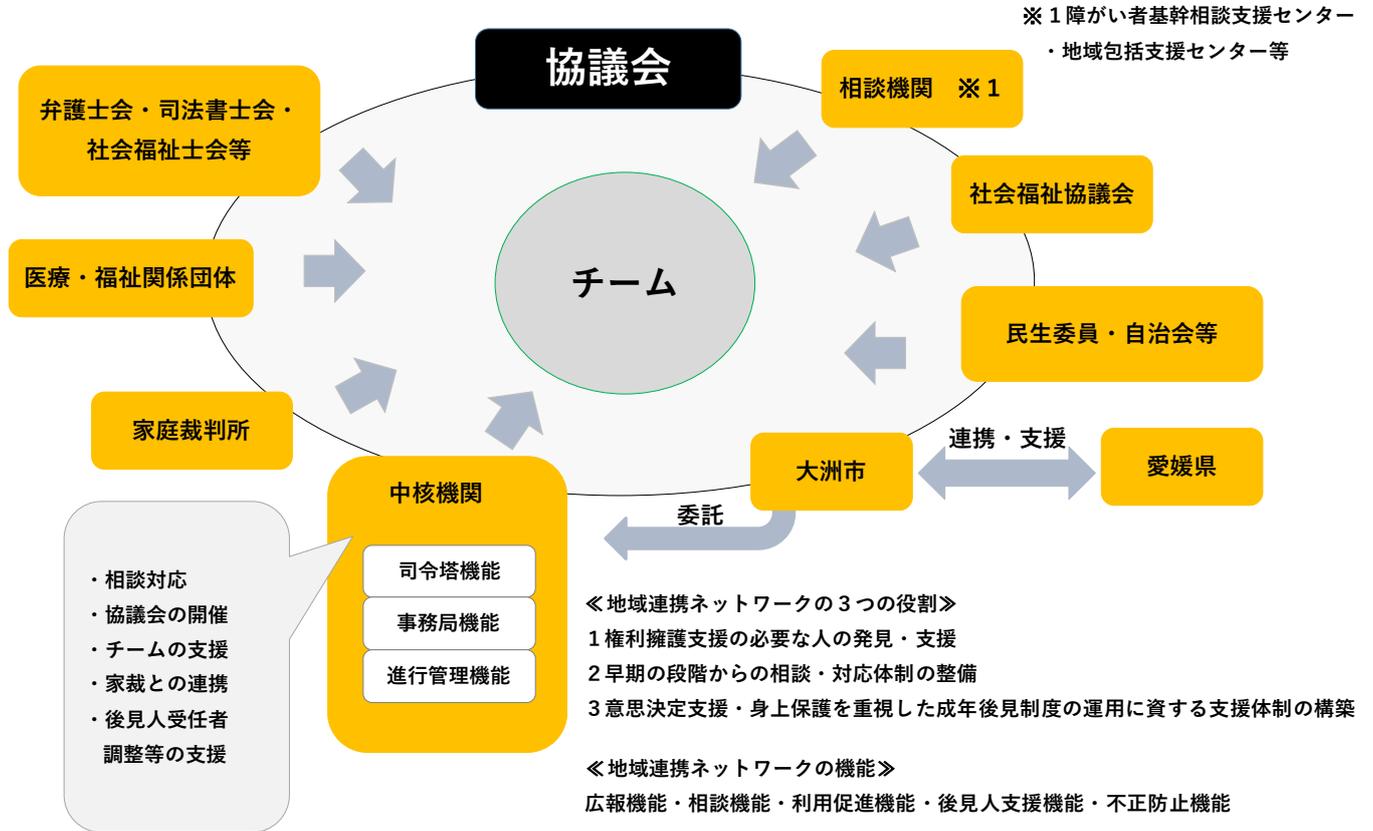
##### 取組① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用を促進するため、保健、福祉、医療に司法も含めた新たな仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、地域連携ネットワークを構築します。

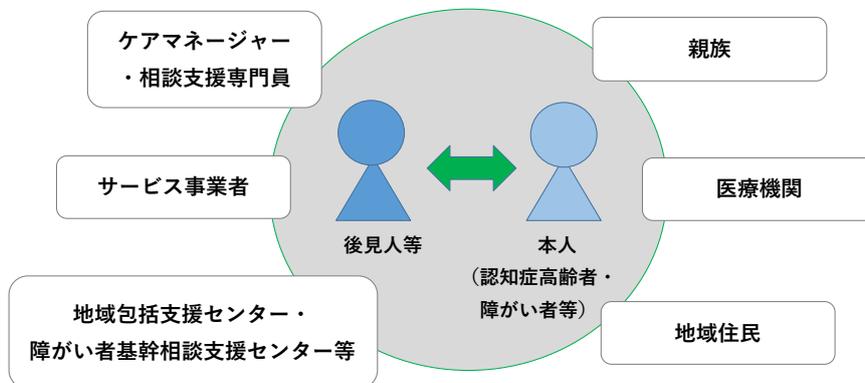
「地域連携ネットワーク」とは、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、早期の段階から相談を受け、対応を行うことで必要な支援につなげる役割があります。また、意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築する役割も担います。

ネットワーク 構成要素	内 容
チーム	本人に身近な親族や保健、福祉、医療、地域の関係者、後見人がチームとなり、本人を支える仕組みです。受任調整会議を行った事例や後見人から相談があった場合など、必要に応じて「チーム会議」を開催して支援体制を強化します。
協議会	専門職や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。協議会は、個々の「チーム」へのバックアップ体制の構築や地域課題の検討、調整、解決といった役割を担います。協議会の開催は年に1~2回とし、運営は中核機関が行います。
中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関となります。そのため様々な相談に対応できる法律、福祉等の専門知識や、幅広い関係者との信頼関係を維持、発展させ、さらには地域における連携、対応強化を継続的に推進していくことが求められます。

## 地域連携ネットワークのイメージ



## チームのイメージ



## 取組② 中核機関の設置

権利擁護支援の拡充及び成年後見制度の利用の促進を行っていくためには、全体構想の設計やその実現に向けた進捗管理、コーディネート等を行う「司令塔」的な役割をもつ中核的な機関「中核機関」が必要となります。中核機関は他に、協議会の運営を行う事務局機能、地域において「①権利擁護支援の方針についての検討、専門的判断」「②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討、専門的判断」「③モニタリング、バックアップの検討、専門的判断」を担保する進行管理機能の役割を担います。本市では令和3年度末までの中核機関の設置に向け、司法関係者、福祉関係者、オブザーバーとして家庭裁判所にも協力してもらい、準備を進めています。

### 【中核機関の機能】

中核機関については、以下に掲げる（ア）広報機能、（イ）相談機能、（ウ）成年後見制度利用促進機能、（エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的、計画的に整備するとともに、（オ）不正防止効果にも配慮します。

本市では、成年後見制度が地域住民に浸透していない現状を踏まえ、（ア）広報機能について重点的に取組を進めていきます。

#### （ア）広報機能

パンフレットの配布や研修会の開催、各種イベント等での広報、啓発活動を通じ、制度の周知に努め、関係者や市民の制度理解を促進し、成年後見制度等の権利擁護支援の必要な人が速やかに必要な支援につながるよう努めます。

#### （イ）相談機能

中核機関は地域の専門職や社会福祉協議会などの関係団体、家庭裁判所、行政などと連携しながら、成年後見制度に関する相談に応じます。

権利擁護支援が必要な人について、後見等ニーズに気づいた人、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、司法関係者等からの相談に応じ、ニーズの精査やサービスの調整、関係機関へのつなぎなど、必要な支援を行います。

#### （ウ）成年後見制度利用促進機能

##### a 受任者調整（マッチング）等の支援

利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を行うため、本人の現状や意向を適切に把握し、財産管理のみならず、身上監護も重視した本人に合った後見人等の選任を行います。

##### b 担い手の養成、活動の推進

法人後見を実施する団体の確保、調整を行い、また、法人後見支援員として活動する者に対するフォローアップ研修等を実施し、担い手を育成、支援します。

**【本市における法人後見事業受任団体数及び受任件数】**

	【目標値】 令和5年度末
法人後見受任団体数	1か所
法人後見による受任件数 (後見、保佐、補助の合計)	3人

c 日常生活自立支援事業等関係制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業等の関係制度と成年後見制度との制度間の連携を図り、補助、保佐の積極的な利用と、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を進めます。

「日常生活自立支援事業」とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活に不安を抱えている方に、福祉サービスの利用に関する援助や日常生活に必要な各種手続きの援助を行い、それに伴う日常生活生活費の管理や、重要書類の預かりを行う事業です。

(エ) 後見人支援機能

後見人等からの日常的な相談に応じ、家庭裁判所と連携し、本人の意思、身上に配慮した事務が行われるよう支援をします。また、専門的知見が必要な場合は法律、福祉の専門家と連携し支援をします。

(オ) 不正防止効果

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果があります。

### 取組③ 成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業による、市長申立の実施、申立費用や報酬費用の助成を引き続き実施し、高齢者等の権利擁護を図ります。また、現在の助成対象は市長申立を実施した方に限られていますが、資力がない方についても助成を受けられるように、対象の見直しを検討します。

#### 【市長申立の実施見込値】

	【見込値】 令和2年度	【見込値】 令和3年度	【見込値】 令和4年度	【見込値】 令和5年度
高齢者に関する 市長申立の実施見込数値	3件	3件	5件	5件

#### 【報酬助成の実施見込値】

	【見込値】 令和2年度	【見込値】 令和3年度	【見込値】 令和4年度	【見込値】 令和5年度
高齢者に関する 報酬助成の実施見込数値	3件	3件	5件	5件

## 第8 資料編

### 1. 介護保険制度改正のポイント

#### (1) 第8期計画の位置づけ

##### 第6期(平成 27 年度～29 年度)は「地域包括ケア計画構築の第1段階！」

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37(2025)年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで住み続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進める。

##### 第7期(平成 30 年度～令和 2 年度)は「地域包括ケア計画構築の第2段階！」

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

- 地域包括ケアシステムの深化、推進
- 介護保険制度の持続可能性の確保

##### 第8期(令和 3 年度～5 年度)は「令和 22 年(2040 年)を見据えた中長期計画」

- 2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ✓ 2040(令和 22)年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第8期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置づける
- ✓ 介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る
- 地域共生社会の実現
- ✓ 理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組
- 介護予防・健康づくり施策の充実、推進(地域支援事業等の効果的な実施)
- ✓ 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進に当たってデータの活用を進める
- ✓ そのための「環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行う
- ✓ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成する
- ✓ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実、推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化などを図る
- ✓ 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標設定
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県、市町村間の情報連携の強化
- ✓ 都道府県、市町村間の情報連携を強化
- ✓ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(介護付きホーム)への移行を促す

- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
  - ✓ 普及啓発、本人発信支援
  - ✓ 予防
  - ✓ 医療、ケア、介護サービス、介護者への支援
  - ✓ 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援
  - ✓ 研究開発、産業促進、国際展開
  
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
  - ✓ 介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進める
  - ✓ 総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット、ICTの活用の推進等による業務の効率化
  
- 災害や感染症対策に係る体制整備
  - ✓ 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等の実施や、関係部局と連携し、災害や感染症の発生時に必要な物資（マスクやガウン等）についての備蓄、調達、輸送体制の整備

## (2) 介護保険制度改正の主な内容

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立しています。

### ① 地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

- ・ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備
- ・ 新たな事業及びその財政支援等の規定を創設し、関係法律の規定の整備

### ② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- ・ 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定
- ・ 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定
- ・ 介護保険事業(支援)計画の作成に当たり、人口構造の変化の見通し勘案、高齢者向け住まいの設置状況の記載事項への追加、有料老人ホーム設置状況に関わる都道府県、市町村間の情報連携の強化

③ 地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

- ・ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備
- ・ 新たな事業及びその財政支援等の規定を創設し、関係法律の規定の整備

④ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- ・ 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定
- ・ 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定
- ・ 介護保険事業(支援)計画の作成に当たり、人口構造の変化の見通し勘案、高齢者向け住まいの設置状況の記載事項への追加、有料老人ホーム設置状況に関わる都道府県、市町村間の情報連携の強化

⑤ 医療、介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ・ 厚生労働大臣は介護保険レセプト等情報、要介護認定情報に加え、高齢者の状態や介護サービスの情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる
- ・ NDB や介護 DB 等の医療、介護情報の連結精度向上のため、履歴を活用し正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達、提供の業務を追加

⑥ 介護人材確保及び業務効率化の取組強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ・ 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材の確保及び業務効率化の取組を追加
- ・ 有料老人ホームの設置等に関わる届出事項の簡素化を図るための見直し
- ・ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに関わる5年間の経過措置をさらに5年延長

⑦ 社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

- ・ 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設

## 2. 大洲市地域福祉推進委員会設置要綱

---

平成17年6月1日  
大洲市要綱第100号

(設置)

第1条 大洲市高齢者保健福祉計画等の策定に関し、必要な事項を検討し、及び審議するため、大洲市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画に関すること。
- (3) 在宅保健福祉体制の整備に関すること。
- (4) その他地域福祉を推進するための計画及び施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、各種団体並びに計画策定に必要な知識及び経験を有すると認められた者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 必要がある場合は、委員を追加することができる。この場合の任期の最終日は、既に委嘱又は任命された委員の例による。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。  
3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。  
4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に招集する委員会は、市長が招集する。  
2 委員会の会議は、会長が議長となる。  
3 委員会は、在任委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。  
4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日大洲市要綱第31号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年大洲市要綱第5号)

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日大洲市要綱第6号)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月12日大洲市要綱第4号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 3. 大洲市地域福祉推進委員会委員名簿

任期：令和2年5月29日から令和4年5月28日

No.	所属団体	委員名	備考
1	喜多医師会	大久保 博忠	
2	大洲市女性団体連絡協議会	大塚 ミツル	変更 R2.6.8～
3	大洲市ボランティア連絡協議会	木野本 忠志	
4	大洲市母子寡婦福祉連合会	谷内 敬子	
5	大洲市連合婦人会	玉木 妙子	
6	大洲市健康づくり推進協議会	東山 宏	
7	長浜地区	徳田 リツ	
8	大洲市民生児童委員協議会	西尾 和子	
9	大洲市老人クラブ連合会	西村 豊	
10	大洲市社会福祉協議会	福住 隆敏	
11	河辺地区	松本 恵子	
12	大洲市食生活改善推進協議会	三瀬 琴香	
13	大洲市自治会連絡会議	山内 勝之	
14	肱川地区	山田 晴夫	

50 音順 敬称略

#### 4. 計画策定の経過(地域福祉推進委員会の開催状況等)

年 月 日	内 容
平成31年 4月 1日から 令和 2年 3月 31日まで	在宅介護実態調査 (配布数 971 件、回収数 971 件、回収率 100.0%)
令和 2年 1月 28日から 令和 2年 2月 29日まで	高齢者に関する市民意識調査 (配布数 1,000 件、回収数 466 件、回収率 46.6%)
令和 2年 2月 10日から 令和 2年 3月 19日まで	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (配布数 786 件、回収数 556 件、回収率 70.7%)
令和 2年 5月 29日	第 1 回大洲市地域福祉推進委員会 (1) 正副会長の選任 (2) 委員会への諮問 (3) 計画策定の概要について説明
令和 2年 10月 23日	第 2 回大洲市地域福祉推進委員会 (1) 第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案 説明 (2) 各アンケート内容及び調査結果について報告
令和 2年 11月 24日	大洲市議会全員協議会で計画素案について説明
令和 2年 11月 26日	第 3 回大洲市地域福祉推進委員会 (1) 第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案 説明
令和 2年 12月 15日から 令和 3年 1月 15日まで	パブリックコメント実施
令和 3年 1月 29日 (承認日)	第 4 回大洲市地域福祉推進委員会(書面開催) (1) 第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画原案について承認
令和 3年 2月 12日	大洲市地域福祉推進委員会から大洲市長へ答申
令和 3年 3月 18日	大洲市議会において介護保険条例の改正について議決 (原案可決)

大洲市

高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

【第8期計画:令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】

発行年月:令和3年3月

発行:愛媛県大洲市

編集:市民福祉部 高齢福祉課

住所:〒795-8601

愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

TEL:0893-24-1714

FAX:0893-24-0961